

三重県広域受援計画

(素案)

平成29年11月21日版

三 重 県

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第1 基本的な考え方	1
第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の適用	6
第4節 発災からの経過時間に応じた国、県、市町等の活動目標	7
第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割	8
第1 国緊急災害対策本部	8
第2 県災害対策本部	8
第3 県地方災害対策部	8
第4 市町災害対策本部	8
第6節 市町の受援業務	9
第7節 活動拠点等	10
第8節 平時からの準備	12
第1 平時の取組	12
第2 計画の見直し	12
第9節 広域応援の枠組	13
第10節 海外からの支援への対応	14
第2章 緊急輸送ルートに関する計画	19
第1節 要旨	19
第1 目的	19
第2 計画に基づく活動期間	20
第3 概要	22
第2節 関係機関の役割	24
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関	25
第2 海上輸送拠点等へのルート確保	27
第3節 緊急輸送ルートの啓開活動	29
第1 被害状況の情報収集と提供	29
第2 災害時における車両の移動等に関する要請	29
第3 道路啓開方針の決定	29
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有	30
第5 関係機関への支援要請	30
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施	30
第7 海上輸送拠点等の活用（航路の使用）	31
第3章 救助・救急、消火活動に関する計画	37
第1節 要旨	37
第1 目的	37

第2	計画に基づく活動期間.....	37
第3	概要.....	39
第2節	関係機関の役割.....	41
第1	指揮または調整を行う機関.....	42
第2	救助・救急、消火活動を行う機関.....	42
第3節	初動.....	43
第1	県内救助機関への要請.....	43
第2	各市町の被害情報の収集.....	43
第3	県内部隊による救助・救急、消火活動の実施.....	43
第4	広域応援部隊への応援要請.....	44
第5	救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定.....	44
第6	各救助機関の態勢の確認.....	44
第7	広域応援部隊の進出拠点への進出.....	45
第4節	受入れ調整.....	48
第1	救助機関の部隊展開の基本方針の決定.....	48
第2	救助活動拠点及び道路啓開情報の共有.....	48
第3	救助活動拠点の確保.....	48
第4	県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導.....	48
第5	救助活動拠点の利用調整.....	48
第6	救助活動拠点の利用状況の共有.....	49
第5節	支援活動及び調整.....	50
第1	救助機関による救助・救急、消火活動の実施.....	50
第2	救助要請情報等の収集と共有.....	50
第3	救助機関の活動調整.....	50
第4	ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応.....	51
第6節	生活支援.....	52
第1	県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整.....	52
第2	各救助機関による生活支援の実施.....	52
第4章	医療活動に関する計画.....	57
第1節	要旨.....	57
第1	目的.....	57
第2	計画に基づく活動期間.....	57
第3	概要.....	58
第2節	関係機関の役割.....	60
第1	指揮または調整を行う機関.....	61
第2	被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）.....	62
第3節	初動.....	63
第1	応援要請.....	63
第2	被災状況の収集.....	64
第4節	受入れ調整.....	67
第1	保健医療チームの活動方針の決定.....	67
第2	保健医療チームの受入れ.....	67
第5節	支援活動及び調整.....	69
第1	関係者による連絡会議の開催.....	69
第2	重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）.....	70

第5章 物資調達に関する計画	75
第1節 要旨	75
第1 目的	75
第2 計画に基づく活動期間	75
第3 概要	77
第2節 関係機関の役割	80
第1 指揮または調整を行う機関	81
第2 物資支援活動を行う協定締結機関	81
第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関	82
第3節 初動	83
第1 応援要請	83
第2 被災状況の収集	84
第4節 受入れ調整	85
第1 広域物資輸送拠点の確保	85
第2 広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け	86
第5節 支援活動及び調整	88
第1 地域内輸送拠点への輸送	88
第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	91
第3 応急給水にかかる受援活動	92
第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	99
第1節 要旨（燃料供給）	99
第1 目的	99
第2 計画に基づく活動期間	99
第3 概要	100
第2節 関係機関の役割（燃料供給）	102
第1 指揮または調整を行う機関	102
第2 燃料供給を行う機関	102
第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給	103
第1 平時の事前準備	103
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	103
第3 災害発生時の対応（国への要請）	104
第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給	105
第1 平時の事前準備	105
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	105
第3 災害発生時の対応（国への要請）	106
第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給	107
第1 県内での対応	107
第2 国への要請	107
第3 燃料供給の受入れ対応	107
第6節 製油所からの燃料輸送	108
第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）	109
第1 目的	109
第2 計画に基づく活動期間	109
第3 概要（電力）	110
第4 概要（ガス）	111

第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）	112
第1 指揮または調整を行う機関	112
第2 電力の臨時供給を行う機関	112
第9節 電力の臨時供給	113
第1 平時の事前準備	113
第2 災害発生時時の対応（県内での対応）	113
第3 災害発生時時の対応（国への要請）	113
第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）	115
第1 指揮・調整を行う機関	115
第2 ガスの臨時供給を行う機関	115
第11節 ガスの臨時供給	116
第1 平時の事前準備	116
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	116
第3 災害発生時の対応（国への要請）	116
第7章 ボランティアの受入れに関する計画	121
第1節 要旨	121
第1 目的	121
第2 計画に基づく活動期間	122
第3 概要	123
第2節 関係機関の役割	127
第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関	127
第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関	127
第3節 ボランティアの受入れ	128
第1 初動	128
第2 受入れ調整	128
第3 支援活動及び調整	129
第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画	133
第1節 要旨	133
第1 目的	133
第2 計画に基づく活動期間	133
第3 概要	134
第2節 関係機関の役割	135
第1 指揮または調整を行う機関	136
第2 介護職員等を派遣する関係団体	137
第3節 初動	138
第1 応援要請	138
第2 被災状況の収集	138
第4節 受入れ調整	140
第1 介護職員等の活動方針の決定	140
第2 介護職員等の受入れ・活動調整	140
第5節 支援活動及び調整	141
第1 介護職員等の活動支援	141

第9章	自治体応援職員の受入れに関する計画	145
第1節	要旨	145
第1	目的	145
第2	計画に基づく活動期間	145
第3	概要	146
第2節	関係機関の役割	149
第1	自治体応援職員を受入れる機関	149
第2	自治体応援職員の派遣調整を行う機関	149
第3	自治体応援職員の派遣を行う機関	149
第3節	一般事務職員の受入れ	150
第1	初動	150
第2	受入れ調整	150
第3	支援活動及び調整	151
第4節	専門職種職員の受入れ	152
第1	初動	152
第2	受入れ調整	152
第3	支援活動及び調整	152
第4	主な専門職種職員の受入れ	153
第5節	自治体応援職員の受援状況の進行管理	155
第1	受援状況の進行管理	155
第6節	市町における自治体応援職員の受入れ	155
第1	平時の取組	155
第2	災害発生時の活動	155
第7節	自治体応援職員の業務内容	157
第1	県の業務	158
第2	市町の業務	164

第1章

総則

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第1 基本的な考え方	1
第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の適用	6
第4節 発災からの経過時間に応じた国、県、市町等の活動目標	7
第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割	8
第1 国緊急災害対策本部	8
第2 県災害対策本部	8
第3 県地方災害対策部	8
第4 市町災害対策本部	8
第6節 市町の受援業務	9
第7節 活動拠点等	10
第8節 平時からの準備	12
第1 平時の取組	12
第2 計画の見直し	12
第9節 広域応援の枠組	13
第10節 海外からの支援への対応	14

第1章 総則

第1節 基本方針

第1 基本的な考え方

1 計画の基本方針

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される三重県としては、災害発生後、迅速かつ確実に応急対策活動を実施するとともに、国、他県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、必要な事項について、予め「三重県広域受援計画」（以下「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、県内市町、各分野に関係する機関、有識者等の協力（ワーキンググループでの議論や、総合図上訓練・総合防災訓練での検証等）を得て、緊密に連携し検討を重ね、また、熊本地震や東日本大震災等の教訓をふまえて策定したものである。

国は、南海トラフ地震発生時において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「国の具体計画」という。）に基づき、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び海上保安庁の部隊、災害派遣医療チーム（DMAT）、災害派遣精神医療チーム（DPAT）、その他の応援部隊を県内に迅速に投入し、人命救助を第一とした応急対策活動を実施するとともに、支援物資や燃料等の供給を行うこととなっている。

県は、本計画に基づき、南海トラフ地震やその他の大規模災害時に、国の具体計画による応援のほか、熊本地震等をふまえ、ボランティア、高齢者や障がい者等を支援する職員及び自治体職員の応援についても想定し、円滑に受援活動を行い、被災者支援につなげることとする。

また、受援にあたっては、県、市町、防災関係機関及び国の応援部隊等は、緊密に連携し各活動を実施する。

2 計画の構成

本計画は、国の具体計画に対応した「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療活動」、「物資調達」、「燃料供給及び電力・ガスの臨時供給」の分野の計画を策定し、整合性を図っている。

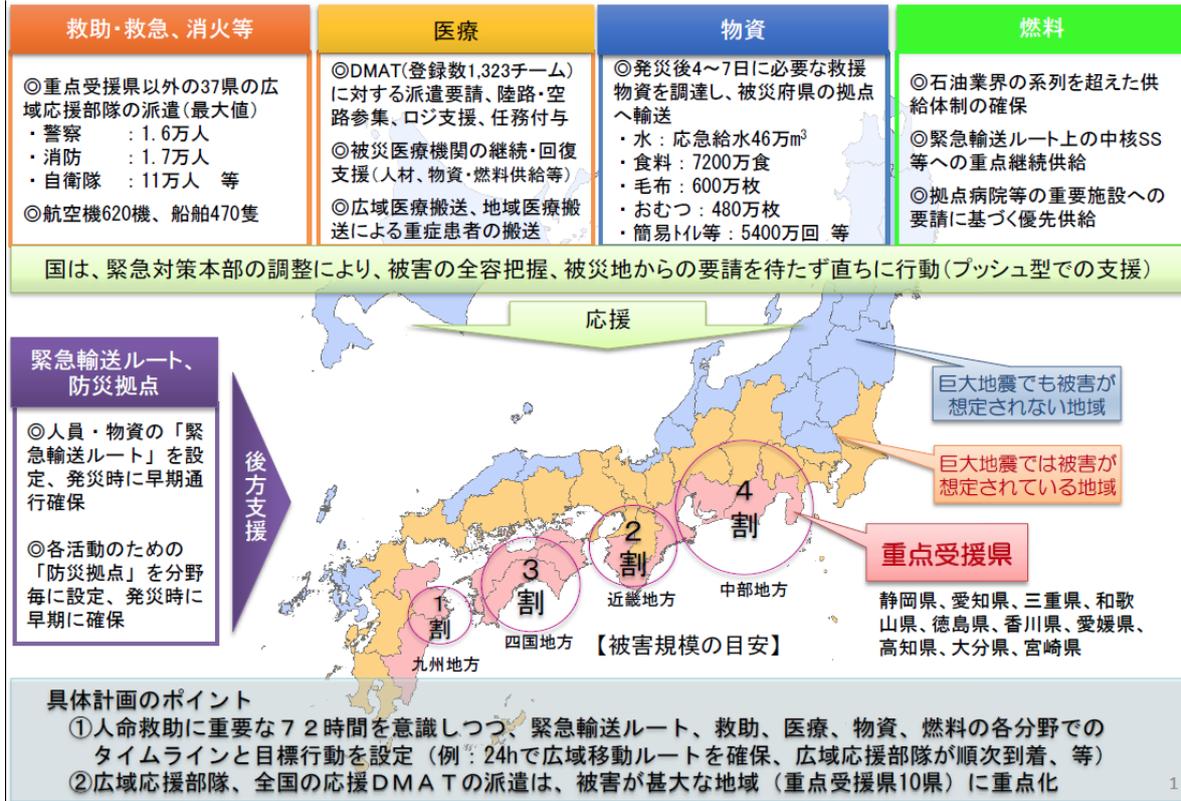
これに加え、県独自に「自治体応援職員の受け入れ」、「ボランティアの受け入れ」、「介護職員等の受け入れ」に関する計画を定め、より広範な受援計画としている。

また、国や他県の応援に対し、県の受援対応だけでなく、市町の受援対応も考慮した計画としている。

3 計画の対象期間

各分野の活動に応じ期間を設定する。

図表 1-1 国の具体計画の概要



(資料) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(概要版)

第2 過去の大規模災害の教訓をふまえた計画

本計画の策定にあたっては、熊本地震や東日本大震災等過去の大規模災害における受援に関する教訓をふまえたものとする。分野別の主な教訓は、次のとおりである。

1 緊急輸送ルートに関する教訓

(1) 事前に緊急輸送ルートを定めておくことが必要

阪神・淡路大震災の際には、高速道路が倒壊する等により緊急輸送路が破断されるとともに、一般車両も多数流入して緊急輸送ルートを迅速に啓開できなかった。この教訓をふまえ、緊急輸送ルートをあらかじめ定めておき、一般車両の通行禁止を徹底し、自衛隊や緊急消防援助隊、DMAT、物資輸送等の外部からの応援部隊の車両が迅速に目的地に到達できる等の大きな対策が講じられている。新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震でも、その効果が確認されている。

このため、応援部隊の被災地への到達や人員、重傷患者、物資、燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、幹線ルートのみならず、防災対策上重要な拠点までの緊急輸送ルートをあらかじめ定めておくことが必要である。

(2) 道路啓開情報や交通規制情報の共有が必要

熊本地震において、高速道路の一部区間が通行止めとなり、一般国道で渋滞が発生し、緊急支援に関する車両の目的地到着に支障を来した例がある。また、被災により通行止め箇所が複数発生し、通行可否の把握に困難が伴い、応援部隊が円滑に目的地

に到着できない例もあった。

このため、通行可能道路や道路の啓開活動が完了し通行が可能となった道路の情報や交通規制情報について、関係機関と円滑に情報を共有し、一体となって応急対策が実施できるようにすることが必要である。

2 救助・救急、消火活動に関する教訓

(1) 最大規模の部隊投入を想定した活動拠点の事前選定が必要

熊本地震では、活動拠点の空きスペースや施設のキャパシティーに余裕がなかったことや、二次災害の恐れのある施設を活動拠点としていたことなど、受入れ拠点を十分に確保できなかった事例があった。

このため、あらかじめ最大規模の部隊投入を想定した救助活動拠点の事前選定が必要である。

(2) 地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援が必要

熊本地震において、応援部隊は、被災地の土地に不案内な職員・隊員が多いため、各種の対策活動を実施する目的地に到達しにくいことがあったが、地元の警察隊や消防団等による交通対策や先導により、円滑な通行や目的地への到達が可能となった。

このため、応援部隊が円滑に活動できるよう、地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援の役割を明確にしておくことが必要である。

(3) ヘリコプターの運航調整等について具体的な対応を定めておくことが必要

東日本大震災では、自衛隊ヘリ、防災ヘリ、ドクターヘリ等派遣主体の異なるヘリコプターが一度に参集し、各主体間の調整が十分ではない面があったこと等運航調整面での課題があった。熊本地震においても、災害発生時におけるドクターヘリの運航調整等について、「熊本県ヘリ救急搬送運航要領」等で具体的な対応を定めていなかったため、発災直後は情報が混乱する場面があった。

このため、ヘリコプターの運航調整等について、あらかじめ定めておくことが必要である。

3 医療活動に関する教訓

(1) 災害医療コーディネーターを通じた関係機関との連絡調整が必要

宮城県では、東日本大震災前の平成21年に災害医療コーディネーター制度が設けられており、震災では災害発生直後より災害医療コーディネーターが災害対策本部において、患者の広域搬送や外部からの支援の受入れ調整等、外部との支援調整に尽力していた。また、被害が甚大であり、エリア毎に対応が求められたことから、現地で調整にあたるコーディネーターを急遽配置した地域もあった。

このことから、災害医療コーディネーターを含めた体制をあらかじめ整備し、保健医療にかかる被災者ニーズの把握、関係機関との連絡調整等を円滑に進められるようにしておくことが必要である。

(2) 保健医療チームの受入れ体制と情報共有の仕組みの構築が必要

熊本地震では、DMAT、DPAT、災害支援ナース等が地域に派遣された。

このような様々な保健医療チームが応援活動を円滑に実施できるよう、これらのチームに対する受援方法、体制についてあらかじめ定め、県と市町との間で受援状況の情報共有を行う仕組みを定めておくことが必要である。

4 物資調達に関する教訓

(1) 物流専門家との連携による受入れ体制が必要

熊本地震では、受入れた支援物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。

このため、災害対策本部及び物資拠点におけるオペレーションには、物流専門家のノウハウの活用が必要である。トラック協会・倉庫協会等との協定内容を確認し、ブ流通専門家の受入れを想定した体制整備が必要である。

(2) 国のプッシュ型支援の対応準備と情報収集・伝達が必要

熊本地震では、国のプッシュ型支援が行われ、県の一次拠点には支援物資が届き、一定の効果は認められた。一方で、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し、受入れの人員が不足するなど現場に混乱が生じた。

このように、支援物資にかかる情報伝達について課題が明確になったため、ICTの活用等による情報収集・伝達について、あらかじめ対策を定めておくことが必要である。

(3) 応急給水にかかる市町や日本水道協会との体制確保が必要

紀伊半島大水害（平成23年9月台風第12号）において、紀宝町では、取水施設が浸水するとともに、道路の陥没や路側の崩壊により送水管や配水管が被災したことにより断水し、全世帯に給水できるまでに約9日間を要した。

国の具体計画では、飲料水について、「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。」と定められている。

このため、市町や日本水道協会と情報共有を行い、円滑に応急給水を実施する体制の確保が必要である。

5 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する教訓

(1) 緊急車両認定の周知等事前準備

熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した。

このため、緊急車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。

(2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要

熊本地震では、本震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。

このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。

6 ボランティアの受入れに関する教訓

熊本地震では、一般ボランティア以外のNPO等の災害ボランティアとの連携がうまくできず、避難所の運営支援を熟練したNPO等に要請するなどの初動対応が円滑に実施できなかった。また、一般ボランティアについても、必要以上にボランティアが集まった自治体と、必要なボランティア数を確保できない自治体があるなど、ボランティア希望者の過不足が発生した。

このため、ボランティアセンターにおける受入れ体制について、現地調整希望型支援者（いわゆる一般ボランティア）、重機作業や介護等提供できる支援メニューを持って駆けつけるプログラム提供型支援者、ボランティアセンターの調整を行う団体など、ボランティアの種類に応じた受入れ体制を構築し、自発的な支援活動を円滑かつ効果的に実施できるようにすることが必要である。

7 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する教訓

熊本地震では、保健福祉分野の応援職員として、医師会等の医療サービス系の職員以外にも、介護支援専門員協会、医療社会福祉協会、社会福祉士会、介護福祉士会、理学療法士会、作業療法士会、日本栄養士会等、多くの医療・保健・福祉分野における専門職能団体からの人的支援があった。

一方、福祉避難所等における介護職員の不足等により、発災直後は福祉避難所制度が十分な運用ができなかった。また、介護職員等の応援派遣スキームが確定するまでに時間を要したり、被災施設のニーズや全国からの応援可能職員の状況が変化する中、実施後も厚生労働省や関係機関と何度も協議が必要であったり、派遣の終了時期の見極めが難しい等、介護職員等の受入れについて多くの課題を残した。

このため、災害発生時における介護職員等の受入れについて、ニーズに対するマッチングや関係機関との情報共有の方法などを定めておく必要である。

8 自治体応援職員の受入れに関する教訓

熊本地震においては、4月14日に発生したマグニチュード6.5の地震の直後から他県の職員が応援に被災自治体に派遣されたが、被災自治体における自治体応援職員を活用する業務内容や量の精査が必ずしも十分でなく、過不足が生じた事例があった。また、多数の自治体応援職員を受入れるための宿泊場所や執務環境が十分に確保できず、自治体応援職員の活動が制約される事象もあった。

このため、自治体応援職員を円滑に受入れ、適材適所に職員を適切に割当てができるよう、あらかじめ受入れ体制を整備するとともに、受援状況の共有方法等について定めておくことが必要である。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、地域防災計画に基づく計画であり、特に受援について定めた計画である。

計画名	計画の位置づけ
三重県地域防災計画	予防から復興までを対象とした県の防災対策を総括する基本計画
三重県広域受援計画	南海トラフ地震等の広域応援を要する災害の発生から受援が終わるまでを対象とした受援に特化した計画

第3節 計画の適用

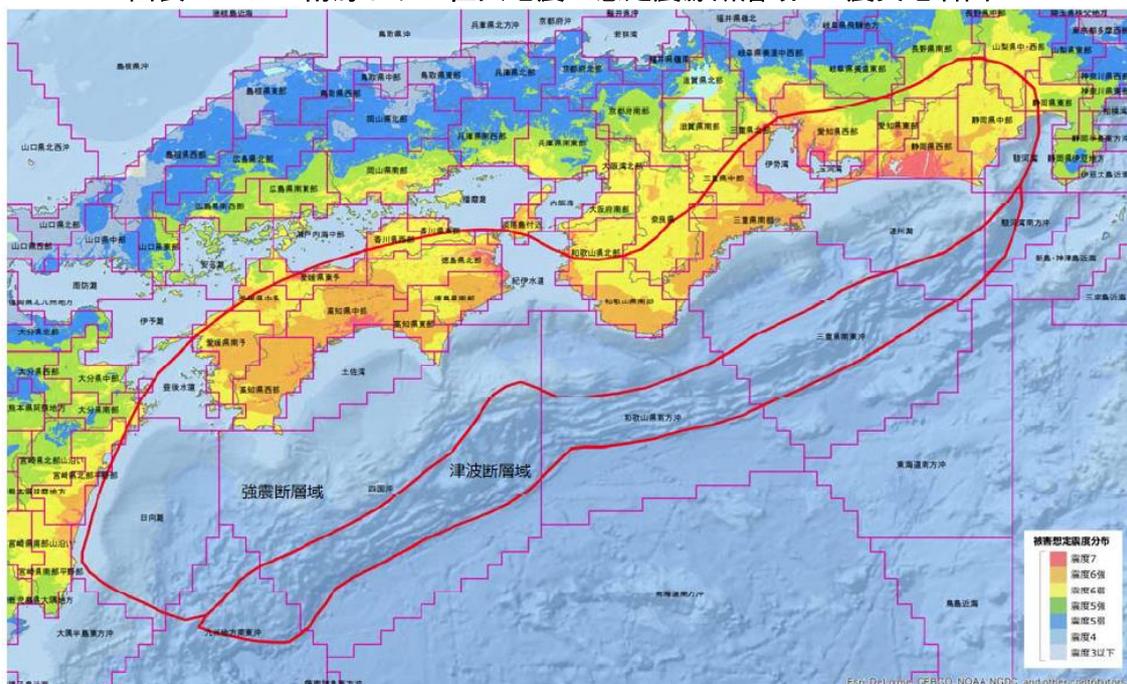
本計画は、以下の場合に適用する。

- ①国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要性が生じた場合

国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

図表 1-2 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図²⁾



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等 (平成 24 年 8 月 29 日公表資料 1-1)

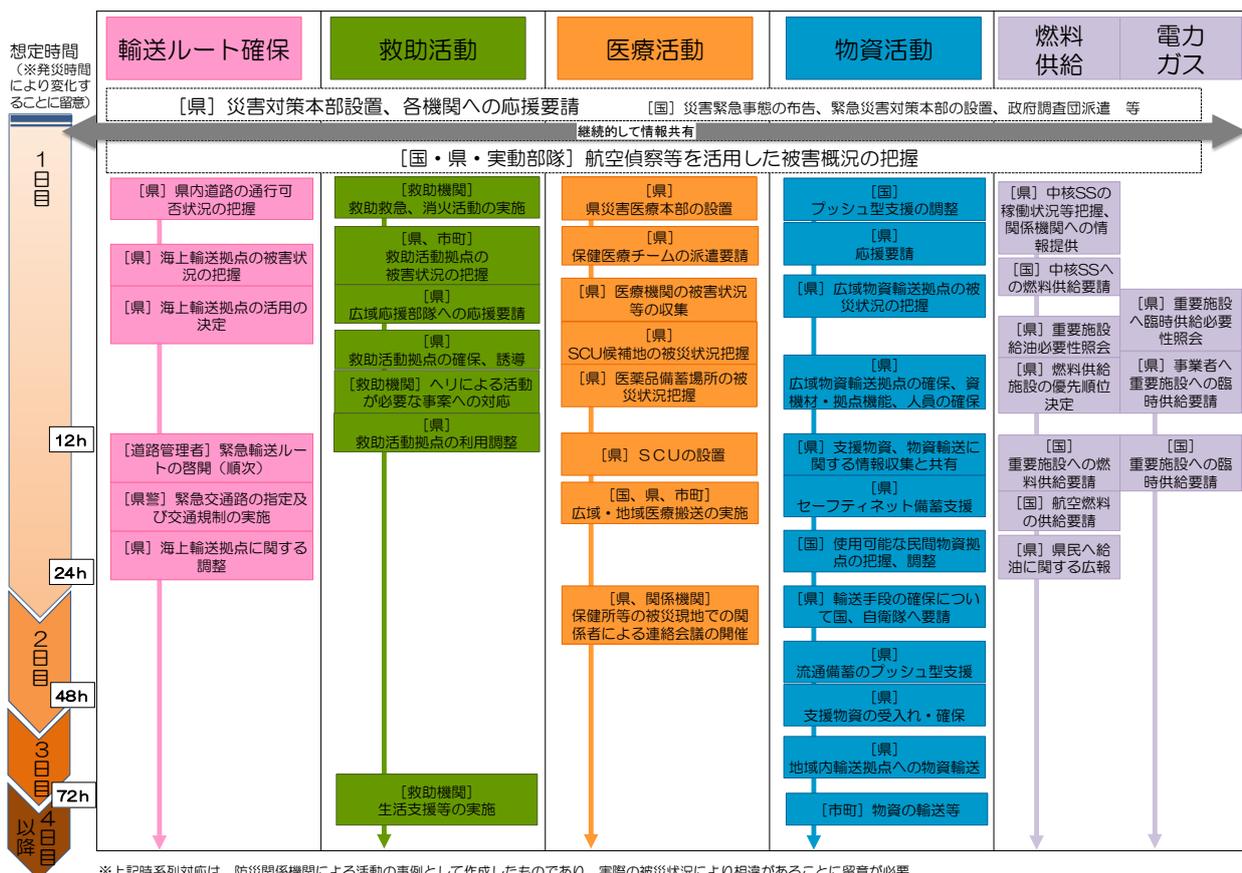
2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/>

(資料) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

第4節 発災からの経過時間に応じた国、県、市町等の活動目標

国、県、市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、あらゆる人的・物的資源を最大限に活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、図表1-3「南海トラフ地震発生時における国・県・市町等の時系列の活動目標」とおり、発災からの経過時間に応じた活動目標を定める。

図表 1-3 南海トラフ地震発生時における国・県・市町等の時系列の活動目標



※上記時系列対応は、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割

県及び市町は、災害対策本部を設置し、本計画及び地域防災計画等に基づく災害応急対策を実施する。

第1 国緊急災害対策本部

国緊急災害対策本部は、国の具体計画等に基づく被災地に対する支援及び総合調整を行う。

第2 県災害対策本部

県災害対策本部は、全県にわたる災害応急対策活動を円滑に実施するため、国、市町、関係機関と情報共有、活動調整及び要請等を行う。

第3 県地方災害対策部

県地方災害対策部は、管内市町及び防災関係機関等と災害応急対策に必要な調整を行うとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援を要請する。

県地方災害対策部には、地方統括部として、総括班、救援物資班、被災者支援班が設置され、地方部長の指揮監督のもと活動を行う。

社会基盤対策と保健医療対策については、建設事務所、農林水産事務所及び保健所等関連の事務所が、県災害対策本部各部隊からの指示等に基づき活動を行う。

第4 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内に所在している消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等と連携して人命救助活動等を実施するとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県地方災害対策部に対し、応援を要請する。

第6節 市町の受援業務

本計画で定める各分野の活動において想定される市町の主な受援業務は、以下のとおりである。

市町においては、これらの業務について、あらかじめ担当課等を明確にし、業務実施の手順を整理しておく必要がある。

県においても、下記の業務について市町の体制が確保されているか、市町とあらかじめ情報共有し、県と市町の連携体制の確保を図っておく必要がある。

図表 1-4 市町の受援業務一覧

分野	市町の主な受援業務
緊急輸送ルート (第2章)	・市町道の被害状況、通行可否情報の収集・提供
救助・救急、消火活動 (第3章)	・被害状況の収集 ・県地方災害対策部への連絡及び応援要請 ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む） ・救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 ・救助機関の受入れ ・救助活動拠点の利用調整
医療活動 (第4章)	・医療救護所の設置・運営に際し、保健医療チームと連携 ・被災者ニーズの情報収集 ・保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携
物資調達 (第5章)	・避難所のニーズ収集 ・協定締結先からの支援物資の調達 ・県地方災害対策部と連携した支援物資の調達 ・地域内輸送拠点の開設・運営 ・支援物資の受入れ、避難所までの輸送
燃料供給及び電力・ガスの 臨時供給 (第6章)	・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請 ・市町が管理する重要施設への臨時供給（電力・ガス）にかかる県への要請
ボランティアの受入れ (第7章)	・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの関係部署への情報提供や官民連携推進 ・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携
高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ (第8章)	・県へ社会福祉施設の被害状況の報告 ・県との情報共有 ・県社会福祉協議会との情報共有
自治体応援職員の受入れ (第9章)	・市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置 ・庁内からの人的支援ニーズの把握、県への要請 ・自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・自治体応援職員の勤務管理 ・受援状況のとりまとめと報告

第7節 活動拠点等

「第2章 緊急輸送ルートに関する計画」から「第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画」の各章に関係する活動拠点等は以下のとおりである。

図表 1-5 活動拠点等の種類

分野	分類	機能
緊急輸送ルート (第2章)	海上輸送拠点(港湾)及び地域防災計画に位置づけられた漁港	緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等に活用される拠点
救助・救急、消火活動 (第3章)	広域進出拠点及び進出拠点	自衛隊、消防、警察、海上保安庁、国土交通省 T E C - F O R C E 等の広域応援部隊が、速やかに被災地域での活動を展開できるよう定められた拠点 広域進出拠点は、広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標 進出拠点は、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所
	救助活動拠点	各救助機関が救助救急活動を行う際に利用する県内の拠点
	ヘリベース	災害時に人命救助などを行うヘリコプターの出動の拠点となる場所 災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点
医療活動 (第4章)	航空機用救助活動拠点	ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点
	災害拠点病院	災害時における医療体制の充実強化を図るための医療機関であり、厚生労働省が定める災害拠点病院指定要件を満たした医療機関
	S C U Staging Care Unit	基本的に近隣の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するために設置する拠点
物資調達 (第5章)	医療救護所	災害発生時に、市町や保健医療チームが連携して設置・運営し医療活動を行う場
	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	国等からの調整によって供給される物資を県が受入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点(市町物資拠点)や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する拠点
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	広域物資輸送拠点等から供給される物資を市町が受入れ、避難所に向けて物資を送り出すために設置する拠点
	民間物資拠点	広域物資輸送拠点が被災し活用できない場合等を想定し、予め代替拠点として確保した民間物流施設

分野	分類	機能
燃料供給及び電力・ガスの臨時供給 (第6章)	中核給油所（中核SS）	自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応力の高いサービスステーション（SS）
	小口燃料配送拠点	平時は取引先に燃料配送を行う地域配送拠点（給油サービスステーション）
	製油所	原油を受入れ、これを精製してガソリン、灯・軽油、重油などの各種石油製品を製造し、これらを貯蔵し出荷する石油精製工場
	一般送配電事業者	送電線、変電所等を維持・運用し、電気を他者に送り届けることを主な事業とする事業者 災害発生時には、電源車を重要施設に派遣し電力の臨時供給を実施
	一般ガス導管事業者	導管等を維持・運用し、ガスを他者に送り届けることを主な事業とする事業者 災害発生時には、移動式ガス発生設備を重要施設に派遣しガスの臨時供給を実施

第8節 平時からの準備

第1 平時の取組

県は、本計画の実効性を高めるため、平時から以下の取組を実施する。

1 訓練による検証

訓練による検証を繰り返し実施し、訓練で判明した問題点や要改善点について、計画内容を修正していく。

2 研修・連絡会議等での共有

職員研修や連絡会議等で、本計画について繰り返し説明の場を設け、計画内容の周知を図る。

これらの研修や連絡会議等を開催した後、研修受講者や連絡会議等出席者は、各自の所属において内容を共有し、全職員の本計画への理解を高める。

3 拠点の管理

本計画で定めた防災拠点（救助活動拠点、SCU、広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点）については、拠点の施設管理者と連携しながら、災害発生時において円滑に各拠点機能を果たすことができるよう、必要な資機材の確認や拠点運用の実動訓練を実施するなど、必要な対策を講じる。

4 関係機関間の顔の見える関係づくり

大規模災害時には、数多くの関係機関が連携を密にし、被災者支援にあたることが重要であるため、平時から顔の見える関係づくりに努める。

第2 計画の見直し

上記の平時の取組に基づいて、本計画の見直しを継続的に行う。

このほか、国の具体計画が修正された場合や、国・県・市町及び関係機関の体制変更、施設整備の進捗等もふまえながら継続して見直しを行い、必要な修正を行う。

第9節 広域応援の枠組

県は、国の具体計画に基づく応援以外にも全国からの広域応援を必要とする場合には、「全国都道府県における災害発生時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、所定の文書様式、電話等で応援要請を行う。

このような広域応援に対する受援体制も、本計画の対象である。
各協定が定めている応援の内容は、次のとおりである。

図表 1-6 県が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請先	自治体応援
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県) 中部ブロック 富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	中部ブロック 幹事県 ¹	ブロック内で調整の上、応援県を決定
中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県、名古屋市	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	(太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県	(太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 徳島県、関西広域連合	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	関西広域連合 (兵庫県)	協定自治体内で調整の上、応援県を決定
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	三重県、奈良県、 和歌山県	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣 (4)ヘリコプターの活用	奈良県 和歌山県	奈良県 和歌山県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、 町村会(県内全市町)	(1)物資等の提供 (2)施設、業務の提供 (3)職員の派遣	県地方災害対策部及び応援市町	県及び応援市町

¹中部ブロック幹事県：次の順で各県持ち回り。

富山県(H29)→石川県(H30)→福井県(H31)→長野県(H32)→岐阜県(H33)→静岡県(H34)→愛知県(H35)→三重県(H36)→富山県(H37)→以降、繰り返し

第10節 海外からの支援への対応

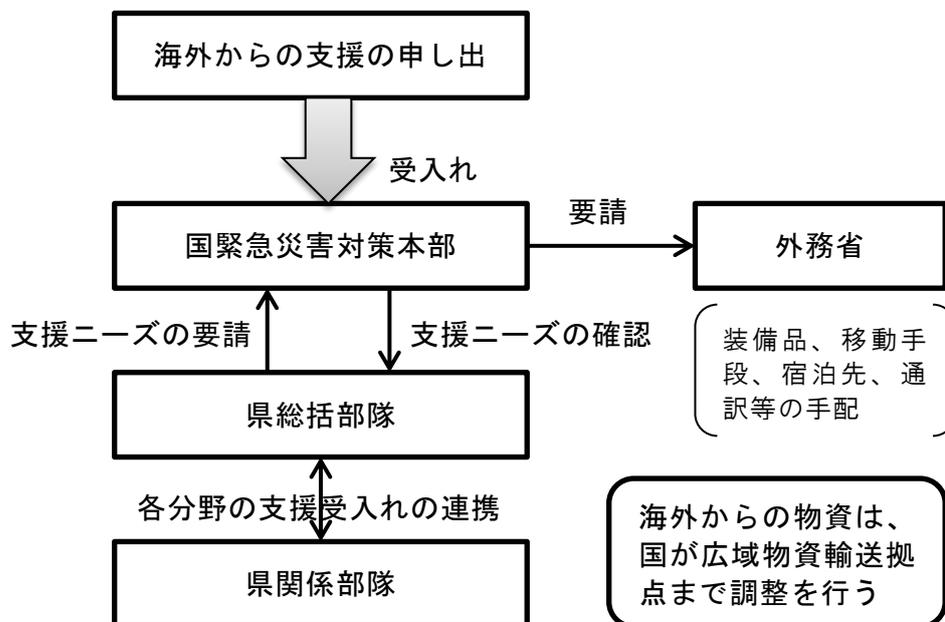
海外支援の受入れにあたっては、被災自治体に過度な負担が生じないように国が支援するため、積極的に活用することとする。

海外からの人的支援・物的支援の申し出がある場合の受入れは、国の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となり、県は緊急災害対策本部から支援ニーズの有無の確認を受けることとなる。

物的支援については、日本国内に物資が到着し、県の広域物資輸送拠点までの輸送は国が調整を行う。人的支援の受入れにあたっては、外務省が、水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国の駐日大使館にて確保するよう要請し、その旨を確認する。また、海外からの捜索・救助チームや医療チームには、外務省の職員（リエゾン）が帯同する。

県災害対策本部においては、県総括部隊が海外からの支援の調整窓口となり、物資の受入れや捜索・救助チーム、医療チームの各チームの支援受入れにあたっては、県総括部隊と関係部隊が連携して対応する。

図表 1-7 海外からの支援の受入れの流れ



【参考：東日本大震災における海外支援の事例】

○163か国・地域及び43国際機関から支援の申し出があった（平成29年6月8日現在）

(1) 支援内容

①緊急援助隊等による支援

医療支援チーム、原子力専門家・専門機関、復旧支援チーム、緊急救助隊、レスキューチーム、人道支援チーム、救助犬チーム、在日米軍（トモダチ作戦）、豪空軍機（輸送支援）

②緊急物資の支援

食料・飲料、衣類・くつ類、寝具、医療品・衛生品・衛生施設、育児・こども用品、生活用品、スポーツチームや芸能人の応援メッセージが書かれたTシャツや毛布等、サバイバルキット、可動式倉庫、移動可動式発電機、パソコン、ソーラーパネル式の携帯充電器、セキュリティソフトのライセンス、工業用内視鏡、灯油、ガソリン、ディーゼル油、液化天然ガス（LNG）、原油、液化石油ガス（LPガス）等

③義援金、寄付金

（資料）外務省ホームページ「世界各国・地域等からの緊急支援」

緊急物資の内容は「東日本大震災への海外からの支援実績のレビュー調査（一財国際開発センター）」（平成25年3月）

(2) 自治体の対応（宮城県）

①人的支援の受入れ

警察庁ではこのうち、韓国、シンガポール、メキシコ、台湾、ロシア、フランス、モンゴル、南アフリカ、トルコ及びインドの計10か国、577人の支援部隊の受入れに対応し、被災県警察では、これら支援部隊と協力して捜索活動に従事した。

外国からの救助チームや災害救助犬団体等の受入れについては、被災地消防本部間で活動する市町村の選定を実施した。

②外国からの義援物資への対応

外国政府（外務省を經由）や通常業務で関係のある企業からの物資については、経済商工観光部国際経済・交流課が受入窓口となった。同課では、特に外国政府に対する担当1人を固定配置し、本部事務局と連携しながら受入れを行う体制をとった。

③寄附金の受付

国内から日本円で入金される口座、外国から日本円で入金される口座及び外国から外貨で入金される口座を開設し、受付を行った。

（資料）「東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証（宮城県）」（平成27年3月）

第1章 総則／海外からの支援への対応

第2章

緊急輸送ルート に関する計画

目 次

第2章 緊急輸送ルートに関する計画	19
第1節 要旨	19
第1 目的	19
第2 計画に基づく活動期間	20
第3 概要	22
第2節 関係機関の役割	24
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関	25
第2 海上輸送拠点等へのルート確保	27
第3節 緊急輸送ルートの啓開活動	29
第1 被害状況の情報収集と提供	29
第2 災害時における車両の移動等に関する要請	29
第3 道路啓開方針の決定	29
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有	30
第5 関係機関への支援要請	30
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施	30
第7 海上輸送拠点等の活用（航路の使用）	31

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、道路の寸断や沿道建物の倒壊による道路閉塞等の発生や、一般車両通行による渋滞発生により緊急支援に関する車両の目的地到着に支障をきたすことを想定しなければならない。

このような想定のもと、国は、全国の都道府県から被害が甚大な地域に到達し、活動するための必要最低限のルートとして緊急輸送ルートを定め、発災後の緊急輸送ルートの通行可否情報の共有、啓開活動・応急復旧、必要な交通規制の実施等による通行確保の活動を最優先で実施することとしている。

この「緊急輸送ルートに関する計画」は、被害が甚大な地域へ、全国からの人員・物資・燃料の輸送を迅速かつ円滑に行うことを目的として、緊急輸送ルートの啓開活動について定める。

第2 計画に基づく活動期間

各目的地と啓開目標²については、図表2-1のとおりとする。本計画の対象期間は、災害発生後おおむね1週間とする。

図表 2-1 目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標

用途 (主な所管部隊)	目的地(拠点)	啓開目標
災害対策拠点 (総括部隊)	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
医療活動拠点 (保健医療部隊)	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
救助活動拠点 (総括部隊)	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
物資拠点 (救援物資部隊)	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点 (総括部隊)	製油所	おおむね1～3日以内
航路による輸送拠点 (社会基盤対策部隊)	海上輸送拠点等 ³	おおむね1～7日以内

²啓開目標：緊急輸送ルート啓開の優先順位における指標の1つであり、実際のオペレーションにおいては、拠点・施設等の被災状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて臨機応変に対応を行う。なお、各啓開目標は、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)」、「中部版くしの歯作戦(道路啓開オペレーション計画)」を参考に設定している。

³海上輸送拠点等：海上輸送拠点(港湾)及び地域防災計画に位置づけられた漁港。

【タイムライン】

(緊急輸送ルートの啓開活動)

区分	行動項目
初動 (発災後12時間)	被害状況の情報収集
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災後24時間)	道路啓開方針の決定
	啓開活動
	道路啓開ルートにかかる県災害対策本部内の情報共有
	関係機関への支援要請
	災害時における車両の移動等に関する要請
	緊急交通路の指定及び交通規制の実施

※啓開活動は、通行可否状況に応じて、各道路管理者により12時間以内に順次開始される場合もある。

(海上輸送拠点等の活用(航路の使用))

区分	行動項目
初動 (発災後12時間)	被害状況の情報収集
	海上輸送拠点等の活用の決定
海上輸送拠点等の活用 (発災後24時間)	海上輸送拠点等に関する調整
	海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開
	海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

【参考】

くしの歯ルート各STEPの考え方
(中部版くしの歯作戦)

STEP	道路啓開ルート	確保目標
STEP 1 (くしの「軸」)	高速道路・直轄国道等の広域支援ルート	おおむね1日
STEP 2 (くしの「歯」)	災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設に至るルート	1～2日
STEP 3 (被災地)	被害が甚大な沿岸沿いのルート	3日
STEP 3 以降	被害地域全域へのルート	7日以内

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

発災後、県、道路管理者、港湾及び漁港管理者は、ただちに航空偵察等による被害概況の把握を行い、緊急輸送ルートの通行可否情報や海上輸送拠点等の被害状況の収集を行い、道路啓開方針を決定する。

県は、優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請するとともに、啓開の進捗状況を管理する。

県は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省TEC-FORCE等による支援が必要な場合は、要請を行う。

県公安委員会は、緊急交通路の指定を行い、また、県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入規制などの交通規制を実施する。

(2) 活動拠点

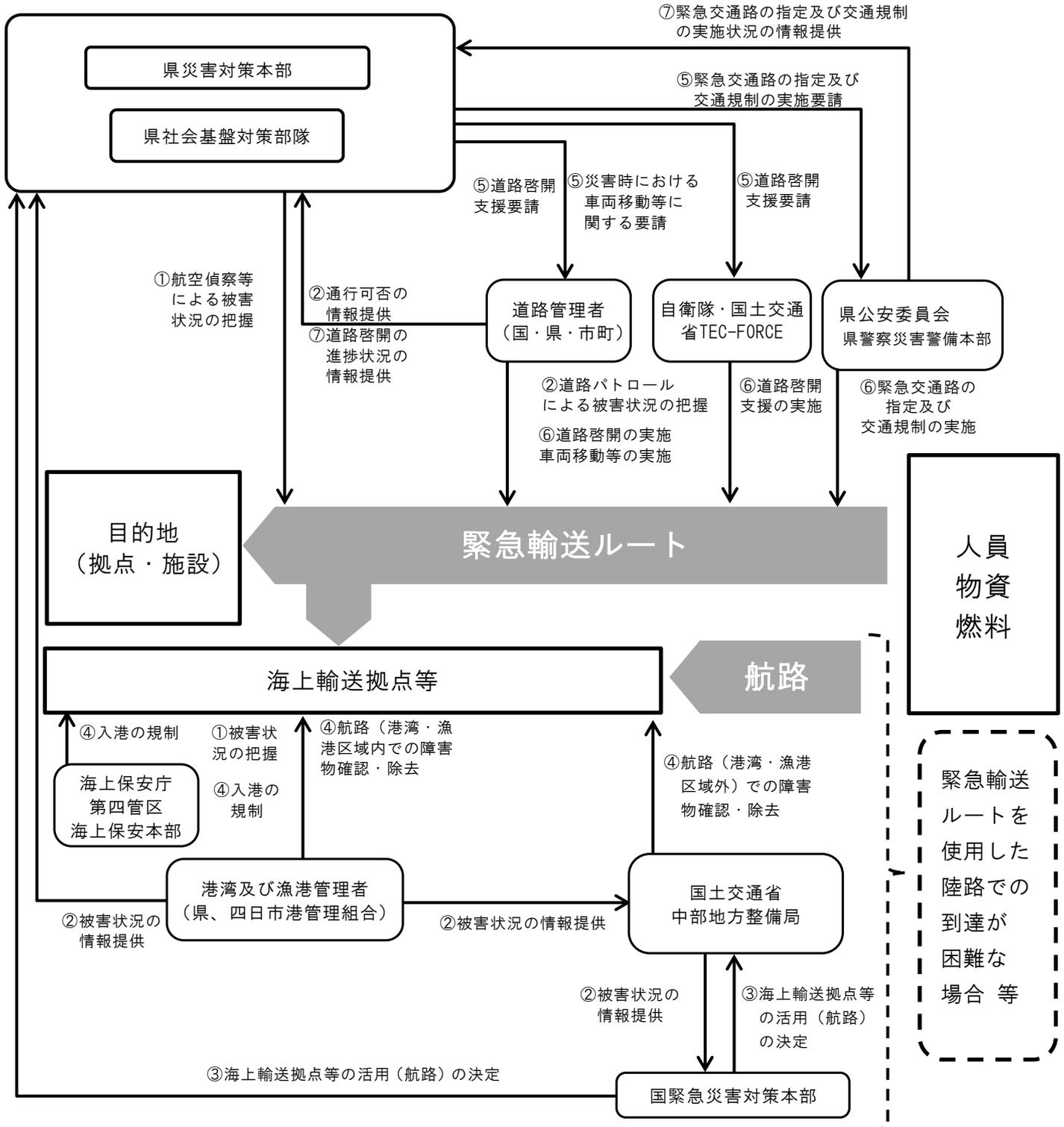
① 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等に活用される拠点であり、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港である。

2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ

緊急輸送ルートに関する活動の流れは、図表2-2のとおりである。なお、本計画で定める緊急輸送ルートは、資料編●●のとおりである。

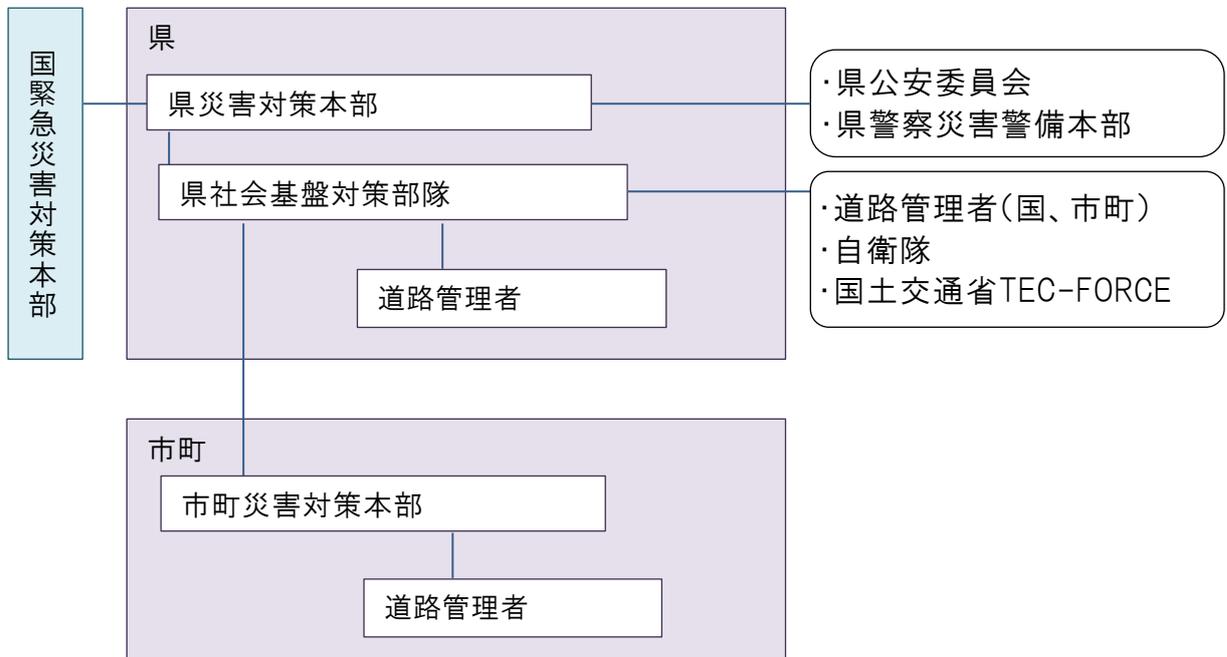
図表 2-2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ



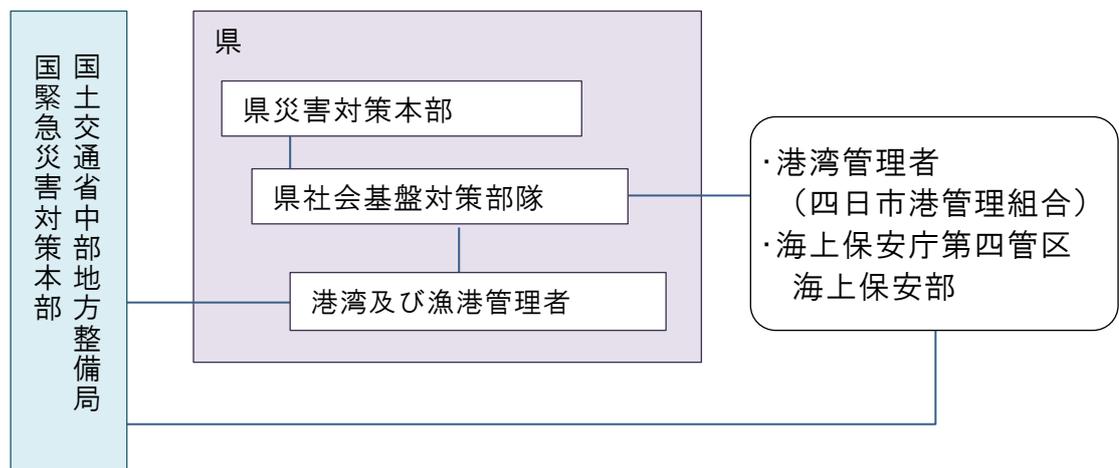
第2節 関係機関の役割

図表 2-3 緊急輸送ルートの啓開活動に関する関係機関の体制

●緊急輸送ルートの啓開活動



●海上輸送拠点等の活用（航路の使用）



第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関

1 指揮または調整を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集と提供 ・道路啓開方針の決定 ・車両の移動等に関する要請 ・関係機関への支援要請 ・道路啓開ルートに係る情報提供

(2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・「中部版くしの歯作戦」の実施に関する指揮・調整 ・国土交通省TEC-FORCEの派遣に関する調整

(3) 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供

2 緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
道路管理者(県)	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送ルート(県管理道路)の啓開活動に関する必要な措置を実施(道路啓開、災害時における車両移動等の実施等) ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／関係機関の役割

(2) 国

関係機関	主な役割
道路管理者 (国)	・ 緊急輸送ルート（国管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む
自衛隊 ・ 国土交通省 TEC-FORCE等	・ 緊急輸送ルートの啓開活動への支援

(3) 市町

関係機関	主な役割
道路管理者 (市町)	・ 緊急輸送ルート（市町管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

3 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

(1) 県

関係機関	主な役割
県公安委員会	・ 緊急交通路の指定
県警察災害警備本部	・ 交通規制の実施

第2 海上輸送拠点等へのルート確保

1 指揮または調整を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の情報収集 ・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集・緊急災害対策本部への提供 ・海上輸送拠点等の活用に関する情報収集・緊急災害対策本部への提供 ・海上輸送拠点等への道路啓開方針の決定

(2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送拠点等の活用の決定 ・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集 ・海上輸送拠点等の活用に関する情報収集

2 航路啓開活動を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
港湾及び漁港管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・航路の安全性が確保されるまでの入港の規制 ・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去 ・緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）

(2) 国

関係機関	主な役割
国土交通省中部地方整備局	<ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域外）での障害物確認、除去
海上保安庁第四管区海上保安本部	<ul style="list-style-type: none"> ・航路の安全性が確保されるまでの入港の規制 ・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域外）での障害物確認、除去

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／関係機関の役割

(3) 四日市港管理組合

関係機関	主な役割
港湾管理者	<ul style="list-style-type: none">・ 航路の安全性が確保されるまでの入港の規制・ 海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域内）での障害物確認、除去・ 緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）

第3節 緊急輸送ルートの啓開活動

第1 被害状況の情報収集と提供

県社会基盤対策部隊は、航空偵察や県内に設置されている定点観測カメラ等により収集した情報から、緊急輸送ルートの被害状況の把握や津波浸水域における道路被害状況を収集する。

県社会基盤対策部隊は、通行可否情報を地図等に集約し、通行可能な緊急輸送ルートを明確化し、防災情報プラットフォーム等により、県災害対策本部内へ情報提供する。

道路管理者は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、その通行可否情報を収集し、県社会基盤対策部隊に報告する。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告する。

第2 災害時における車両の移動等に関する要請

県社会基盤対策部隊は、必要に応じて、道庁管理者に対して、災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定⁴を包括的に行うよう要請する。

第3 道路啓開方針の決定

1 アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）の決定

県災害対策本部は、図表2-1に示す啓開目標を念頭に、拠点・施設等の被災状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて、アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）を決定する。

2 優先的に道路啓開を実施するルートの決定

県社会基盤対策部隊は、道路啓開方針の検討にあたって、予め目的地までの緊急輸送ルートについて、代替ルートも含めて選定しておき、収集された通行可否情報を集約・分析した上で、道路の被害状況、広域応援部隊の進出状況、被災者支援の優先順位等をふまえ、国や応援県、救助機関等と調整を行い、優先的に道路啓開を実施するルートを決定する。

県社会基盤対策部隊は、決定した優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

なお、ルートの決定にあたっては、「中部版くしの歯作戦⁵」に基づく道路啓開活動との連携に留意する。

⁴災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定：指定により、道路管理者は、当該区間における車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動することその他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずることができる。

⁵中部版くしの歯作戦：国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備えた道路啓開オペレーション計画。

第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有

県社会基盤対策部隊は、決定した道路啓開ルートについて、県災害対策本部内へ情報提供する。また、啓開の進捗状況も随時情報提供する。

第5 関係機関への支援要請

県社会基盤対策部隊は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊・国土交通省TEC-FORCEによる支援が必要な場合は、調整や要請を行う。

第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

県公安委員会は、必要に応じて、災害対策基本法第76条に基づき緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下「緊急交通路」という）を指定するとともに、指定した緊急交通路について県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、実施した措置については県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

第7 海上輸送拠点等の活用（航路の使用）

1 海上輸送拠点等の概要

緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等においては、航路による輸送が効率的と見込まれ、国の緊急災害対策本部が把握している物資、資機材等の輸送ニーズや、港湾及び漁港管理者から情報収集した港湾及び漁港の被災状況をふまえ、国の緊急災害対策本部は、海上輸送拠点等の活用を検討する。

海上輸送拠点等は人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港であり、図表2-4のとおりである。

図表 2-4 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

港名	種別	港湾 管理者	水深 (m)	延長 (m)	利用可能船舶規模		背後の荷捌き地			
					載貨重量 トン数 (トン)	全長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	幅 (m)	
四日市港 (霞ヶ浦南埠頭23号岸壁)	港湾	四日市港 管理組合	12.0	240	60,000					
四日市港 (第3埠頭15号岸壁)			10.0	245	12,000					
津松阪 (大口地区)		三重県	7.5	130	5,000	107	3,640	130.0	28.0	
			5.5	100	2,000	82	3,400	100.0	34.0	
鳥羽港			5.5	180	2,000	82	2,520	180.0	14.0	
浜島港			5.5	90	1,000	67	3,600	90.0	40.0	
吉津港			4.0	65	-	-	972	70.0	15.9	
長島港			4.5	60	-	-	1,350	90.0	15.0	
尾鷲港			5.5	100	2,000	82	2,000	100.0	20.0	
鵜殿港			5.5	90	1,000	67	1,682	110.0	15.0	
波切漁港			漁港	5.0	75	200	40	2,612	110.0	30.0
三木浦漁港				3.0	103	30	20	1,700	900	18.0
舟越漁港	3.0	150		50	24	2,853	50.0	30.0		

2 海上輸送拠点等の活用の決定

国緊急災害対策本部は、被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズと、港湾及び漁港の被災状況をふまえ、海上輸送拠点等の活用を決定する。

3 海上輸送拠点等に関する調整

港湾及び漁港管理者は、優先的な航路啓開を行う可能性が高い海上輸送拠点及び防災拠点漁港（図表2-4）について、被害状況の把握を行い、国土交通省中部地方整備局や県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

県社会基盤対策部隊は、上記による海上輸送拠点等の被害状況について、県災害対策本部内へ情報提供する。

港湾及び漁港管理者は、航路の安全性が確保されるまでの入港の規制、海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去、緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置（道路啓開、災害時における車両移動等）を実施する。

国土交通省中部地方整備局は、海上輸送拠点等として利用する岸壁、使用可能な製油所へアクセスする航路（港湾区域外）の障害物確認、除去を行う。

海上保安庁第四管区海上保安本部は、航路の安全性が確保されるまでの入港の規制、海上輸送拠点等として利用する岸壁、使用可能な製油所へアクセスする航路（港湾区域外）の障害物確認、除去及び水路の測量を行う。

4 海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開

県社会基盤対策部隊は、航路による輸送を実施する場合には、利用する海上輸送拠点等までアクセスする緊急輸送ルートについて、道路管理者や、臨港道路を有する港湾管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

5 海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

県社会基盤対策部隊は、航路啓開及び道路啓開の状況について、県災害対策本部内へ情報提供する。また、啓開の進捗状況も随時情報提供する。

【平成28年熊本地震における事例】

①緊急輸送ルート設定による外部の応援部隊の迅速な到達

緊急輸送ルートをあらかじめ定めておき、一般車両の通行禁止を徹底したことにより、自衛隊や緊急消防援助隊、DMAT、物資輸送等の外部からの応援部隊の車両が迅速に目的地に到達できる等の効果が確認された。

このため、応援部隊の被災地への到達や人員、重傷患者、物資、燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、幹線ルートのみならず、防災対策上重要な拠点までの緊急輸送ルートをあらかじめ定めておくことが必要である。

②道路啓開情報や交通規制情報の共有が必要

熊本地震において、高速道路の一部区間が通行止めとなり、一般国道で渋滞が発生し、緊急支援に関する車両の目的地到着に支障を来した例がある。

また、被災により通行止め箇所が複数発生し、通行可否の把握に困難が伴い、応援部隊が円滑に目的地に到着できない例もあった。

このため、通行可能道路や道路の啓開活動が完了し通行が可能となった道路の情報や交通規制情報について、関係機関と円滑に情報を共有し、一体となって応急対策が実施できるようにすることが必要である。

第2章 緊急輸送ルートに関する計画／緊急輸送ルートの啓開活動

第3章

救助・救急、消火活動 に関する計画

目 次

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画	37
第1節 要旨	37
第1 目的	37
第2 計画に基づく活動期間	37
第3 概要	39
第2節 関係機関の役割	41
第1 指揮または調整を行う機関	42
第2 救助・救急、消火活動を行う機関	42
第3節 初動	43
第1 県内救助機関への要請	43
第2 各市町の被害情報の収集	43
第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施	43
第4 広域応援部隊への応援要請	44
第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定	44
第6 各救助機関の態勢の確認	44
第7 広域応援部隊の進出拠点への進出	45
第4節 受入れ調整	48
第1 救助機関の部隊展開の基本方針の決定	48
第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有	48
第3 救助活動拠点の確保	48
第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導	48
第5 救助活動拠点の利用調整	48
第6 救助活動拠点の利用状況の共有	49
第5節 支援活動及び調整	50
第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施	50
第2 救助要請情報等の収集と共有	50
第3 救助機関の活動調整	50
第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応	51
第6節 生活支援	52
第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整	52
第2 各救助機関による生活支援の実施	52

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、県内では多数の死傷者が発生し、コンビナートや密集市街地において大規模な火災が発生する可能性がある。このため人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の救助機関を最大限動員しなければならない。

このような想定の下、国をはじめとする関係機関は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、被災地域内で動員する自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁、国土交通省TEC-FORCEの部隊（以下「県内の救助機関」という。）に加えて、全国からの「自衛隊の災害派遣部隊」、「緊急消防援助隊」、「警察災害派遣隊」、「海上保安庁の増援部隊」及び「国土交通省TEC-FORCE」（以下「広域応援部隊」という。）を派遣することとしている。

この「救助・救急、消火活動に関する計画」は、想定される最大部隊数を考慮しつつ、広域応援部隊が利用する救助活動拠点とその配置（レイアウト）を予め定めるほか、災害発生後の道路啓開情報、救助活動拠点の利用状況及び各救助機関の活動状況に関する情報を円滑に共有することを目的として受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画の対象期間は、災害発生後2週間とし、その活動内容は、主に災害発生後72時間までの人命救助及び消火活動、並びに災害発生後2週間までの生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水等）を想定する。

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／要旨

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災後12時間)	県内救助機関への要請 各市町の被害情報の収集 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施 広域応援部隊への応援要請 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定 各救助機関の態勢の確認 広域応援部隊の進出拠点への進出
受入れ調整 (発災後24時間)	救助機関の部隊展開の基本方針の決定 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有 救助活動拠点の確保 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 救助活動拠点の利用調整 救助活動拠点の利用状況の共有
支援活動及び調整 (発災後72時間)	救助機関による救助・救急、消火活動の実施 (24時間までに、広域応援部隊の順次到着と、活動の本格化) 救助要請情報等の収集と共有 救助機関の活動調整 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応
生活支援 (発災後72時間以降)	県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整 各救助機関による生活支援の実施

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

被災地域内の自衛隊・消防機関・警察・海上保安庁の勢力に比して甚大な被害が発生した場合は、防衛省、消防庁、警察庁及び国土交通省は、実際の被害状況をふまえ、緊急災害対策本部の調整の下、広域応援部隊を派遣することとしている。

このため、県及び市町は、域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う救助活動拠点をあらかじめ想定し、発災後には速やかに確保するものとするとしている。

(2) 活動拠点

① 広域進出拠点及び進出拠点

自衛隊、消防、警察、海上保安庁、国土交通省T E C - F O R C E等の広域応援部隊が、速やかに被災地域での活動を展開できるよう定められた拠点。

広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」といい、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

⇒別表 広域進出拠点及び進出拠点一覧

② 救助活動拠点

各救助機関が救助救急活動を行う際に利用する県内の拠点。

救助機関の円滑な受入れのため、県内各地域に救助活動拠点を定め受入れを行うこととする。

⇒別表 救助活動拠点一覧

国土交通省T E C - F O R C Eの救助活動拠点は、県並びに県内市町庁舎、中部地方整備局事務局とする。

⇒別図 各救助拠点配置図

③ ヘリベース

災害時に人命救助などを行うヘリコプターの出動の拠点となる場所。災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点。

県、施設管理者及び救助機関で事前に災害時の利用可能性を検討する。

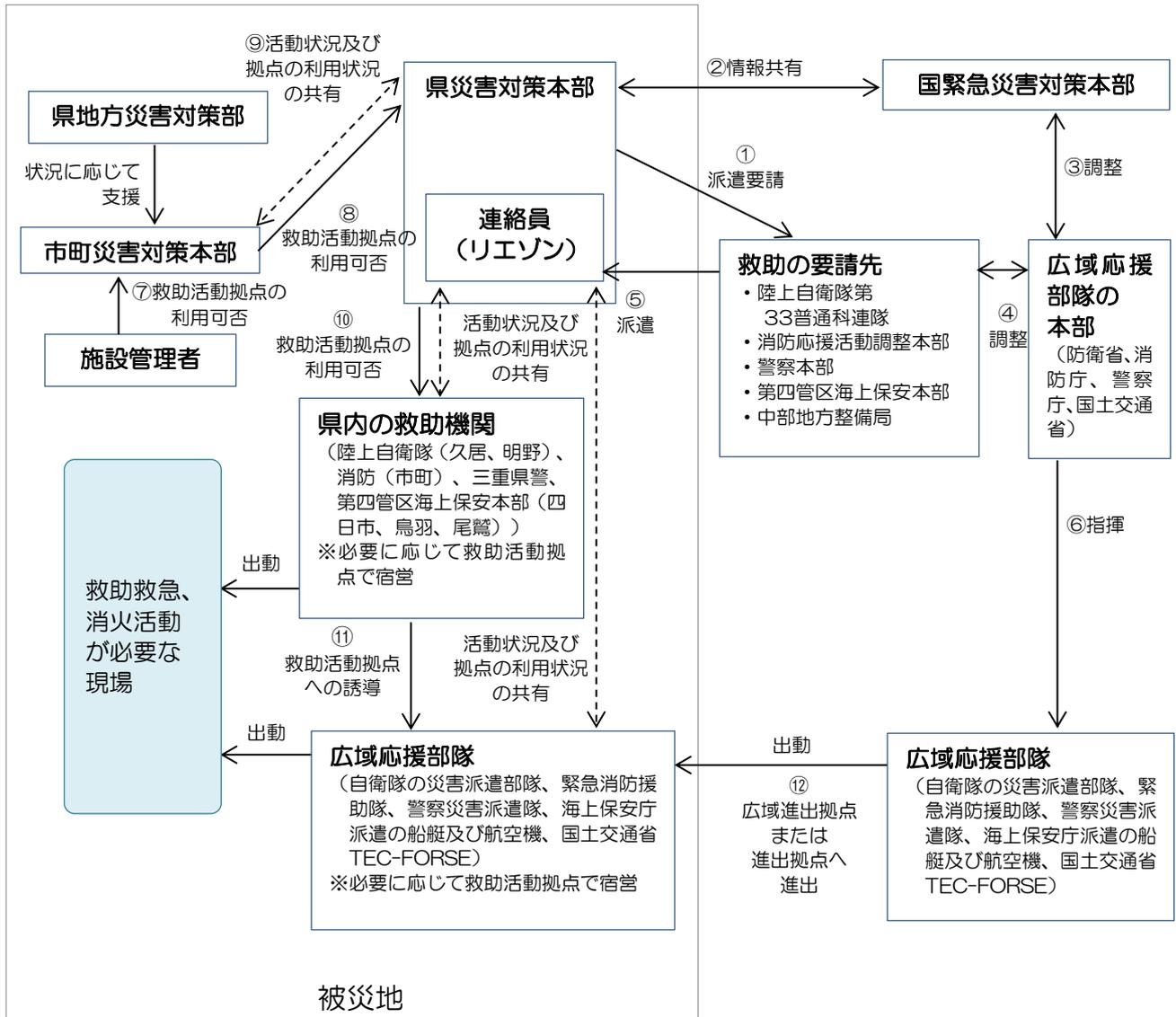
④ 航空機用救助活動拠点

ヘリコプターが駐機、給油できる拠点又は空からの救助活動のために活用することが想定される拠点。

災害発生時には被災状況に応じて、実際に利用する拠点を検討し、その利用状況を県、施設管理者及び救助機関で共有する。

2 救助・救急、消火活動の流れ

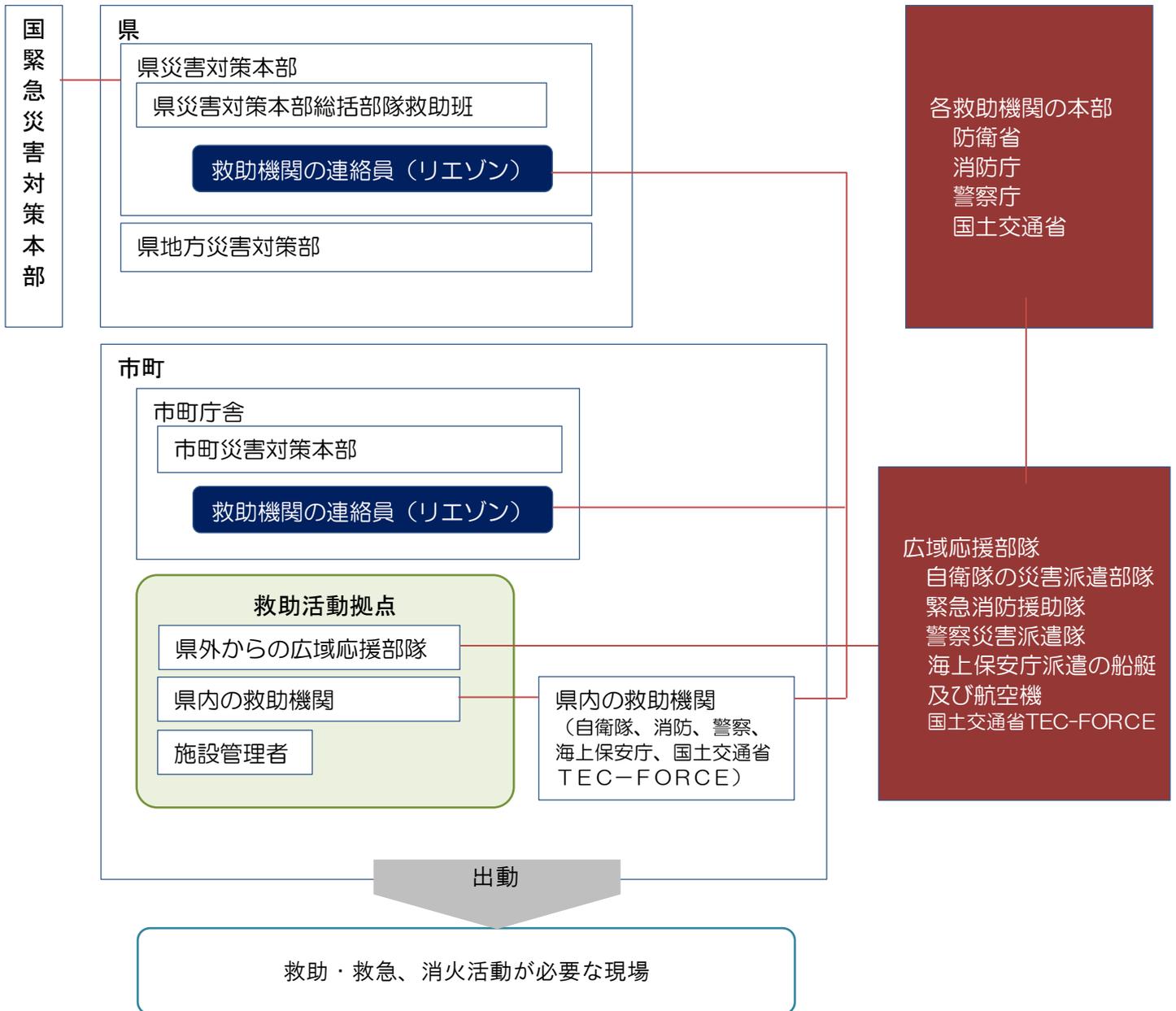
図表 3-1 救助・救急、消火活動の流れ



※数字は広域応援部隊の派遣要請から、広域応援部隊の救助活動拠点への進出までの順序を示す。

第2節 関係機関の役割

図表 3-2 救助・救急、消火活動における国・県・市町・救助機関の体制



第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊救助班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域応援部隊への応援要請 ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 救助活動拠点の利用調整 ・ 各救助機関の運用調整及び活動状況の把握・支援
県地方災害対策部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内市町の被害状況の把握と提供 ・ 管内市町の被害状況に応じた市町の活動支援

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助機関の広域応援部隊の派遣調整
救助機関の連絡員 (リエゾン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部と救助機関本部との連絡調整 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助機関の活動状況の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害状況の収集 ・ 県地方災害対策部への連絡及び応援要請 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集中含む）
施設管理者 (拠点とする公園 等の施設管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 ・ 救助機関の受入れ ・ 救助活動拠点の利用調整

第2 救助・救急、消火活動を行う機関

1 県内で活動する機関

関係機関	主な役割
県内の救助機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害情報の収集 ・ 県外からの広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助・救急、消火活動の実施
県外からの広域応援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助・救急、消火活動の実施

2 広域応援部隊を派遣する機関

関係機関	主な役割
各救助機関の本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の救助機関及び県外からの広域応援部隊による救助・救急、消火活動の調整 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整

第3節 初動

第1 県内救助機関への要請

県総括部隊救助班は、県内救助機関へ救助活動の実施を要請する。

第2 各市町の被害情報の収集

県総括部隊救助班は、県内救助機関に対し、災害情報（被害情報、救助要請情報）の収集提供を要請する。

特に発災当初については、ヘリコプターによる情報収集、提供を各救助機関へ要請する。

第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、津波、余震による二次被害を防止しつつ初動体制を確立する。また、被害状況の全体把握のための情報収集を実施するとともに人命救助及び救急活動を努めて早期に開始する。

1 自衛隊

陸上自衛隊第33普通科連隊は、情報収集のほか、救助部隊・連絡員を派遣して救助活動を開始する。

この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

2 消防機関

県防災ヘリコプターを用いた情報収集のほか、県内15消防本部は救助・救急、消火活動を開始する。なお、消防団は、住民の避難誘導、消火活動、水門の閉鎖等を行う。

この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

3 警察

県警は、ヘリコプターを用いた情報収集のほか、救助活動を開始する。

この際、県外からの部隊の受入れの準備を行う。

第4 広域応援部隊への応援要請

県総括部隊救助班は、各救助機関へ広域応援部隊の応援要請を実施する。
あわせて各救助機関へ連絡員（リエゾン）の派遣を要請する。

図表 3-3 各救助機関への要請先

救助機関	要請先
自衛隊	陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科
消防機関	三重県防災対策部 消防・保安課
警察	三重県警察本部 警備第二課
海上保安庁	第四管区海上保安本部 環境防災課
国土交通省TEC-FORCE	中部地方整備局 企画部防災課

第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定

施設管理者は、管理する救助活動拠点の被害状況を確認し、救助活動拠点の利用可否を判断し市町へ連絡する。

市町は、施設管理者から連絡を受けた救助活動拠点の利用可否に関する情報を、県総括部隊救助班へ伝達する。

県総括部隊救助班は、市町から伝達された情報とともに、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況に関する情報を収集し、利用する救助活動拠点を決定する。

第6 各救助機関の態勢の確認

県総括部隊救助班は、県内救助機関の態勢（救助部隊の活動状況（人員、装備、活動場所、活動内容）及び当面の活動方針）について聴取し、取りまとめる。

また、その後の応援部隊の出動状況等についても、随時、聴取確認し記録する。

第7 広域応援部隊の進出拠点への進出

各救助機関の広域応援部隊は、あらかじめ決定している各救助機関の広域進出拠点または進出拠点まで進出する。

⇒別表 進出拠点一覧

⇒別表 経路一覧

各救助機関の広域応援部隊の想定される態勢は以下のとおり。

1 自衛隊（災害派遣部隊）

（1）応援部隊の派遣

災害派遣要請に基づき災害派遣活動を実施する。
大規模災害時等は、防衛省の統制の下、県に部隊を派遣する。
この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

（2）編成及び規模

防衛省は、南海トラフ地震発生後、速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

増援部隊は、防衛省の各災害対処計画により全国から県内の被災地にて災害派遣活動を行う。

重点受援県（三重県を含む10県）を含む自衛隊の災害派遣部隊が全て出動可能な場合は、約110,000人が派遣される。

（3）指揮及び統制

県内に派遣された増援部隊は、陸上自衛隊指揮官、海上自衛隊指揮官、または、航空自衛隊指揮官のそれぞれの指揮・統制の下、あるいは、陸上自衛隊、海上自衛隊、または、航空自衛隊が統合されて災害対応の任務に就く際に結成される災統合任務部隊の指揮官の指揮・統制の下、災害派遣活動を行う。

（4）部隊交代周期

災害派遣活動期間に応じて、部隊交代を行う。

2 消防機関（緊急消防援助隊）

（1）応援部隊の派遣

総務省消防庁の統制の下、緊急消防援助隊アクションプランに基づき本県に緊急消防援助隊を派遣する。

この際、県内の部隊及び消防団は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

（2）編成及び規模

南海トラフ地震発生時には、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラ

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画／初動

ン（東海地方が大きく被災した場合）が適用されると、即時応援都道府県（宮城、群馬、新潟）、被害確認後応援都道府県（長野、岐阜）の各県から支援を受ける。各県それぞれ100～120隊、400名程度を登録している。

装備は、各主要3小隊の基本的なものに加えて、特殊装備、特殊災害に対応する装備をもつ。

（3）指揮及び統制

各都道府県大隊には、消火、救助、救急の主要3小隊があり、いずれの小隊も各都道府県大隊長の下で活動する。

（4）部隊交代周期

部隊交代は、消防庁及び緊急消防援助隊派遣元都道府県との調整により、決定する。

3 警察（広域緊急援助隊と警察災害派遣隊）

（1）応援部隊の派遣

大規模災害発生時においては、発生後直ちに派遣される広域緊急援助隊を主体とした即応部隊と、発生から一定期間が経過した後に派遣される一般部隊からなる警察災害派遣隊を編成し、警察庁調整の下、本県に部隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

（2）編成及び規模

重点受援県（三重県を含む10県）以外の警察災害派遣隊が全て出動可能な場合は、約16,000人が重点受援県に派遣される。

（3）指揮及び統制

三重県警察本部長の指揮の下で活動する。

（4）部隊交代周期

警察災害派遣隊のうち、即応部隊については3日間又は1週間単位で、一般部隊については、概ね1週間から2週間単位で活動し、順次交代を行う。

4 海上保安庁

（1）応援部隊等の派遣

南海トラフ地震の発生により緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されたときに備え、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、船艇・航空機の派遣、職員の派遣及び資機材の増援の計画を定めている。

（2）編成及び規模

派遣される船艇及び航空機についてはあらかじめ計画されているが、船艇及び航空機の集結状況、地震災害の状況等により、必要と認める場合は、さらに動員される。

(3) 指揮及び統制

派遣された船艇及び航空機は派遣を受けた第四管区海上保安本部長の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

派遣された船艇及び航空機は災害対応が終了するまで、原則交代はない。

5 国土交通省TEC-FORCE

(1) 応援部隊の派遣

「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画」に基づき、甚大な被害が想定される地域への支援を迅速に行うため、全国から被災地に向けて国土交通省TEC-FORCEを派遣し、被災地域内の救助・救急活動の支援、被災状況の把握、緊急輸送のための道路・航路の啓開、緊急排水、空港施設の復旧等を実施する。

発災後、直ちに派遣準備を開始し、48時間後には最大勢力のTEC-FORCE、災害対策用機械等による活動を行う。

(2) 編成及び規模

1日最大約2,250人の国土交通省TEC-FORCEを動員し、各地域ブロック（中部、近畿、四国、九州）の被害規模に応じて活動する。

(3) 指揮及び統制

中部地方整備局の災害対策本部に設置されるTEC-FORCE総合司令部の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

派遣元の地方整備局が設定する派遣運用に従い、適宜交代を行う。

第4節 受入れ調整

第1 救助機関の部隊展開の基本方針の決定

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の情報、緊急輸送ルートの開閉状況に関する情報をふまえ、国の緊急災害対策本部の調整の下、各救助機関の部隊展開の基本方針を決定する。

第2 救助活動拠点及び道路開閉情報の共有

県総括部隊救助班は、部隊展開の基本方針をふまえ、救助活動拠点を利用する救助機関の連絡員または県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）に対し、道路開閉状況や救助活動拠点に関する情報を伝達する。

救助機関の連絡員は、県総括部隊救助班からの道路開閉状況に関する情報及び救助活動拠点の利用可否に関する情報を各救助機関の本部へ伝達する。

救助機関の県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの道路開閉状況に関する情報及び救助活動拠点に関する連絡を受け、救助活動拠点へ県外からの広域応援部隊を誘導する。

各救助機関の本部は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの救助活動拠点及び道路開閉状況に関する情報を、広域応援部隊へ伝達する。

第3 救助活動拠点の確保

利用する救助活動拠点の施設管理者は、施設を開錠し、救助活動拠点としての利用準備を行う。

この際、施設管理者は、可能な限り拠点運営に必要な給水設備やトイレ等の資機材や人員の確保を行う。

第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導

救助機関の広域応援部隊は、各救助機関の本部からの道路開閉状況に関する情報及び救助活動に関する連絡を受けつつ、県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）の誘導により救助活動拠点へ進出する。

第5 救助活動拠点の利用調整

救助活動拠点の利用機関や配置レイアウトを変更する必要がある場合には、各救助機関の追加の進出可能性について県総括部隊救助班に確認のうえ、当該救助活動拠点を利用する各救助機関と施設管理者とで協議し、利用方法を決定するとともに、救助活動拠点の利用機関または施設管理者が、その旨を県総括部隊救助班へ報告する。

⇒別図 救助活動拠点の配置の利用調整のフロー

第6 救助活動拠点の利用状況の共有

県総括部隊救助班は、報告を受けた救助活動拠点の利用状況を取りまとめ、各救助機関の連絡員及び市町へ情報を共有する。

各救助機関の連絡員は各救助機関の本部へ伝達し、市町は各救助活動拠点の施設管理者へ伝達する。

第5節 支援活動及び調整

第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、広域応援部隊が到着次第、救助・救急、消火活動を本格化させる。

1 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索を実施する。

(2) 海上自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

(3) 航空自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

2 消防機関

コンビナート火災や密集市街地火災等、大規模火災の消火活動並びに倒壊家屋等からの救助及び救急活動を実施する。

3 警察

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索、緊急交通路の確保、検視・身元確認等を実施する。

4 海上保安庁

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

5 国土交通省TEC-FORCE

被災地域内の救助・救急活動の支援、被災状況の把握、緊急輸送ルート確保のための道路・航路の啓開、緊急排水、被災地方公共団体の支援等の応急対策活動を実施する。

第2 救助要請情報等の収集と共有

県総括部隊救助班は、被害情報、救助救急の要請情報、火災発生情報を、原則、地域(市町)単位で収集し、各救助機関へリエゾンを介して共有する。

第3 救助機関の活動調整

救助要請情報を踏まえ、各救助機関は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に

応じた部隊間の相互協力や役割分担を行う。また、災害現場で活動する国土交通省T E C - F O R C E 及び災害派遣医療チーム（D M A T）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

各救助機関は、調整結果を県総括部隊救助班へ共有する。県総括部隊救助班は、各救助機関の活動調整状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応

1 ヘリベースの確保

各救助機関の航空部隊のヘリベースは、以下の場所を想定する。

県総括部隊救助班（航空担当）は、ヘリベースの被災状況を把握し、必要に応じて、関係する救助機関と、ヘリベースの利用調整を行う。

2 航空調整会議を通じた活動調整

ヘリコプターによる活動が必要な事案が発生した場合には、県総括部隊救助班（航空担当）は、各救助機関に対し、航空部隊の運用についての検討を定期的に行い、活動調整を行う。

3 航空機用救助活動拠点の運用

航空機用救助活動拠点の運用にあたっては、各救助機関の航空部隊が利用可能な拠点を被災状況に応じて検討し、利用に際しては県総括部隊救助班（航空担当）及び各拠点の施設管理者へ利用する旨の連絡を行う。

県総括部隊救助班は、航空機用救助活動拠点の利用状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

ヘリコプターによる救出・救助、消火活動の拠点は、飛行場外離着陸場及び航空機用救助活動拠点（候補地）とする。

⇒別表 飛行場外離着陸場一覧

⇒別表 航空機用救助活動拠点（候補地）一覧

4 ドクターヘリの活動調整

県総括部隊救助班は、各救助機関と連携し航空機用救助活動拠点の利用状況も踏まえて、ドクターヘリが利用する離発着場を調整する。

第6節 生活支援

第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整

県総括部隊救助班は、被害状況や広域応援部隊の活動状況を把握しつつ、状況に応じて広域応援部隊の活動範囲等の調整を行い、被災者の生活支援を実施する。

第2 各救助機関による生活支援の実施

各救助機関は、行方不明者の捜索・救助を継続しつつ被災者の生活支援も実施する。

1 自衛隊

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送及び入浴・給食・給水等の生活支援を実施する。

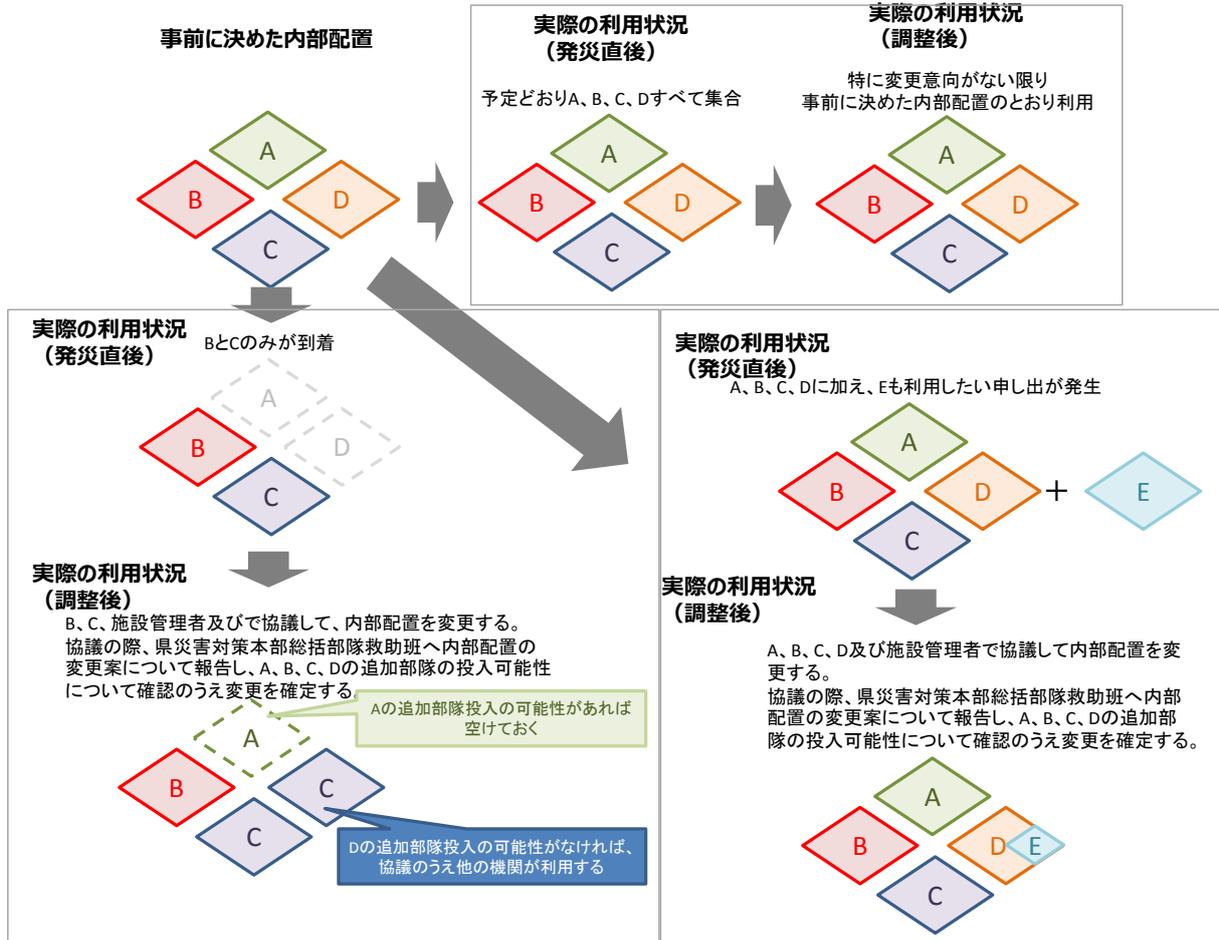
2 警察

行方不明者の捜索・救助、緊急交通路の確保、検視・身元確認を継続しつつ、警戒警ら、相談業務を実施する。

3 海上保安庁

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送等の生活支援を実施する。

別図 救助活動拠点の配置の利用調整のフロー



第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第4章

医療活動 に関する計画

目 次

第4章 医療活動に関する計画	57
第1節 要旨	57
第1 目的	57
第2 計画に基づく活動期間	57
第3 概要	58
第2節 関係機関の役割	60
第1 指揮または調整を行う機関	61
第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）	62
第3節 初動	63
第1 応援要請	63
第2 被災状況の収集	64
第4節 受入れ調整	67
第1 保健医療チームの活動方針の決定	67
第2 保健医療チームの受入れ	67
第5節 支援活動及び調整	69
第1 関係者による連絡会議の開催	69
第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	70

第4章 医療活動に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、建物倒壊・土石流・津波・長期避難生活等による多数の傷病者の発生等、保健医療のニーズが急激に増大し県内の保健医療にかかる既存の資源のみでは対応できないことを想定しなければならない。

このような想定の下、国や他自治体は、保健医療チーム（医療救護班、DMAT、DPATのほか、支援薬剤師、栄養・食生活支援活動チーム等を含む）の派遣、重症患者の受入れ等による応援を迅速に行い、被災地内の保健医療機能の維持・回復を支援することとしている。

この「医療活動に関する計画」は、県災害医療本部（以下、医療本部という）が、災害医療コーディネーターの助言を得て、全国からの保健医療チームによる応援を円滑に受入れることと、被災により増大した保健医療ニーズに対応できる機能の維持・回復を目的として、その受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、活動内容により災害発生後1週間～1ヵ月以上とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災後1日目)	応援要請
	保健医療チームの派遣要請
	医療機関の被害状況等の収集・整理
	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	医療機関の被災状況の情報共有
	SCU候補地の被災状況の把握と情報共有
	医薬品備蓄場所の被災状況の把握と情報共有
受入れ調整 (発災後2日目)	DMATの受入れ
	その他の保健医療チームの受入れ
支援活動及び調整 (発災後3日目)	医療本部との保健医療チームとの情報共有
	保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催
	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送
	広域医療搬送
	地域医療搬送

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるDMAT派遣、広域医療搬送等、広域にわたる活動の調整を行う。

非被災都道府県は、管内の保健医療チーム派遣、被災地からの重症患者の受入れ等の後方医療活動を行う。

県は、県に派遣された保健医療チームの活動調整等を含め、被災地内における医療機関への支援を行う。

市町は、医療救護所の設置・運営、被災者ニーズの把握を行い、地域災害医療コーディネーターとの連携、医療本部との連携を行う。

(2) 活動拠点

① 災害拠点病院

災害拠点病院は、災害時における医療体制の充実強化を図るための医療機関。厚生労働省が定める災害拠点病院指定要件を満たした医療機関を、県が災害拠点病院に指定している。

② SCU (Staging Care Unit)

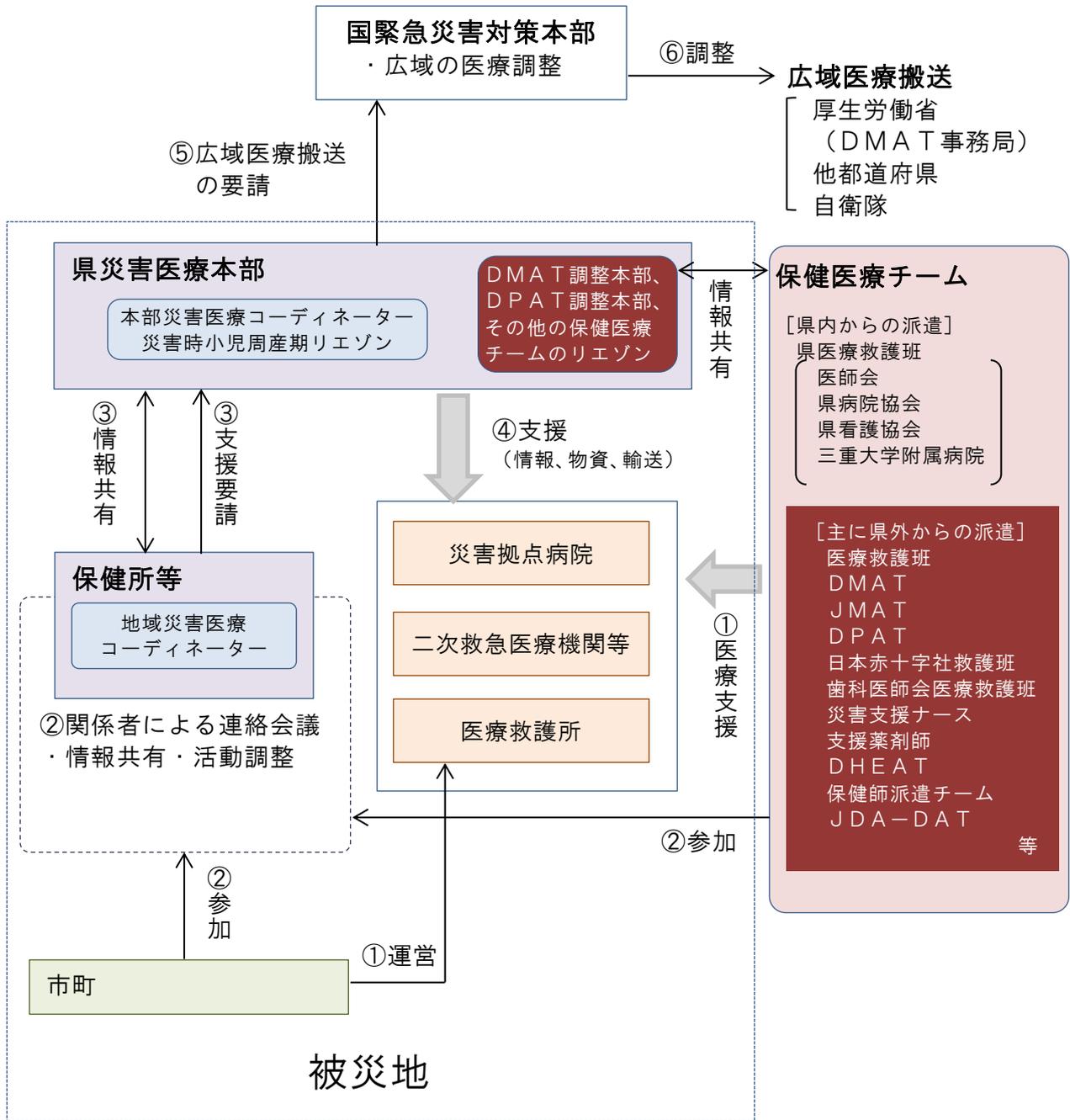
SCUは、基本的に近隣の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するために設置する拠点。県が、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携して設置する。

③ 医療救護所

医療救護所は、災害発生時に医療活動を行う場。市町や保健医療チームが連携して設置・運営する。

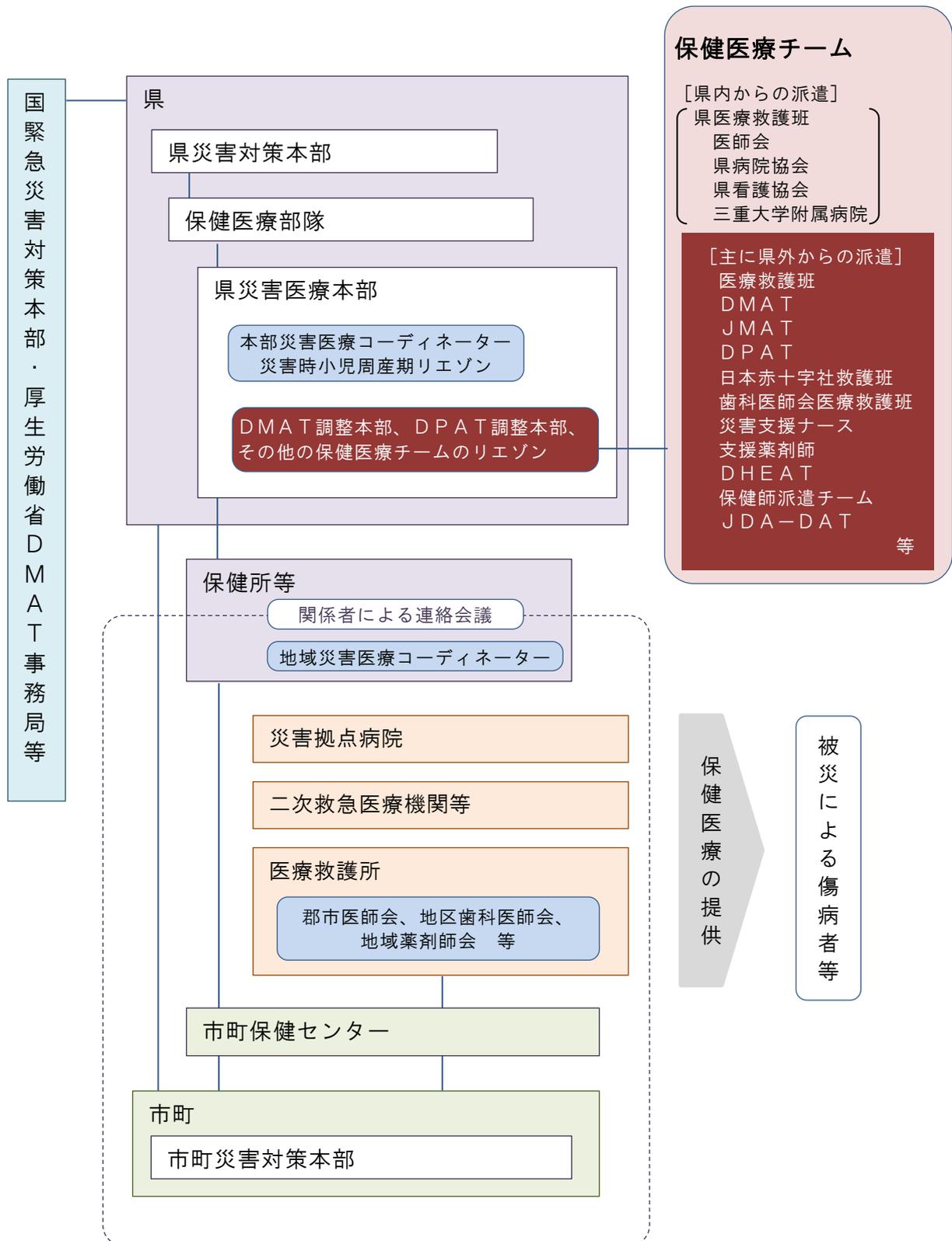
2 医療活動の流れ

図表 4-1 医療活動の流れ



第2節 関係機関の役割

図表 4-2 保健医療活動における国・県・市町・医療機関の体制



第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関		主な役割
県庁	県災害医療本部 ⁶	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被害状況の把握 ・ 保健医療チームへの応援要請 ・ 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 県内で活動する保健医療チームに対する支援活動の総括 ・ 本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携 ・ 保健医療チームの受入れと活動調整
	本部災害医療コーディネーター ⁷	・ 医療本部において、地域からの情報をふまえた県全域の保健医療活動に関して助言及び支援
	災害時小児周産期リエゾン ⁸	・ 医療本部において、搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整
	DMAT調整本部	・ DMATの活動調整と県災害医療本部との情報共有
	DPAT調整本部	・ DPATの活動調整と県災害医療本部との情報共有
	DMATとDPAT以外の保健医療チームのリエゾン	・ 県内で活動する保健医療チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整
地域	保健所等 ⁹	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管内における災害拠点病院等の情報収集と支援 ・ 地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整 ・ SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営
	地域災害医療コーディネーター ¹⁰	・ 保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援

2 国・関係機関

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域にわたる保健医療活動の調整
厚生労働省	・ 広域にわたる保健医療活動の調整
全国知事会	・ 広域にわたる医療救護班、保健師の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療救護所の設置・運営に際し、保健医療チームと連携 ・ 被災者ニーズの情報収集 ・ 保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携

⁶県災害医療本部：県災害対策本部内に設置する保健医療部隊とほぼ同様の職員（保健医療部隊から健康福祉部長、病院事業庁長を除く）で構成

⁷本部災害医療コーディネーター：（調整中）

⁸災害時小児周産期リエゾン：（調整中）

⁹保健所等：県が設置する8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）と北勢福祉事務所（四日市市を担当区域に含む）

¹⁰地域災害医療コーディネーター：概ね保健所単位に配置

第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療チーム）

図表 4-3 保健医療チーム

保健医療 チーム	任務	全国組織	他都道府県 組織	県内組織
DMA T	急性期の災害医療（現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送）	厚生労働省 DMA T事務局	都道府県 DMA T	三重DMA T
JMA T	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県 JMA T	三重JMA T
DPA T	精神科医療の提供と精神保健活動の支援	厚生労働省 DPA T事務局	都道府県 DPA T	三重DPA T
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社 都道府県支部	日本赤十字社 三重県支部
歯科医師会 医療救護班	歯科保健医療活動、身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科 医師会	三重県歯科医 師会
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護 協会	三重県看護協 会
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤 師会	三重県薬剤師 会
DHEAT	（確認中）	（確認中）	（確認中）	（確認中）
保健師派遣 チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
JDA-D AT	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養 士会	三重県栄養士 会
医療救護班 ¹¹	医療救護	全国知事会	都道府県医療 救護班	三重県医療救 護班

¹¹ 医療救護班については、様々な支援組織による医療救護班がある。

第3節 初動

第1 応援要請

1 応援要請

医療本部は、災害医療コーディネーターまたは統括DMAT、DPAT統括者に、医療本部への協力を要請する。保健所等は、災害医療コーディネーターに、保健所等への協力を要請する。

2 保健医療チームの派遣要請

医療本部は、EMIS等により被災状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーターまたは統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、EMISやDMHIS等を用いて、保健医療チームに派遣要請を行う。

図表 4-4 保健医療チームの派遣要請の流れ

保健医療チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療チームの調整担当
DMAT	医療本部→厚生労働省DMAT事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	DMAT調整本部
JMAT	医療本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会
DPAT	医療本部→厚生労働省DPAT事務局→都道府県	DPAT調整本部
日本赤十字社救護班	医療本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	医療本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県県歯科医師会
災害支援ナース	医療本部→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	医療本部→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
DHEAT	(確認中)	(確認中)
保健師派遣チーム	医療本部→厚生労働省または全国知事会→都道府県・保健所設置市	三重県医療対策局健康づくり課
JDA-DAT	医療本部→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班	医療本部→全国知事会→都道府県	三重県保健医療調整本部

第2 被災状況の収集

1 医療機関の被害状況等の収集・整理

医療本部は、保健所等、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被災状況や支援状況等を積極的に収集し、またE M I Sの確認、災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者等との情報共有により、医療機関の被災状況や、三重DMAT等の情報を収集・整理する。

保健所等は、県地方災害対策部や市町災害医療担当課、郡市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報や支援情報等を積極的に収集し、またE M I Sの確認、場合によっては管内災害拠点病院等への電話連絡や現地確認、災害医療コーディネーターとの情報共有により、管内の医療機関の被災状況や、三重DMAT等の待機状況を収集・整理する。

2 県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集

医療本部は、県民の医療機関へのアクセスにかかる公共交通機関等の情報を収集する。

医療本部は、県民の保健衛生環境維持に資する施設や物品の流通状況について情報を収集する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

医療本部は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。

4 医療機関の被災状況の情報共有

医療本部は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、保健所等、県災害対策本部、関係団体等と共有する。

保健所等は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、医療本部に報告するとともに、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。

図表 4-5 EMISで共有する情報（詳細入力項目）

大項目	小項目
施設の倒壊、または倒壊の恐れ	<ul style="list-style-type: none"> ・入院病棟（有or無） ・救急外来（有or無） ・一般外来（有or無） ・手術室（有or無）
ライフライン・サプライ状況	<ul style="list-style-type: none"> ・電気の使用状況 ・水道の使用状況 ・医療ガスの使用状況 ・医療ガスの配管破損（有or無） ・食糧の使用状況 ・医薬品の使用状況 ・不足している医薬品（自由記載）
医療機関の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・手術可否（可or不可） ・人工透析可否（可or不可）
現在の患者数状況	<ul style="list-style-type: none"> ・実働病床数 ・発災後受入れた患者数（重症、中等症） ・在院患者数（重症、中等症）
今後、転送が必要な患者数	<ul style="list-style-type: none"> ・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）
今後、受入れ可能な患者数	<ul style="list-style-type: none"> ・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）
外来受付状況、および外来受付時間	<ul style="list-style-type: none"> ・外来受付状況（受付不可or救急のみor受付） ・外来受付時間
職員数	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤医師数（総数、うちDMAT隊員数） ・出勤看護師数（総数、うちDMAT隊員数） ・その他出勤人数（総数、うちDMAT隊員数）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・自由記載

5 SCU候補地の被災状況の把握と情報共有

医療本部は、SCU候補地について、保健所等を通じて被災状況を把握する。SCU候補地の被災状況によっては、代替候補地を確保する。

津および伊勢の保健所は、SCU候補地について、現地確認または県地方災害対策部や市町災害医療担当課等を通じて被災状況を把握し、速やかに医療本部へ報告する。

医療本部は、把握した情報を保健医療チームの調整員と共有する。

6 医薬品備蓄場所の被災状況の把握と情報共有

県は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品を備蓄している。

医療本部は、災害発生時、医薬品備蓄の委託先から被災状況の報告を受け、医薬品備蓄場所の被災状況を把握する。

医療本部は、把握した情報を保健医療チームの調整員と共有する。

図表 4-6 県による医薬品の備蓄状況

第4章 医療活動に関する計画／初動

備蓄内容	備蓄方法
外科系医薬品	三重県医薬品卸業協会に委託して5地域（北勢、中勢、南勢、伊賀、尾鷲）に、県直轄で3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）に備蓄
内科系救急疾患用医薬品	災害拠点薬局（一部の医薬品は三重県医薬品卸業協会）に委託して備蓄

第4節 受入れ調整

第1 保健医療チームの活動方針の決定

医療本部は、防災行政無線やE M I S等を活用して、医療機関やS C U候補地、医薬品備蓄場所の被災状況等を収集する。

医療本部は、これらの情報と被害状況をふまえ、保健医療チームの活動方針を決定する。

第2 保健医療チームの受入れ

1 D M A Tの受入れ

医療本部は、保健所等からの情報をもとに、災害医療コーディネーター、統括D M A T、D P A T統括者等と連携して、保健医療チームの受入れと活動調整を行う。

D M A T調整本部及びD P A T調整本部が医療本部に設置されるので、活動場所や情報通信手段等をあらかじめ確保しておく。

D M A Tの受入れ準備として、県やその周辺の高速度道路のS A ・ P A ・ I C ・ 近隣公園や災害拠点病院等の安全・通信・道路啓開の状況等を確認しD M A T参集拠点候補地として厚生労働省D M A T事務局等と情報を共有する。

医療本部は、統括D M A T等と相談しD M A T調整本部を設置するとともに、県内の災害拠点病院の安全・通信・アクセス等を確認し、統括D M A T等と相談しD M A T活動拠点本部を指定する。

県内のS C U候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括D M A Tと連携しS C Uを決定する。

2 その他の保健医療チームの受入れ

医療救護班等、その他の保健医療チームの受入れ準備として、医療本部と各保健所等は、支援に来た保健医療チームに対する、受付・登録・情報共有・役割分担・活動報告・状況変化の把握と整理等の調整に必要な体制を整え、要請に応じ集まった保健医療チームに対応する。

市町災害対策本部は、避難所等の保健医療ニーズを把握し県へ報告する。また、医療救護所の設置・運営について保健医療チームと連携する。

※南海トラフ地震のような大規模災害でない場合には、D M A T調整本部と被災地D M A T活動拠点本部のみ指定する等、柔軟な対応を行う。

図表 4-7 保健医療チームの県内での主な活動場所

保健医療チーム	県内での主な活動場所	各保健医療チームの調整担当
DMA T	災害拠点病院、SCU、災害現場、地域広域医療搬送	DMA T調整本部
JMA T	医療救護所、病院診療所	三重県医師会
DPAT	医療救護所、精神科病院診療所	DPAT調整本部
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、病院診療所	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、病院診療所	三重県県歯科医師会
災害支援ナース	医療救護所、避難所、病院診療所	三重県看護協会
支援薬剤師	医療救護所、避難所、病院診療所	三重県薬剤師会
DHEAT	(確認中)	(確認中)
保健師派遣チーム	避難所、避難所外(車中泊避難者や自宅滞在者等への対応)、保健所等、保健センター	三重県医療対策局健康づくり課
JDA-DAT	避難所、病院診療所	三重県栄養士会
医療救護班	医療救護所、病院診療所	三重県保健医療調整本部

第5節 支援活動及び調整

第1 関係者による連絡会議の開催

1 医療本部と保健医療チームとの情報共有

医療本部は、保健医療チームの調整員と情報を共有する。

2 保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催

保健所等は、被災現地の保健医療状況の情報を共有する場として関係者による連絡会議を開催する。

保健所等が機能不全に陥った場合は、派遣された三重DMATや医療救護班が連絡会議の開催を調整する。

市町災害対策本部は連絡会議に参加し、把握している避難所等の保健医療ニーズについて報告し、保健医療チームと情報を共有する。

図表 4-8 連絡会議の開催例

連絡会議の開催例	
日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催
場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等
参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者
目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有と役割分担の決定
内容	被災者の保健医療需要、現地保健医療の被災状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有

第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

1 重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

（1）SCUの設置

医療本部は、県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、災害医療コーディネーター、統括DMATと連携しSCUを決定する。

SCU設置場所の決定後は、厚生労働省DMAT事務局、近隣の災害拠点病院、該当する県地方災害対策部（保健所）に連絡して、設置運営の協力を求める。

県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所へ職員を派遣し、SCU備品保管場所に保管している備品をSCUに設置する。

県地方災害対策部（保健所）は、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携し、SCUを運営する。

被災地内のSCUは、基本的に近くの災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するための拠点である。医療本部は、このために必要な人員の配置、資機材・物資の配備を行う。

広域医療搬送の実施にあたって、医療本部、自衛隊、消防機関等は、SCUにリエゾン等を配置する。

（2）医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

医療本部は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、医療本部は緊急災害対策本部に支援を要請する。

患者の搬送にあたっては、陸上搬送、航空搬送、海上搬送等を状況に応じ柔軟に適用する。

2 広域医療搬送

（1）広域医療搬送

医療本部の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものを広域医療搬送という。

広域医療搬送の対象患者は、以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

図表 4-9 広域医療搬送の対象患者

- ・ 集中治療管理が必要な病態、手術等侵襲的な処置が必要な内因性病態
- ・ 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者
- ・ 身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
- ・ 全身に中等度以上の熱傷がある患者

(2) 広域医療搬送の実施

医療本部は、国の緊急災害対策本部に広域医療搬送を要請する。

国の緊急災害対策本部は、被災状況に応じ、医療本部、政府現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外のSCUを決定した上で、関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。

3 地域医療搬送

(1) 地域医療搬送

地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

(2) 地域医療搬送の実施

医療本部と保健所等は、医療搬送が円滑に実施できるように、災害拠点病院、医療救護班、DMAT、消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊、市町災害対策本部、消防本部、海上保安本部等の搬送を担う各機関と情報共有し、搬送先や搬送手段の確保等の調整を行う。

地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシーとDMATとの協定を根拠に、また県と大型バス等の民間企業との協定を根拠に、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する。

陸上搬送が困難な場合は、医療本部と保健所等は、ドクターヘリ調整部や救助班（航空担当）と連携して、ドクターヘリや防災ヘリ、他機関のヘリコプターの調整を行う。

第5章

物資調達 に関する計画

目 次

第5章 物資調達に関する計画	75
第1節 要旨	75
第1 目的	75
第2 計画に基づく活動期間	75
第3 概要	77
第2節 関係機関の役割	80
第1 指揮または調整を行う機関	81
第2 物資支援活動を行う協定締結機関	81
第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関	82
第3節 初動	83
第1 応援要請	83
第2 被災状況の収集	84
第4節 受入れ調整	85
第1 広域物資輸送拠点の確保	85
第2 広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け	86
第5節 支援活動及び調整	88
第1 地域内輸送拠点への輸送	88
第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	91
第3 応急給水にかかる受援活動	92

第5章 物資調達に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、家庭等の備蓄物資が数日で枯渇する一方、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

このような想定の下、国は、県の要請を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、物資を調達して、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで搬送するプッシュ型支援を実施する。

この「物資調達に関する計画」では、こうした支援物資を円滑に受け入れるとともに被災者に届けることを目的として、広域物資輸送拠点（県物資拠点）及び地域内輸送拠点（市町物資拠点）、支援物資の市町配分計画をあらかじめ定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援及び支援活動等について定める。

また、国のプッシュ型支援物資が届くまでの対応として、流通備蓄や孤立地域発生時に備えたセーフティネット備蓄による対応について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画の対象期間は、国のプッシュ型支援が行われる間とする。（災害発生後3日目までを含む）

第5章 物資調達に関する計画／要旨

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災後12時間)	応援要請
	国のプッシュ型支援にかかる調整
	拠点の被災状況の収集
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	情報共有
受入れ調整 (発災後24時間)	広域物資輸送拠点の確保
	拠点機能・資機材の確保
	人員の確保
	支援物資に関する情報の収集
	支援物資の受入れ・仕分け等
	プッシュ型支援の供給量の確認
支援活動及び調整 (発災後48時間)	県による地域内輸送拠点への物資輸送
	輸送手段の確保にかかる国、自衛隊への要請
	物資輸送に関する情報収集と共有
	市町配分計画の決定
	市町による物資の輸送等
	県による流通備蓄のプッシュ型支援
	セーフティネット備蓄支援

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

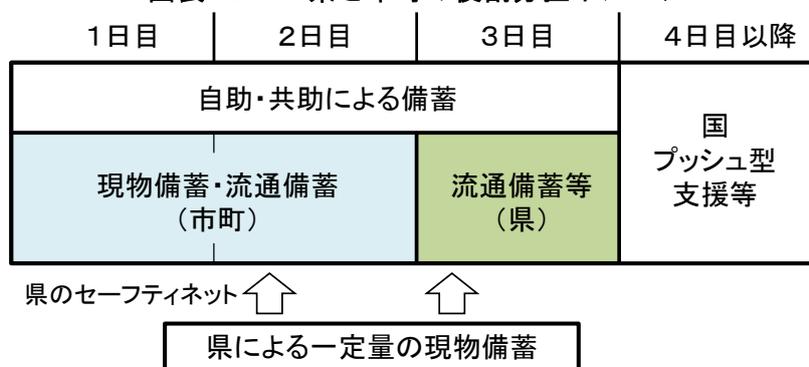
県及び市町は、平時より物資や救援資機材等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行い、発災後3日目までは、住民、市町及び県の備蓄物資で対応する。

発災後1～2日間は、市町による備蓄物資での対応を想定し、孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合は、県は、セーフティネット¹²として備蓄した現物備蓄を供給する。

発災後3日目は、県の流通備蓄¹³の供給による対応を行う。

発災後4日目以降、国は避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資の必要量を県の要請を待たずに、広域物資拠点（県物資拠点）に対して輸送を行う。県は輸送された物資を受入れて、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対して輸送を行う。

図表 5-1 県と市町の役割分担イメージ



2 活動拠点

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

広域物資輸送拠点とは、国等からの調整によって供給される物資を県が受入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する拠点。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）

地域内輸送拠点（市町物資拠点）とは、広域物資輸送拠点等から供給される物資を市町が受入れ、避難所に向けて物資を送り出すために設置する拠点。

(3) 民間物資拠点

民間物資拠点とは、広域物資輸送拠点が被災し活用できない場合等を想定し、予め代替拠点として確保した民間物流施設。また、民間物資拠点は、広域物資輸送拠点と

¹² セーフティネット備蓄：孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に対応する県の現物備蓄。

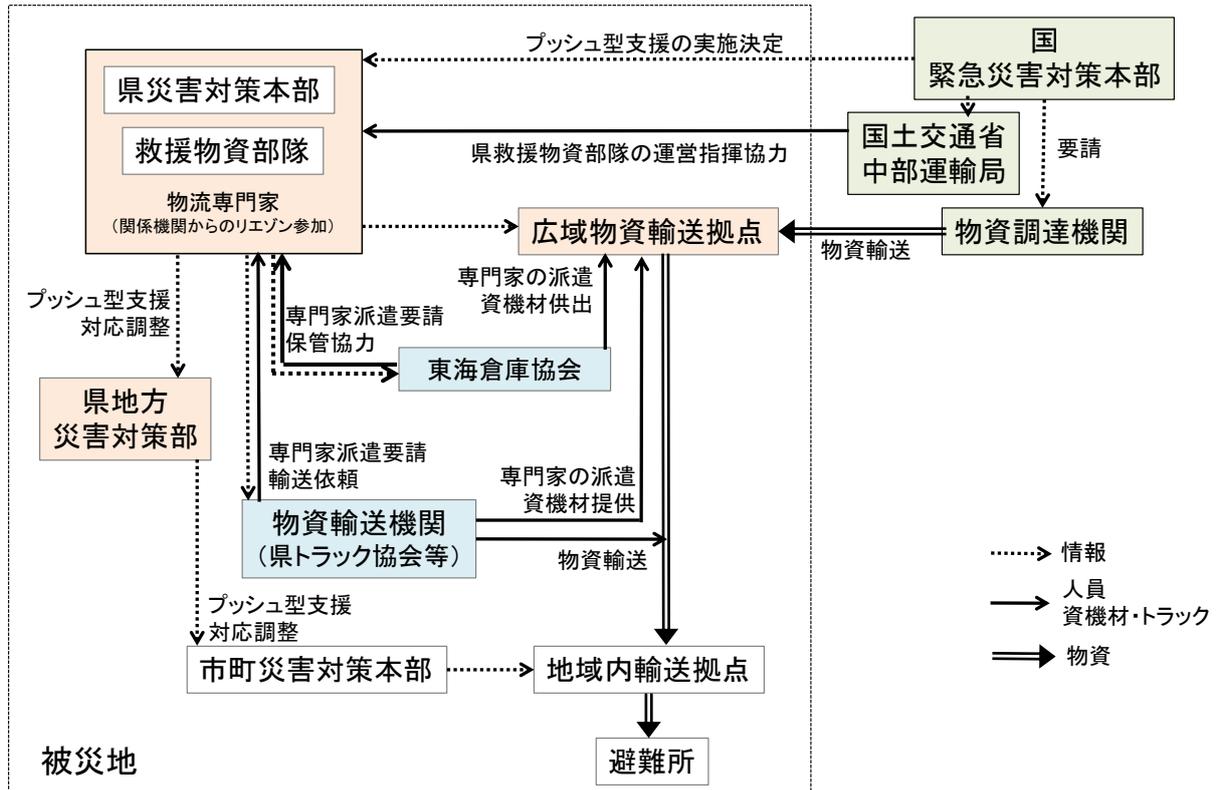
¹³ 流通備蓄：県と流通事業者との締結により、災害時に調達する備蓄物資。県は、流通事業者を通じて、食糧、飲料水、生活必需品等の物資を、市町の要請を待たずに実施するプッシュ型支援により供給する。

しての活用だけでなく、市町の地域内輸送拠点の代替拠点としての活用も想定する。

3 物資調達活動の流れ

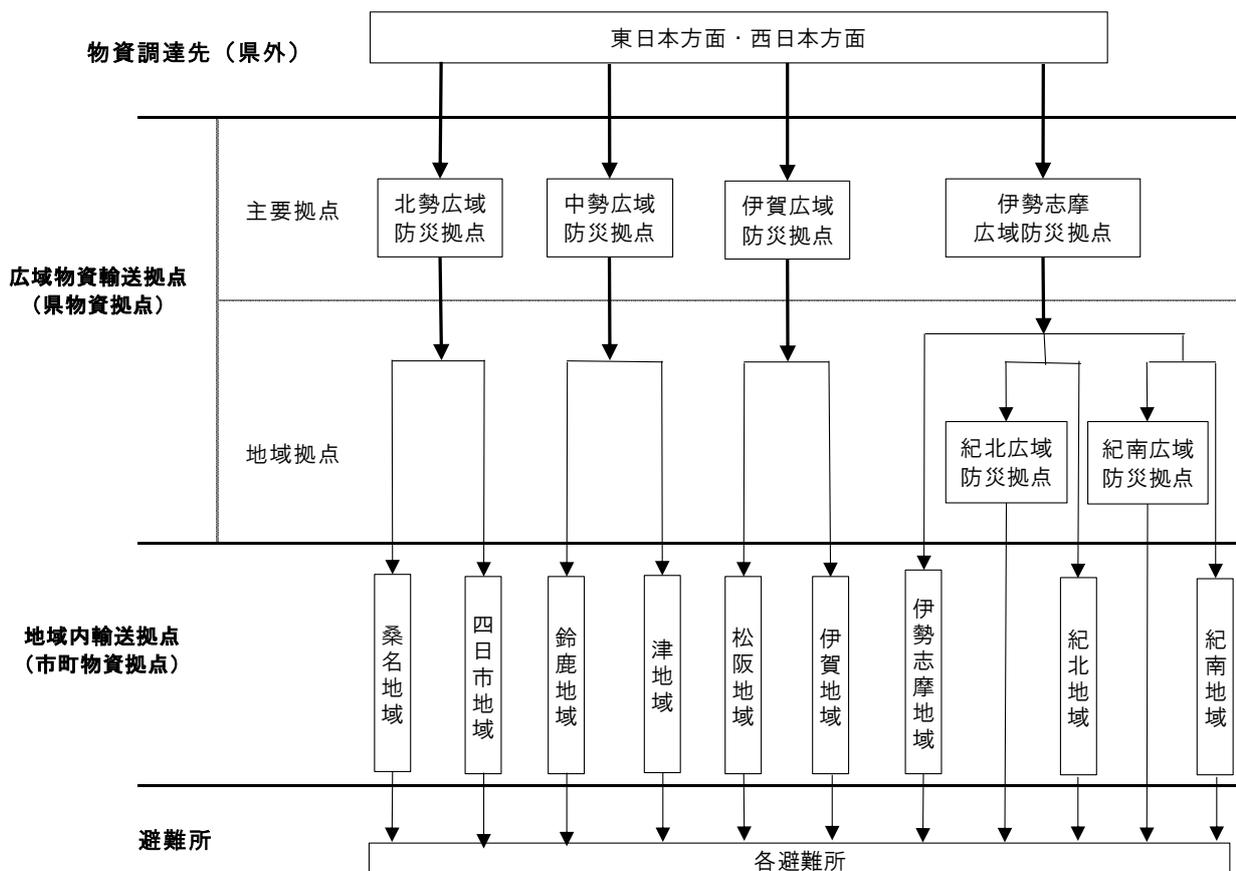
県救援物資部隊は、災害発生後、県救援物資部隊の体制を整え、広域物資輸送拠点を確保し、国からのプッシュ型支援の物資を受入れ、市町への物資輸送を行う一連の業務について、下記の手順に沿って行う。

図表 5-2 プッシュ型支援時の関係機関の対応の流れ



4 国によるプッシュ型支援の物資調達の流れ

図表 5-3 物資調達の流れ



【広域物資輸送拠点（県物資拠点）の分類】

主要拠点

国からのプッシュ型支援物資を含む支援物資を受入れる拠点としての役割を担う。

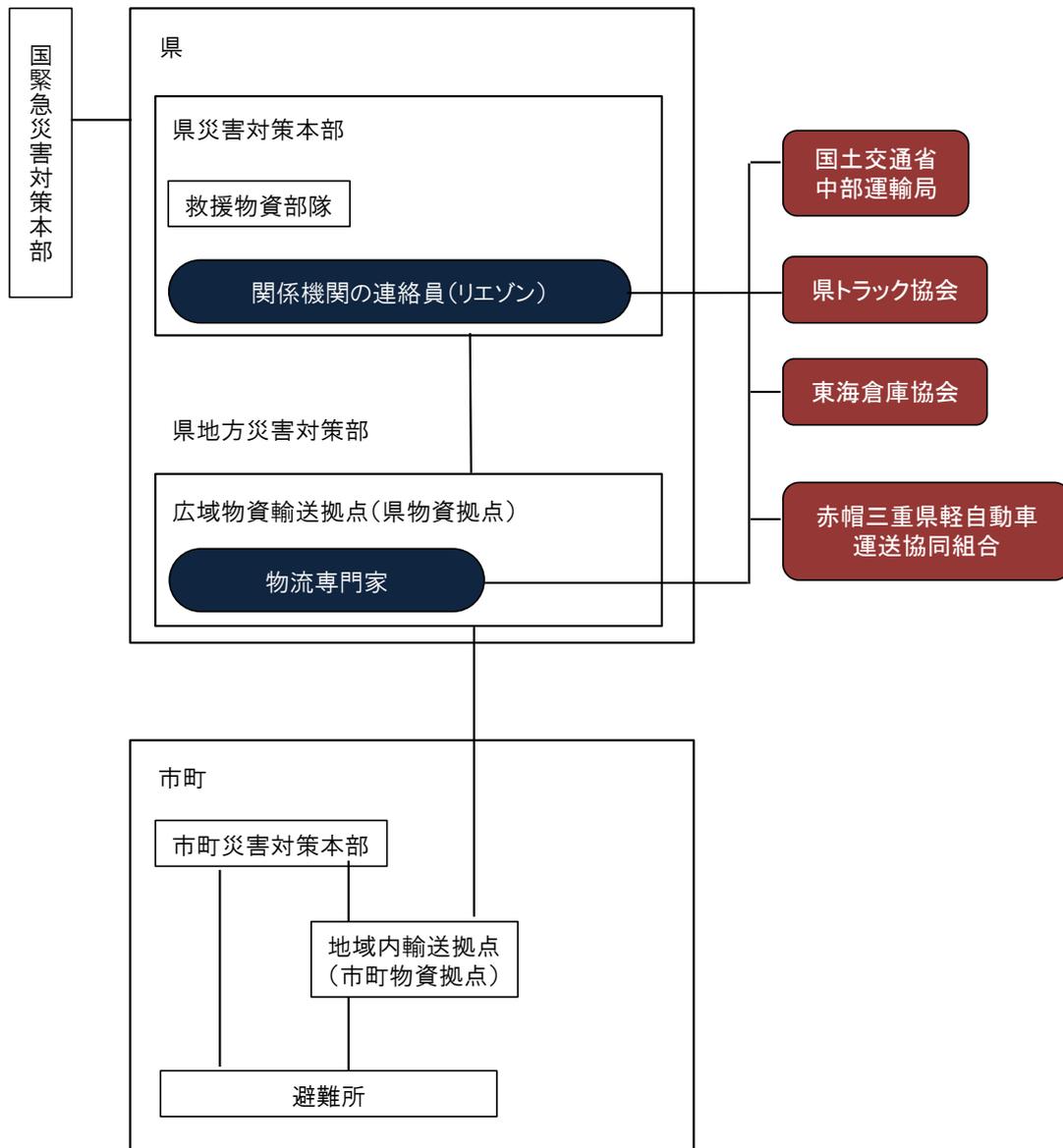
地域拠点

流通備蓄の運用を担うとともに、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の能力を超えた場合や地域内輸送拠点（市町物資拠点）が被災して使用できない場合の代替拠点としての役割を担う。

※東紀州（紀北・紀南）拠点の2拠点は、大型車（10t車）による運用が困難なこと、物流専門家の応援を早期に受けにくいこと等を考慮し、地域拠点として位置づける。

第2節 関係機関の役割

図表 5-4 物資調達における国・県・市町の体制



第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 救援物資部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 物流専門家等の人員確保、救援物資活動の為に資機材及び車両の確保 ・ 国プッシュ型支援物資の受入、地域内輸送拠点への輸送 ・ 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 ・ 広域物資輸送拠点が不足する場合の民間物資拠点の代替確保
県地方災害対策部 救援物資担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域物資輸送拠点の確保・運営 ・ 入出庫管理、在庫管理 ・ 市町災害対策本部との連絡・調整

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域的な物資調達の調整
国土交通省 中部運輸局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県救援物資部隊へのリエゾン派遣 ・ 県トラック協会、東海倉庫協会等の協定締結団体による対応が困難な場合、県からの要請に基づく支援物資輸送の支援

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所のニーズ収集 ・ 協定締結先からの支援物資の調達 ・ 県地方災害対策部と連携した支援物資の調達 ・ 地域内輸送拠点の開設・運営 ・ 支援物資の受入れ、避難所までの輸送

第2 物資支援活動を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
県トラック協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資の輸送（大型・中型トラック） ・ 資機材の提供 ・ 物流専門家、リエゾンの派遣
赤帽三重県軽自動車運送協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資の輸送（軽自動車）
東海倉庫協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援物資の保管 ・ 資機材の提供 ・ 物流専門家、リエゾンの派遣
協定締結団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の調達・供給

第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
協定締結団体（スーパー、コンビニ等）	・ 災害発生後3日目の流通備蓄物資の輸送

第3節 初動

第1 応援要請

1 応援要請

県救援物資部隊物資支援班は、国土交通省中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等に対して物流専門家（リエゾン）の派遣要請を行う。

また、広域物資輸送拠点の運営に必要な人員の確保の必要があるため、救援物資支援班は、県トラック協会、東海倉庫協会に対して、物資保管のレイアウトの立案、入荷・出荷に関する物流の専門家の派遣を要請する。

2 国のプッシュ型支援にかかる調整

国の具体計画による対応が開始された場合、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資のうち、発災後4日目から7日目までの必要量については、国から県の要請を待たずにプッシュ型支援により供給が行われるため、県救援物資部隊は、プッシュ型支援物資の品目、数量、到着日時等について、国の緊急災害対策本部と調整の上、受入れを行う。

県救援物資部隊は、できる限り早期に、被災市町から必要な物資の品目、数量等を把握し、要請に基づき実施されるプル型支援に切り替えるものとする。

第2 被災状況の収集

1 拠点の被災状況の収集

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、広域物資輸送拠点の被災状況の収集を行う。

県地方災害対策部物資担当は、物資拠点内の備蓄物資・資機材の状況、またプッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点としての活用の可否について、その旨を県救援物資部隊物資支援班に報告する。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、県地方災害対策部を通じて市町から地域内輸送拠点の被災状況、開設状況を確認する。

(3) 民間物資拠点

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点の被害情報や地域内輸送拠点の確保状況等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリストの中から活用する拠点を抽出し、当該拠点の被災状況や稼働状況等を確認する。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部、市町物資担当課、関係団体等と共有する。

3 情報共有

県救援物資部隊は、収集した情報について、中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会とリエゾンを通じて共有を行う。

第4節 受入れ調整

第1 広域物資輸送拠点の確保

1 広域物資輸送拠点の確保

県地方災害対策部物資担当は、県救援物資部隊の指示の下、広域物資輸送拠点の確保を行い、支援物資の受入れ体制を整える。

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点の被害情報や地域内輸送拠点の確保状況等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリストの中から、活用する拠点を抽出し利用調整を行う。

利用調整は協定に基づき実施し、県救援物資部隊物資支援班は、協定締結企業に対して拠点の使用期間等を報告し、物資拠点としての運用を開始する。

県救援物資部隊物資支援班は、利用調整の結果、活用することとなった民間物資拠点について、県災害対策本部内及び中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等と共有する。

図表 5-5 広域物資輸送拠点

名称	所在地 住所	敷地面積 (㎡)	上 屋	床面積 (㎡)	駐車スペース 面積 (㎡)
北勢拠点	四日市市中村町2281-2	13,384	有	1,260	6,737
伊勢志摩拠点	伊勢市朝熊町字東谷 3477-15	35,732	有	1,184	15,233
(県営サンアリーナ)	伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4	—	有	3,489	—
伊賀拠点	伊賀市荒木1856	32,282	有	959	12,333
中勢拠点	鈴鹿市石薬師町452	5,658	有	1,398	—
(消防学校屋内訓練場他)	〃	46,455	有	1,543	9,000
東紀州(紀北)拠点	尾鷲市光ヶ丘28-61	20,086	有	136	2,280
東紀州(紀南)拠点	熊野市久生屋町1330-2	12,280	有	495	1,525

※東紀州(紀北・紀南)拠点の2拠点は、地域拠点として位置づける。

2 拠点機能・資機材の確保

県地方災害対策部物資担当は、広域物資輸送拠点における、通信手段・電源・資機材の確保を行う。さらに、確認した資機材の確保状況等について、県救援物資部隊物資支援班に報告する。

県救援物資部隊物資支援班は、各広域物資輸送拠点で不足した資機材等については、協定締結先である県トラック協会、東海倉庫協会から調達する。

3 人員の確保

広域物資輸送拠点の作業指揮等を行う物流専門家については、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等に対して、県救援物資部隊物資支援班が派遣要請を行う。

広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け作業を行う人員については、県総括部隊応援・受援班（一般事務職員）が他県等に派遣要請し、自治体応援職員を確保する。

第2 広域物資輸送拠点での支援物資の受入れと仕分け

1 支援物資に関する情報の収集

県救援物資部隊物資活動班は、発災の時期や広域物資輸送拠点の確保状況等をふまえ、国プッシュ型支援物資の品目・数量・到着日時等について、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して情報を収集する。

2 支援物資の受入れ・仕分け等

県地方災害対策部物資担当は、支援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資輸送拠点において物資等の仕分け・一時保管等を行う。

広域物資輸送拠点の運営にあたっては、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等からの物流専門家の派遣協力を得て効果的な供給体制を構築する。特に、物資保管のレイアウトの立案や、入荷・出荷の進行管理等については、協定締結先からの物流専門家の協力を得る。

3 プッシュ型支援の供給量

あらかじめ国の具体計画で定められた国のプッシュ型支援物資の供給量は、次表のとおりである。

(1) 食糧

図表 5-6 食糧の供給量

拠点	地域	食料（食）				
		4日後	5日後	6日後	7日後	計
北勢	桑名	69,675	76,380	83,086	89,792	318,933
	四日市	188,843	199,107	209,371	219,635	816,956
	計	258,518	275,487	292,457	309,427	1,135,889
中勢	鈴鹿	119,062	126,065	133,068	140,071	518,266
	津	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275
	計	336,092	342,288	348,483	354,678	1,381,541
伊賀拠点	松阪	205,637	206,261	206,887	207,510	826,295
	伊賀市	29,865	33,907	37,950	41,992	143,714
	計	235,502	240,168	244,837	249,502	970,009
伊勢志摩	伊勢志摩	379,672	376,337	373,001	369,665	1,498,675
	尾鷲	78,092	78,299	78,506	78,714	313,611
	熊野	32,021	32,405	32,792	33,179	130,397
具体計画記載数量		1,332,000	1,356,000	1,380,000	1,404,000	5,472,000

(2) その他

図表 5-7 その他の供給量

拠点	地域	毛布 (枚)	育児用調製 粉乳 (g)	乳児・小児 用おむつ (枚)	大人用 おむつ (枚)	トイレ (回)	トイレットペー パー(巻)	生理用品 (枚)
北勢	桑名	36,229	100,835	17,678	3,547	314,498	15,949	21,705
	四日市	79,174	258,294	45,279	9,079	805,603	40,849	55,598
	計	115,403	359,129	62,957	12,626	1,120,101	56,798	77,303
中勢	鈴鹿	60,173	163,858	28,725	5,759	511,065	25,914	35,270
	津	100,235	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
	計	160,408	436,797	76,570	15,351	1,614,137	69,078	94,019
伊賀	松阪	93,990	261,248	45,797	9,183	814,813	41,317	56,234
	伊賀	11,710	45,437	7,966	1,598	141,714	7,187	9,781
	計	105,700	306,685	53,763	10,781	956,527	48,504	66,015
伊勢志摩	伊勢志摩	126,813	473,830	83,062	16,656	1,477,850	74,937	101,992
	尾鷲	38,053	99,154	17,382	3,486	309,255	15,681	21,343
	熊野	8,210	41,226	7,227	1,451	128,581	6,522	8,875
	計	173,076	614,210	107,671	21,593	1,915,686	97,140	132,210
具体計画記載数量		603,183	1,731,000	303,285	60,800	5,701,111	273,600	372,386

第5節 支援活動及び調整

第1 地域内輸送拠点への輸送

1 県による地域内輸送拠点への物資輸送

県救援物資部隊物資活動班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）に支援物資を受入れ、仕分けをした支援物資について、県トラック協会等の協定締結先の協力を得て、確保状況が確認できた地域内輸送拠点（市町物資拠点）まで輸送する。

2 輸送手段の確保にかかる国、自衛隊への要請

県救援物資部隊物資支援班は、県内の協定締結先である県トラック協会等において輸送手段の確保ができない場合に、中部運輸局に対し輸送手段の確保を要請する。

県救援物資部隊物資支援班は、輸送手段の確保が出来ている場合でも、道路の被災状況等により民間物流事業者による輸送が困難な場合は、県総括部隊救助班を通じて自衛隊に対し自衛隊車両による物資の輸送を要請する。

3 物資輸送に関する情報の収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの開閉状況の情報を、また、県総括部隊総括班（燃料・電力・ガス供給担当）から利用可能な給油所の情報を収集する。

県救援物資部隊物資支援班は、国や物流事業者と、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて、物資輸送の内容（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について情報共有する。

県救援物資部隊物資支援班は、収集した情報について、県地方災害対策部を通じて、市町災害対策本部に情報提供を行う。

4 市町配分計画

県救援物資部隊物資支援班は、図表5-10「市町配分計画」を基本に、避難所避難者数等の判明に応じ、市町への配分量を設定する。

県救援物資部隊物資活動班は、図表5-11「市町配分計画に対する車両台数」を基本に、当該物資量に相当する市町別の車両台数（4トントラック換算）を設定し、県トラック協会等へ要請する。

5 市町による物資の輸送等

市町災害対策本部は、地域内輸送拠点に輸送された物資を受入れ、避難所等までの輸送を行う。（三重県ラストワンマイル検討会で検討中）

図表 5-8 市町配分計画（[条件] 陸側一ケース①、冬18時、風速3m）

地域	市町	避難所避難者数（国被害想定）				食料（食）					毛布 （枚）	毛布備蓄量 H28. 4. 1	育児用調製 粉乳 （g）	乳児・小児 用おむつ （枚）	大人用 おむつ （枚）	トイレ （回）	トイレトイ ーパー（巻）	生理用品 （枚）
		4日後	5日後	6日後	7日後	4日後	5日後	6日後	7日後	計								
桑名	桑名市	14,158	15,278	16,398	17,519	50,968	55,001	59,034	63,067	228,070	30,099	4,939	72,108	12,641	2,535	224,901	11,404	15,521
	いなべ市	2,355	2,781	3,208	3,634	8,479	10,014	11,549	13,083	43,125	4,414	2,855	13,634	2,390	480	42,524	2,157	2,935
	木曽岬町	1,200	1,267	1,334	1,401	4,322	4,563	4,804	5,046	18,735	0	4,952	5,923	1,039	209	18,474	937	1,275
	東員町	1,640	1,889	2,139	2,388	5,906	6,802	7,699	8,596	29,003	1,716	3,060	9,170	1,608	323	28,599	1,451	1,974
	小計	19,353	21,216	23,079	24,942	69,675	76,380	83,086	89,792	318,933	36,229	15,860	100,835	17,678	3,547	314,498	15,949	21,705
四日市	四日市市	45,463	47,815	50,167	52,520	163,667	172,135	180,603	189,072	705,477	73,540	31,500	223,048	39,099	7,839	695,677	35,274	48,011
	菟野町	2,322	2,703	3,084	3,465	8,361	9,732	11,104	12,475	41,672	2,905	4,026	13,175	2,310	464	41,092	2,084	2,836
	朝日町	1,306	1,409	1,512	1,614	4,704	5,073	5,442	5,811	21,030	2,729	500	6,649	1,166	234	20,736	1,052	1,431
	川越町	3,364	3,379	3,395	3,410	12,111	12,167	12,222	12,277	48,777	0	13,620	15,422	2,704	542	48,098	2,439	3,320
	小計	52,456	55,307	58,158	61,009	188,843	199,107	209,371	219,635	816,956	79,174	49,646	258,294	45,279	9,079	805,603	40,849	55,598
鈴鹿	鈴鹿市	29,207	30,710	32,213	33,717	105,145	110,557	115,969	121,381	453,052	55,690	11,744	143,240	25,110	5,034	446,759	22,653	30,832
	亀山市	3,866	4,308	4,750	5,191	13,917	15,508	17,099	18,690	65,214	4,483	5,900	20,618	3,615	725	64,306	3,261	4,438
	小計	33,073	35,018	36,963	38,908	119,062	126,065	133,068	140,071	518,266	60,173	17,644	163,858	28,725	5,759	511,065	25,914	35,270
津	津市	60,286	60,062	59,837	59,613	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275	100,235	20,338	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
	小計	60,286	60,062	59,837	59,613	217,030	216,223	215,415	214,607	863,275	100,235	20,338	272,939	47,845	9,592	1,103,072	43,164	58,749
松阪	松阪市	45,508	45,467	45,426	45,385	163,828	163,681	163,534	163,386	654,429	77,090	13,680	206,909	36,270	7,272	645,338	32,722	44,537
	多気町	2,875	3,017	3,158	3,300	10,350	10,860	11,371	11,882	44,463	4,106	2,495	14,058	2,465	495	43,844	2,224	3,026
	明和町	7,147	7,136	7,125	7,114	25,730	25,690	25,650	25,609	102,679	11,778	2,450	32,464	5,691	1,141	101,252	5,134	6,988
	大台町	1,591	1,675	1,759	1,842	5,729	6,030	6,332	6,633	24,724	1,016	2,669	7,817	1,371	275	24,379	1,237	1,683
小計	57,121	57,294	57,468	57,641	205,637	206,261	206,887	207,510	826,295	93,990	21,294	261,248	45,797	9,183	814,813	41,317	56,234	
伊賀	伊賀市	5,950	6,645	7,339	8,033	21,422	23,921	26,421	28,921	100,685	6,228	9,839	31,833	5,581	1,119	99,285	5,035	6,852
	名張市	2,345	2,774	3,202	3,631	8,443	9,986	11,529	13,071	43,029	5,482	1,780	13,604	2,385	479	42,429	2,152	2,929
	小計	8,295	9,418	10,541	11,664	29,865	33,907	37,950	41,992	143,714	11,710	11,619	45,437	7,966	1,598	141,714	7,187	9,781
伊勢志摩	伊勢市	58,106	57,384	56,661	55,939	209,183	206,582	203,981	201,380	821,126	54,492	57,386	259,613	45,509	9,124	809,721	41,057	55,881
	鳥羽市	8,837	8,700	8,563	8,425	31,813	31,319	30,826	30,332	124,290	11,715	5,136	39,296	6,889	1,381	122,562	6,215	8,459
	志摩市	22,605	22,320	22,036	21,751	81,378	80,354	79,329	78,305	319,366	39,437	4,066	100,973	17,700	3,549	314,929	15,969	21,734
	玉城町	3,245	3,361	3,477	3,593	11,681	12,100	12,518	12,937	49,236	5,647	1,540	15,566	2,729	548	48,550	2,462	3,351
	度会町	1,732	1,796	1,861	1,925	6,237	6,468	6,699	6,930	26,334	1,330	2,520	8,325	1,460	293	25,965	1,317	1,792
	大紀町	2,273	2,274	2,276	2,277	8,183	8,188	8,193	8,198	32,762	1,545	3,010	10,359	1,816	365	32,307	1,639	2,230
	南伊勢町	8,666	8,702	8,737	8,773	31,197	31,326	31,455	31,583	125,561	12,647	4,900	39,698	6,959	1,396	123,816	6,278	8,545
小計	105,464	104,537	103,610	102,684	379,672	376,337	373,001	369,665	1,498,675	126,813	78,558	473,830	83,062	16,656	1,477,850	74,937	101,992	
尾鷲	尾鷲市	10,389	10,359	10,329	10,299	37,400	37,292	37,184	37,076	148,952	17,855	2,743	47,094	8,256	1,656	146,884	7,448	10,137
	紀北町	11,303	11,391	11,478	11,566	40,692	41,007	41,322	41,638	164,659	20,198	2,934	52,060	9,126	1,830	162,371	8,233	11,206
	小計	21,692	21,750	21,807	21,865	78,092	78,299	78,506	78,714	313,611	38,053	5,677	99,154	17,382	3,486	309,255	15,681	21,343
熊野	熊野市	5,031	5,090	5,149	5,208	18,114	18,325	18,537	18,749	73,725	3,861	6,555	23,309	4,086	820	72,699	3,687	5,018
	御浜町	1,606	1,682	1,758	1,834	5,782	6,055	6,329	6,603	24,769	1,661	2,008	7,831	1,373	276	24,424	1,239	1,686
	紀宝町	2,257	2,229	2,202	2,174	8,125	8,025	7,926	7,827	31,903	2,688	1,660	10,086	1,768	355	31,458	1,596	2,171
	小計	8,894	9,001	9,109	9,216	32,021	32,405	32,792	33,179	130,397	8,210	10,223	41,226	7,227	1,451	128,581	6,522	8,875
計	366,633	373,603	380,573	387,542	1,319,897	1,344,984	1,370,076	1,395,165	5,430,122	554,587	230,805	1,716,821	300,961	60,351	5,606,451	271,520	369,547	
	具体計画 記載数量	370,000	376,666	383,333	390,000	1,332,000	1,356,000	1,380,000	1,404,000	5,472,000	603,183		1,731,000	303,285	60,800	5,701,111	273,600	372,386

図表 5-9 市町配分計画に対する車両台数

地域	市町	食料（食）		毛布（枚）		育児用調製粉乳（g）		乳児・小児用おむつ（枚）		大人用おむつ（枚）		トイレ（回）		車両台数	
			車両台数		車両台数		車両台数		車両台数		車両台数		車両台数	総計	1日当たり（×1/5）
桑名	桑名市	228,070	15	29,571	50	72,108	1	12,641	8	2,535	2	224,901	19	95	19
	いなべ市	43,125	3	5,269	9	13,634	1	2,390	2	480	1	42,524	4	20	4
	木曾岬町	18,735	2	13	1	5,923	1	1,039	1	209	1	18,474	2	8	2
	東員町	29,003	2	1,256	3	9,170	1	1,608	1	323	1	28,599	3	11	2
四日市	四日市市	705,477	44	88,070	147	223,048	1	39,099	22	7,839	5	695,677	58	277	55
	菟野町	41,672	3	2,905	5	13,175	1	2,310	2	464	1	41,092	4	16	3
	朝日町	21,030	2	2,729	5	6,649	1	1,166	1	234	1	20,736	2	12	2
	川越町	48,777	4	1,291	3	15,422	1	2,704	2	542	1	48,098	5	16	3
鈴鹿	鈴鹿市	453,052	28	58,544	98	143,240	1	25,110	14	5,034	3	446,759	38	182	36
	亀山市	65,214	5	5,383	9	20,618	1	3,615	3	725	1	64,306	6	25	5
津	津市	863,275	54	102,444	171	272,939	1	47,845	27	9,592	6	1,103,072	92	351	70
松阪	松阪市	654,429	41	80,865	135	206,909	1	36,270	21	7,272	5	645,338	54	257	51
	多気町	44,463	3	5,901	10	14,058	1	2,465	2	495	1	43,844	4	21	4
	明和町	102,679	7	11,778	20	32,464	1	5,691	4	1,141	1	101,252	9	42	8
	大台町	24,724	2	1,045	2	7,817	1	1,371	1	275	1	24,379	3	10	2
伊賀	伊賀市	100,685	7	6,240	11	31,833	1	5,581	4	1,119	1	99,285	9	33	7
	名張市	43,029	3	3,882	7	13,604	1	2,385	2	479	1	42,429	4	18	4
伊勢志摩	伊勢市	821,126	51	95,447	160	259,613	1	45,509	26	9,124	6	809,721	68	312	62
	鳥羽市	124,290	8	12,605	22	39,296	1	6,889	4	1,381	1	122,562	11	47	9
	志摩市	319,366	20	39,944	67	100,973	1	17,700	10	3,549	2	314,929	27	127	25
	玉城市	49,236	4	5,647	10	15,566	1	2,729	2	548	1	48,550	5	23	5
	度会町	26,334	2	1,330	3	8,325	1	1,460	1	293	1	25,965	3	11	2
	大紀町	32,762	3	1,555	3	10,359	1	1,816	2	365	1	32,307	3	13	3
	南伊勢町	125,561	8	17,347	29	39,698	1	6,959	4	1,396	1	123,816	11	54	11
尾鷲	尾鷲市	148,952	10	17,028	29	47,094	1	8,256	5	1,656	1	146,884	13	59	12
	紀北町	164,659	11	19,862	34	52,060	1	9,126	6	1,830	2	162,371	14	68	14
熊野	熊野市	73,725	5	7,446	13	23,309	1	4,086	3	820	1	72,699	7	30	6
	御浜町	24,769	2	1,749	3	7,831	1	1,373	1	276	1	24,424	3	11	2
	紀宝町	31,903	2	2,721	5	10,086	1	1,768	1	355	1	31,458	3	13	3
1台あたり積載数量(4トトラック)		16,200		600		2,660,000		1,800		1,800		12,000			

*注意：上表に示す車両台数は、入荷車両のみ。

*広域物資輸送拠点（県物資拠点）から地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対しては、発災3日目～7日目の計5日間にわたり、国プッシュ型支援物資を搬送する。

第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応

1 県による流通備蓄のプッシュ型支援

(1) 流通備蓄に関する情報収集

県救援物資部隊物資支援班は、協定締結企業等¹⁴から流通備蓄の量・品目等について情報収集する。

(2) 流通備蓄の要請

流通備蓄については、被災市町からの要請を待たずにプッシュ型で支援を行うため、県救援物資部隊物資活動班は、設定した配分量に基づき、流通備蓄にかかる協定締結企業等に物資提供の要請を行う。

(3) 流通備蓄の配分量

流通備蓄について、県救援物資部隊物資支援班は、被害想定に基づき作成した市町配分計画を基本に、判明した避難所避難者数に基づき、市町への配分量を設定する。

(4) 流通備蓄の輸送

流通備蓄の輸送については、協定締結先の自社配送を基本とするが、自社での配送が困難な場合には、県救援物資部隊物資活動班は、県トラック協会等の協定締結先の協力を得てトラックを確保次第、地域内輸送拠点に対して輸送を行う。

2 セーフティネット備蓄支援

(1) セーフティネット備蓄支援の実施の決定

県災害対策本部は、航空偵察による孤立地域の発生状況と被災市町からの情報により、対応策を検討する。物資支援が必要と判断した場合にはセーフティネット備蓄による支援の実施を決定する。

(2) セーフティネット備蓄の供給の準備

県救援物資部隊物資支援班は、県災害対策本部の決定を受け、被災市町からの情報（要請物資・配送場所等）に基づき、搬出する物資拠点と搬出する現物備蓄の種類と量を決定する。

¹⁴協定締結企業の流通備蓄…「災害時における生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における飲料調達に関する協定」「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定」「救助用副食等の調達に関する協定」「生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における生活必需品などの調達に関する協定」等により確保している支援物資（備蓄量・備蓄場所等は対外非公表）

(3) セーフティネット備蓄の輸送

セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。

航空機を利用した輸送を行う際は、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行い、県総括部隊救助班（航空担当）の調整の下、拠点での物資の受入時間等、関係機関間で輸送計画を策定し実施する。

また、輸送計画については、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。

第3 応急給水にかかる受援活動

1 被害情報等の収集及び市町における応急給水活動

(1) 被害情報等の収集

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び水道事業者に対し、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況の情報を収集し、市町の応援要請の有無を把握する。

(2) 市町における応急給水活動

市町は、配水池の緊急遮断弁によって確保された水量について把握し、給水車両を使用して被災者に給水活動を行うとともに、給水車両等の応援要請を検討する。

2 応援要請

(1) 県内での対応

県被災者支援部隊水道応援班は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内5ブロック内（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州、伊賀）で応援要請のあった水道事業者への対応の可否を、それぞれの代表市（四日市市、津市、松阪市、尾鷲市、伊賀市）に確認する。

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対する給水車両の不足など、ブロック内の水道事業者の資機材や人員では対応が困難と判断した場合、給水車両等の要請についてブロックを越えて他の水道事業者に対して応援を要請する。

(2) 県外への要請

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対して県内の水道事業者のみの対応では困難と判断した場合、日本水道協会三重県支部（津市水道局）を通じて、日本水道協会に対して、県外水道事業者の応援を要請する。

3 県外からの支援に対する受援活動

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び水道事業者から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部（津市水道局）と情報共有を行う。

日本水道協会三重県支部（津市水道局）は、県外水道事業者から示された支援を整理し、県被災者支援部隊水道応援班から情報提供された応援要請等をもとに支援配分を決

定する。

県被災者支援部隊水道応援班は、県社会基盤対策部隊から、応急給水活動の実施に必要な緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部（津市水道局）を通じて県外水道事業者へ情報提供を行う。

【平成28年熊本地震における事例】

プッシュ型支援

国は被災県からの要請を待つことなく必要と思われる物資を被災地に送り込む、いわゆる「プッシュ型支援」を平成28年4月16日から開始した。その後、4月23日にはプッシュ型からプル型へ切り替え、5月6日までに食料約278万食、水24万本等の支援を行った。

〈プッシュ型物資の内容〉

物資の種類	数量
毛布	約42,300枚
日用品	約53,000箱
飲料水	約1,003,000本
食料品	約1,755,300食

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

プル型支援への移行

発災直後から、必要な物資が大量かつ迅速に供給されたことにより、1週間が経過した段階で当面の物資の不足は解消されたが、一方で、時間の経過に伴い、物資についての被災者ニーズが次第に多種・多様化した。

このため、国は、4月23日から被災者ニーズに応じたプル型支援に切り替えるとともに、4月28日からはタブレット端末（iPad）を活用した物資要請システム（日本IBMが東日本大震災の際に開発したシステムの一部）の運用を開始し、物資の供給効率の向上を図った。

（資料）「熊本地震に係る広域応援検証・評価について（最終報告書）」（平成29年5月：九州地方知事会）

専門家派遣の受入れが重要

熊本地震では、受入れた物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。

このため、災害対策本部及び物資拠点におけるオペレーションには、専門家のノウハウの活用が有効である。トラック協会・倉庫協会等との協定内容を確認し、専門家派遣の受入れを想定した事前準備、対応が有効である。

（資料）「熊本地震に係る広域応援検証・評価について（最終報告書）」（平成29年5月：九州地方知事会）

民間物資拠点の活用

物資集積拠点としていたグランメッセ熊本が被災し、県内倉庫も被災していたため、代替倉庫の確保に時間を要した。県倉庫協会の協力を得て、平成28年4月20日から4月25日にかけて合志市等計3つの倉庫を拠点として確保した。

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

【平成28年熊本地震における事例】

官民の連携による物資輸送拠点の運営

被災後一定期間はプッシュ型の物資輸送を行ったが、その輸送を支えるソフトインフラは脆弱であった。どのような物資が発注されたか、事業者から発送されたのか、輸送中の物資が今どこまで来ているか、物資の在庫状況はどうか、といった発注・輸送状況を把握するためのシステムがなく、このため、物流拠点での無駄な待機時間があるかと思えば、夜間に急に大量の物資が搬入されるといった混乱が生じた。災害が発生してから、輸送状況や在庫状況をリアルタイムで把握するためのシステムを構築することは難しいことから、事前に物流事業者と連携した取組が欠かせない。

また、災害発生当初、国は広域物流拠点への搬入を担えばよいとの発想に立ち、物資の情報管理を発送ベースでしかとらえていなかったものもあった。このため、物流が滞った場合に迅速な対策の企画立案ができなかった面がある。被災者支援のために、支援物資については、適切に官民連携して、到着ベースでも情報管理すべきである。

（資料）「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」（平成28年7月：内閣府）

国のプッシュ型支援の対応準備と情報収集・伝達が重要

熊本地震では、国のプッシュ型支援が行われ、県一次拠点には物資が届き、一定の効果は認められた。一方で、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し受入れの人員が不足する等現場に混乱が生じた。

このように、支援物資の情報伝達について課題が明確になったため、ICTの活用等による情報収集・伝達部分について、あらかじめ対策を定めておくことが重要である。

市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

発災当初、物資受入れのルールが定まっておらず、多数の問合せに対し、円滑な対応ができなかった。

物資の供給について、当初、国、県、市町村間の連携や情報共有が不十分であり、重複した対応を行った事例があった。プッシュ型支援については、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し受入れの人員が不足する等現場に混乱が生じた。

物資調達・輸送調整等支援システムの活用

発災時には国と連携の上、受入れ窓口を設置し、ICT（物資調達・輸送調整等支援システム等）を活用したシステムを通じ情報提供を行う等、被災市町村の負担軽減のための支援を検討する。

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

【平成28年熊本地震における事例】

市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

物資集積拠点を事前に確保していない市町村があった。

市町の物資拠点での運営が混乱した

受入れた物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。発災当初、指定避難所以外の被災者の把握が困難であり、物資の配布が十分ではなかった。

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

ラスト・ワン・マイル問題

国の支援が事前に想定していたのは、広域物流拠点への搬入までであり、そこから先の避難所までのラスト・ワン・マイルについては具体的な計画を持っていなかった。一方で、個々の避難所まで支援物資を届ける機能を被災直後の市町村に期待することは、特に被害の大きい市町村においては困難だった。

また、被災市町村も避難所までの物資輸送のための計画を策定していなかった。このため、実際には、被災市町村の物流拠点から先の物資輸送は物流事業者のほかに自衛隊やNPOが担当して輸送することとなった。

（資料）「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」（平成28年7月：内閣府）

第5章 物資調達に関する計画／支援活動及び調整

第6章

燃料供給及び 電力・ガスの臨時供給 に関する計画

目 次

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画	99
第1節 要旨（燃料供給）	99
第1 目的	99
第2 計画に基づく活動期間	99
第3 概要	100
第2節 関係機関の役割（燃料供給）	102
第1 指揮または調整を行う機関	102
第2 燃料供給を行う機関	102
第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給	103
第1 平時の事前準備	103
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	103
第3 災害発生時の対応（国への要請）	104
第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給	105
第1 平時の事前準備	105
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	105
第3 災害発生時の対応（国への要請）	106
第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給	107
第1 県内での対応	107
第2 国への要請	107
第3 燃料供給の受入れ対応	107
第6節 製油所からの燃料輸送	108
第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）	109
第1 目的	109
第2 計画に基づく活動期間	109
第3 概要（電力）	110
第4 概要（ガス）	111
第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）	112
第1 指揮または調整を行う機関	112
第2 電力の臨時供給を行う機関	112
第9節 電力の臨時供給	113
第1 平時の事前準備	113
第2 災害発生時時の対応（県内での対応）	113
第3 災害発生時時の対応（国への要請）	113
第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）	115
第1 指揮・調整を行う機関	115
第2 ガスの臨時供給を行う機関	115
第11節 ガスの臨時供給	116
第1 平時の事前準備	116
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	116
第3 災害発生時の対応（国への要請）	116

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画

第1節 要旨（燃料供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、県内も含め多くの製油所が被災し全国的な燃料供給の確保が困難になることが想定される。

このような想定の下、国において、燃料の供給体制を速やかに構築し、被災により燃料供給が不足する事態が生じた地域の供給体制が早期に復旧される。

この「燃料供給に関する計画」は、災害応急対策活動に必要な燃料のほか、災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設¹⁵の業務継続に必要な燃料を確保し、優先的に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

燃料供給に関する活動の対象期間は、災害発生後約4週間程度を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
燃料供給 (発災後12時間)	中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の把握
	国緊急災害対策本部に中核SSへの燃料供給を要請
	関係機関への中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の情報提供
	重要施設へ燃料供給の必要性を照会
	燃料供給施設の優先順位の決定
	県石油商業組合に重要施設への燃料供給を要請
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	製油所からの燃料輸送にかかる港湾管理者から情報収集
燃料供給 (発災後24時間)	県民への一般車両の給油に関する情報の広報・周知
	国緊急災害対策本部に重要施設への燃料供給を要請
	国緊急災害対策本部に航空燃料の供給を要請

¹⁵ 重要施設…災害対策本部となる官公庁舎、災害拠点病院、防災関連施設等、災害応急対策の実施のために不可欠と判断する施設で、優先供給すべき施設として県が指定するもの。「別紙●（対外非公表）」

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

（1）活動内容

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関しては、県は、県石油商業組合から県内の中核給油所（中核SS）の稼働状況や燃料在庫状況の情報収集を行い、災害応急対策活動に従事するものとして証明書が交付された車両に燃料供給する。また、県内の燃料で供給できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から燃料供給を行う。

重要施設への燃料供給に関しては、県は、重要施設へ燃料供給の必要性を照会し、収集した情報を基に、県石油商業組合に対し燃料供給の要請を行い、燃料の配送を行う。県内の燃料で対応できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟や全国石油商業組合連合会に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から重要施設への燃料供給を行う。

（2）燃料供給の拠点

① 中核給油所（中核SS）

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応力の高いサービスステーション（SS）。災害応急対策活動に従事する車両に優先的に供給する給油所。
「別紙●（対外非公表）」

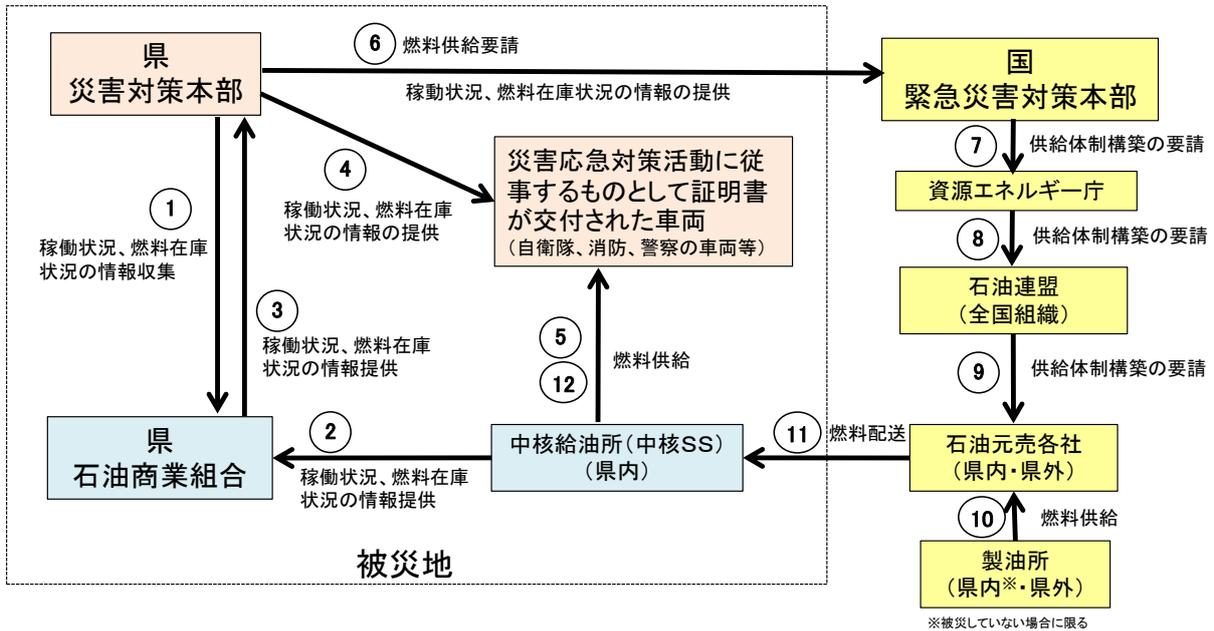
② 小口燃料配送拠点

平時は取引先に燃料配送を行う地域配送拠点（給油サービスステーション）で、災害発生時には小型タンクローリーにより重要施設への燃料配送を行う。
「別紙●（対外非公表）」

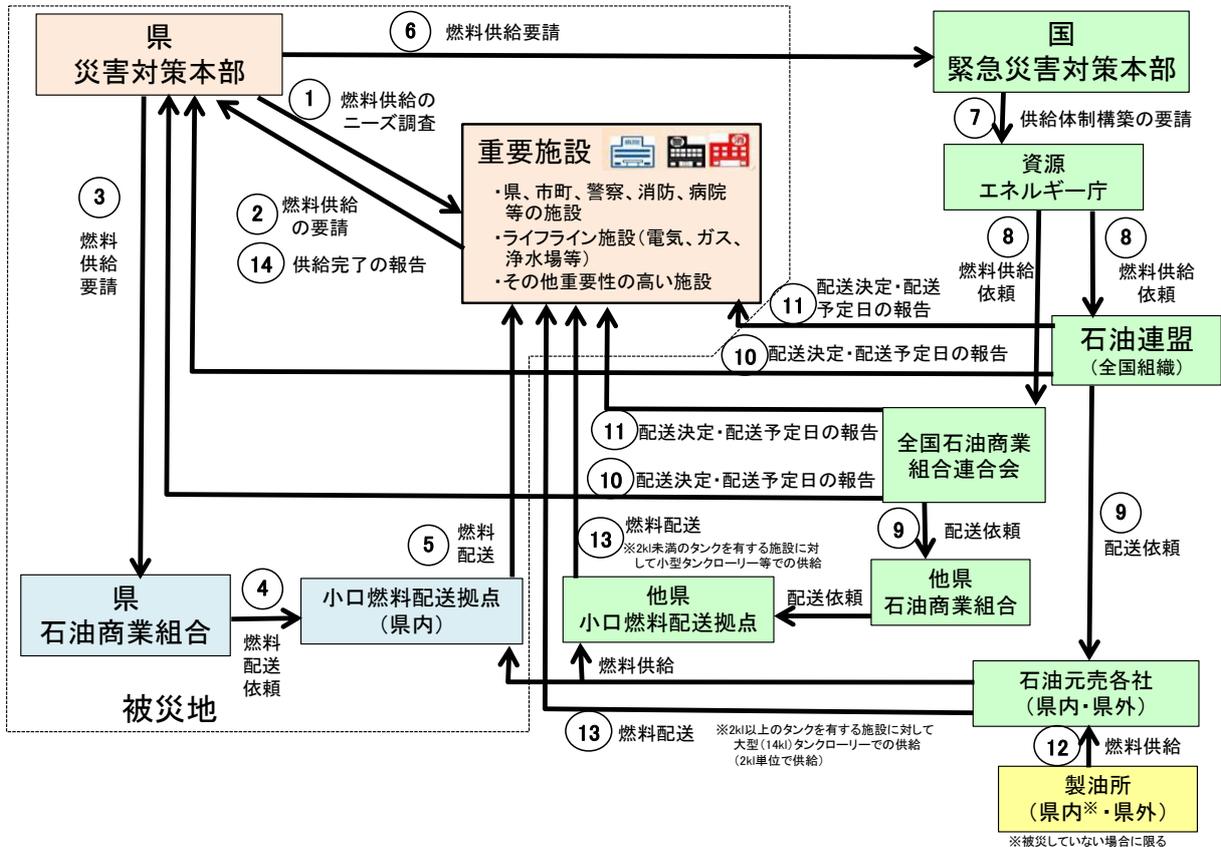
③ 製油所

原油を受入れ、これを精製してガソリン、灯・軽油、重油などの各種石油製品を製造し、これらを貯蔵し出荷する石油精製工場。

図表 6-1 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給の流れ



図表 6-2 重要施設への燃料供給の流れ



第2節 関係機関の役割（燃料供給）

第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス 担当)	<ul style="list-style-type: none"> <中核給油所（中核SS）関係> ・中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の確認及び情報提供 <重要施設への燃料供給> ・燃料供給のニーズ調査 ・県石油商業組合や国の緊急災害対策本部に対する燃料供給の要請 ・燃料供給状況の把握 ・重要施設への道路啓開情報の収集 <製油所関係> ・製油所への道路等啓開情報の収集

2 国等

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部・資源エネルギー庁	・広域的な燃料供給の調整
石油連盟 (県外・全国組織)	・石油元売各社に対する燃料供給の依頼
全国石油商業組合 連合会	・被災県以外の石油商業組合に対する燃料供給の依頼

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請

第2 燃料供給を行う機関

1 県内関係機関

関係機関	主な役割
県石油商業組合	・小口燃料配送拠点に対する燃料配送の依頼
中核SS	・燃料の供給
小口燃料配送拠点	・燃料の配送

第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 緊急通行車両等事前届出制度の活用

県は、防災関係機関等に対し、あらかじめ緊急通行車両として使用が想定される車両について、緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用について周知する等、事前の備えに努める。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 緊急通行車両証明書の交付

警察（交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署）は、緊急通行車両等の事前届出に基づき、緊急通行を行う車両の証明書等の交付を行う。

2 中核SSの被害状況等の収集

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、国による重点的かつ継続的な燃料供給が行われる中核SSにおいて、災害応急対策活動に従事する車両（自衛隊・消防・警察等の関係車両、緊急物資輸送車両、道路啓開作業用重機、その他必要な車両等）に対する優先的な給油が実施されるよう、県石油商業組合へ中核SSの被害状況や燃料の在庫状況を確認する。

3 災害応急対策活動に従事する車両への情報提供と燃料供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、中核SSの稼働状況や燃料の在庫状況の情報を、災害応急対策活動に従事する車両の関係機関へ提供し、災害応急対策活動に従事する車両に対して燃料供給を行う。

4 県民への広報・周知活動

中核SSでは、多数の給油希望者が集中することによる混乱が想定されるため、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県民に対して一般車両への給油体制に関する情報を県石油商業組合から収集し、適切に広報・周知し、給油施設での混乱防止に努める。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、中核SSにおける燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と中核SSの稼働状況や燃料の在庫状況の情報について共有を行い、燃料の枯渇が想定される場合は燃料供給を要請する。

2 燃料供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、資源エネルギー庁を通じて石油連盟に対し、燃料供給体制の構築を行うよう要請する。石油連盟は、県内外の製油所から石油元売各社（県内外）を通じて、県内の中核SSに対して燃料供給を行う。

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合を通じて、上記による燃料供給状況を確認する。

第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 重要施設の指定

県は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設をあらかじめ指定しておく。

県は、重要施設の指定にあたっては、円滑な燃料供給が可能となるよう、燃料供給に必要な設備等の情報をあらかじめ確認するとともに、県石油商業組合との間で、指定施設の情報を共有する。

県は、業務継続に必要な非常用発電機等の燃料供給に要する費用については、原則として重要施設管理者が負担することについて、事前の合意を得ることとする。

2 自衛的備蓄による事前準備

重要施設の施設管理者は、平時より災害発生時における業務継続に必要な燃料の備蓄（以下、「自衛的備蓄」という。）を行い、事前の備えに努めるとともに、県は、重要施設の燃料の備蓄状況を把握する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 重要施設における燃料確保の実施

重要施設の施設管理者は、災害発生時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努める。

2 重要施設の燃料供給ニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設に対して燃料供給のニーズ調査を行う。

燃料の確保方法については、重要施設の施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本とするが、通常取引による燃料確保が困難な場合、重要施設の施設管理者は、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）に対し燃料確保を要請する。その際、燃料供給に必要な設備等の情報および燃料が枯渇するまでの期間を報告する。

3 県石油商業組合への要請と燃料配送

要請を受けた県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合に対し、協定に基づく重要施設への燃料供給を要請する。

県石油商業組合は、小口燃料配送拠点より重要施設への燃料配送を行うこととするが、燃料調達が困難な場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）に報告する。

4 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プ

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／業務継続が必要な重要施設への燃料供給

ラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート of 被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県石油商業組合へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県石油商業組合による燃料供給だけでは燃料調達が困難と認めた場合、県内の重要施設の燃料需要をとりまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。

優先順位の決定にあたっては、災害応急対策や医療活動を行うために必要な県、市町、警察、消防、病院等の施設を最優先とし、ライフライン施設（電気、ガス、浄水場、下水場、排水場、放送、交通）を最優先施設に準ずるものとする。ただし、重要施設からの要請量や切迫度に応じて臨機応変に対応するものとする。

なお、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設における燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と重要施設の燃料の確保状況について共有する。

2 燃料供給の受入れ対応

国へ要請した燃料供給は、石油連盟及び全国石油商業連合会を通じて行われる。県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、これらの燃料配送の決定・配送予定日の報告を受け、重要施設への燃料供給の情報を確認する。

重要施設の施設管理者は、要請した燃料供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 重要施設以外からの要請への対応

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、重要施設に指定されていない施設から燃料供給の要請があった場合には、その緊急性・必要性を考慮し、当該施設への燃料供給について、国の緊急災害対策本部へ要請する等適切に対応する。

4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、石油連盟及び全国石油商業連合会へ情報提供する。

第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給

第1 県内での対応

県内各地に備蓄している航空燃料は、「別紙●（対外非公表）」のとおりである。
県総括部隊（救助班・航空担当）は、県内各地に備蓄している航空燃料で対応できない場合、平時に供給している契約業者に対して、航空燃料の供給を要請する。

第2 国への要請

県総括部隊（救助班・航空担当）は、契約業者の納入期日や供給可能量を確認するとともに、供給が間に合わず航空燃料の不足が見通される場合や、調達が困難となった場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）を通じて、国緊急災害対策本部へ航空燃料の供給を要請する。

第3 燃料供給の受入れ対応

受入れ対応は、県総括部隊（救助班・航空担当）が指定する場所にて航空燃料を受入れる。また、供給完了後は、県総括部隊（救助班・航空担当）から県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

第6節 製油所からの燃料輸送

県石油商業組合との調整による燃料調達が困難な場合、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。当該要請に基づき、国の緊急災害対策本部から要請を受けた石油連盟にて、県外または県内（被災していない場合）の製油所からの燃料配送が調整される。

当該配送に対処するため、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、図表6-3に示す県内の製油所への道路啓開、航路啓開に関する情報について、県社会基盤対策部隊から収集し、石油連盟へ提供する。

製油所は、大規模災害発生時において、県内又は県外への中核SS、小口燃料配送拠点への燃料供給を行うことを目的としたものであり、輸送先の決定については、石油連盟が行う。

図表 6-3 製油所の指定

県内の製油所名	所在地
コスモ石油 四日市製油所	三重県四日市市
昭和四日市石油 四日市製油所	三重県四日市市

第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確保出来ないことが想定される。

このような想定の下、国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を構築し、重要施設に対して必要な電力及びガスを確保し臨時供給¹⁶する。

この「電力・ガスの臨時供給に関する計画」は、災害応急対策活動の拠点となる重要施設に対して必要な電力・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

電力・ガスの臨時供給に関する活動の対象期間は、災害発生後約4～8週間程度を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
電力の臨時供給 (発災後12時間)	重要施設に電力の臨時供給のニーズ調査
	県内一般送配電事業者に重要施設への電力の臨時供給を要請
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有
電力の臨時供給 (発災後24時間)	国緊急災害対策本部に重要施設への電力の臨時供給を要請

区分	行動項目
ガスの臨時供給 (発災後12時間)	重要施設にガスの臨時供給のニーズ調査
	県内一般ガス導管事業者に重要施設へのガスの臨時供給を要請
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有
ガスの臨時供給 (発災後24時間)	国緊急災害対策本部に重要施設へのガスの臨時供給を要請

¹⁶ 臨時供給（電力）について…平時は、送電線等を経由して電力供給をしているが、災害発生後は、断線等により送電線からの電力供給が停止した場合、一般送配電事業者は速やかに送電線等を復旧し、電力供給を行うこととなる。送電線が復旧するまでの間、重要施設へ電源車を用いて臨時的な電力供給を行うことを「臨時供給」としている。

臨時供給（ガス）について…平時は、ガス導管を経由してガス供給をしているが、災害発生後は、ガス導管の損傷等によりガス供給が停止した場合、一般ガス導管事業者は速やかにガス導管等を復旧し、ガス供給を行うこととなる。ガス導管が復旧するまでの間、重要施設へ移動式ガス発生設備やポンペを用いた臨時的なガス供給を行うことを「臨時供給」としている。

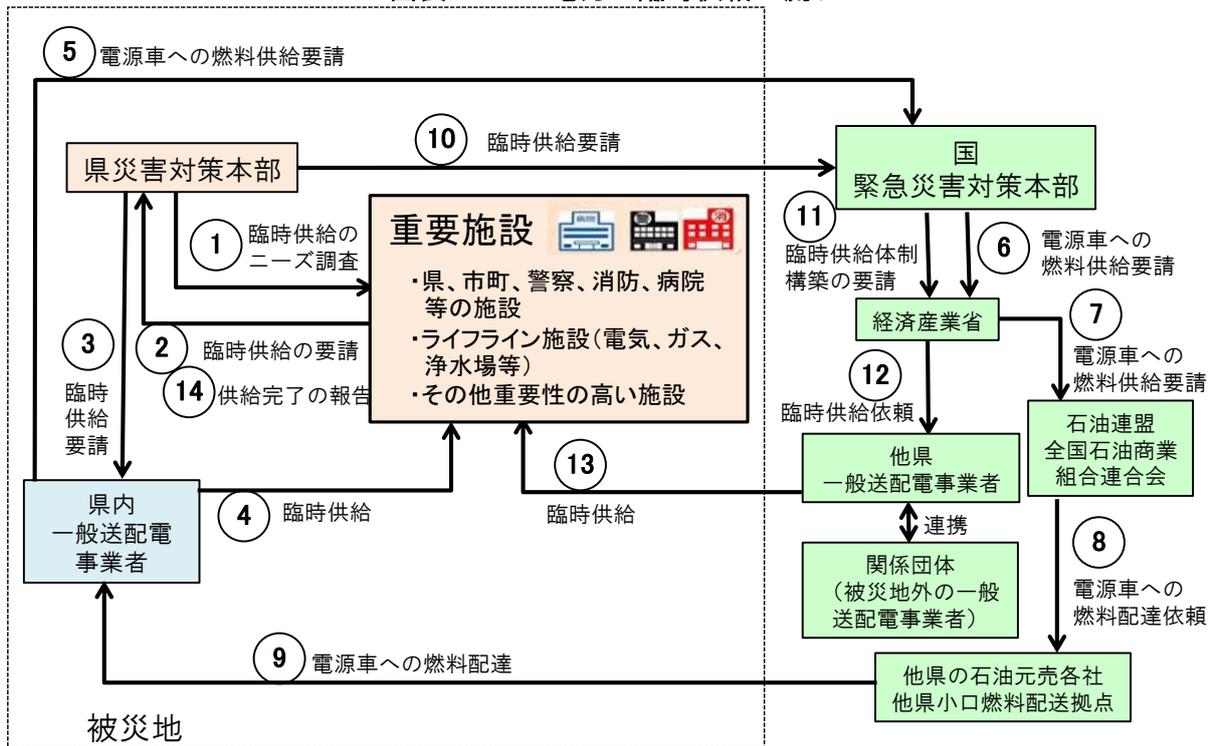
第3 概要（電力）

1 国・県・市町の活動の概要

（1）活動内容

県は、重要施設に対し電力の臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般送配電事業者に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他県の一般送配電事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表 6-4 電力の臨時供給の流れ



（2）電力の臨時供給の拠点

① 一般送配電事業者

日本の電気事業法に定められた電気事業者の類型の一つで、送電線、変電所等を維持・運用し、電気を供給することを主な事業とする事業者で、災害発生時には、電源車を重要施設に派遣し電力の臨時供給を行う。

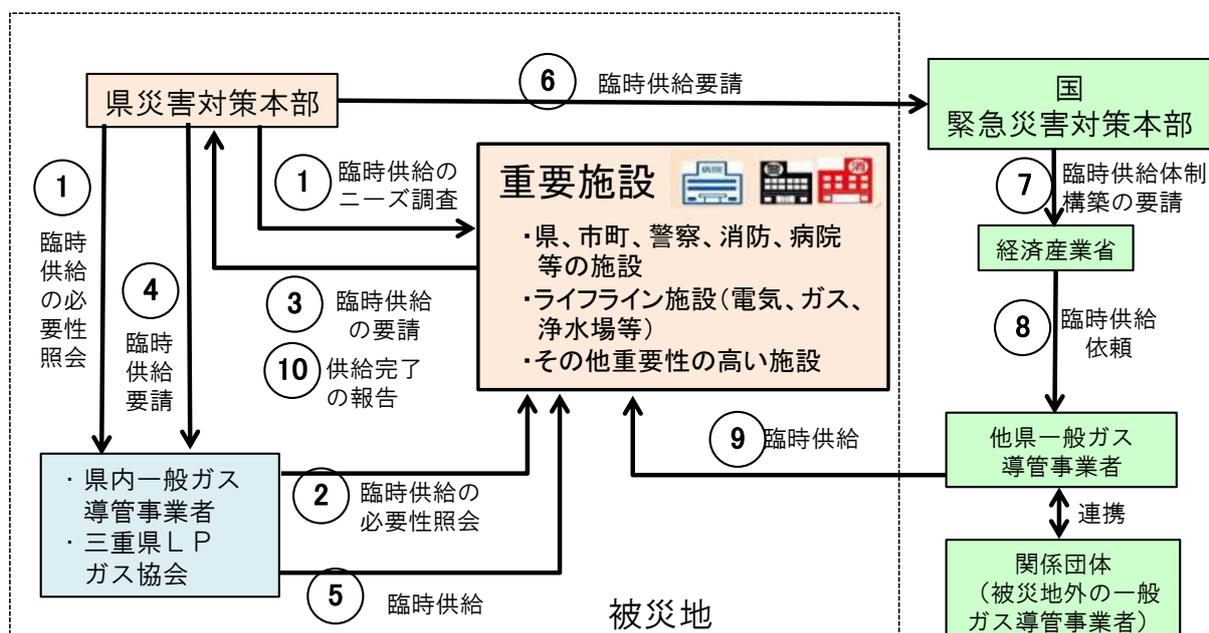
第4 概要（ガス）

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

県は、重要施設又は県内一般ガス導管事業者へガスの臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他県の一般ガス導管事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表 6-5 ガスの供給体制



(2) ガスの臨時供給の拠点

① 一般ガス導管事業者

ガス製造事業者から導管やローリー車等により、ガス供給を行う事業者で、供給区域内で、導管等を維持・運用し、ガスを供給することが主な事業となる。災害発生時には、移動式ガス発生設備を重要施設に派遣しガスの臨時供給を行う。

第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）

第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 （燃料・電力・ガス担当）	・ 重要施設に対する臨時供給ニーズ調査 ・ 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部・経済産業省	・ 広域的な電力供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

第2 電力の臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般送配電事業者	・ 重要施設への臨時供給 ・ 電源車への燃料供給の要請

第9節 電力の臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般送配電事業者と共有する。

第2 災害発生時時の対応（県内での対応）

1 電力の臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、電力の臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般送配電事業者への要請と臨時供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、県内一般送配電事業者に対し要請する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般送配電事業者へ情報提供する。

第3 災害発生時時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県内一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設への電力の臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、経済産業省を通じて、他県一般送配電事業者に臨時供給を要請する。

重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況 of 情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート of 被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県一般送配電事業者へ情報提供する。

第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）

第1 指揮・調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス担当)	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・県内一般ガス導管事業者や緊急災害対策本部への臨時供給の要請

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部・経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な臨時供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

第2 ガスの臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般ガス導管事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設への臨時供給
三重県LPガス協会	<ul style="list-style-type: none"> ・重要施設への臨時供給

第11節 ガスの臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般ガス導管事業者と共有する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 ガスの臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、直接又は県内一般ガス導管事業者等を通じて、ガスの臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般ガス導管事業者等への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設へのガスの臨時供給を、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し要請する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、一般ガス導管事業者等との間で、優先すべき重要施設へのガスの臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国の緊急災害対策本部は、経済産業省を通じて、他県一般ガス導管事業者に臨時供給を要請する。

重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）へ供給完了を報告する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

第6章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給に関する計画／ガスの臨時供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス供給担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他県一般ガス導管事業者へ情報提供する。

【平成28年熊本地震における事例】

関係機関との連携と担当部署の設置が重要

熊本地震発生前の総合防災訓練に参加している機関や平時から業務上の関わりがある機関については、燃料調達について円滑に連携できたが、平時における業務上の関連が少ない機関とはうまく連携が取れなかった。また、発災時に燃料関係を調整する部署を設けていなかったことから、燃料関係の調整がスムーズに進まなかった。

このことから、燃料調達に関する担当部署を設置するとともに、当該担当による関係機関との平時における連絡調整を行うことが重要である。

（資料）「熊本地震に係る広域応援検証・評価について（最終報告書）」（平成29年5月：九州地方知事会）

緊急車両認定の周知等事前準備

熊本地震では、タンクローリーの緊急車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した

このため、緊急車両認定について、関係者間で情報共有・事前準備が必要である。

（資料）「熊本地震に係る広域応援検証・評価について（最終報告書）」（平成29年5月：九州地方知事会）

重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要

熊本地震では、本震で最大476.6千戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機車によるスポット送電を実施する等、臨機供給が行われた。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給する等の臨時供給が行われ、被災者の生活支援に寄与ができた。

このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の方法や体制についてあらかじめ計画しておくことが必要である。

（資料）「熊本地震に係る広域応援検証・評価について（最終報告書）」（平成29年5月：九州地方知事会）

重要施設へのガスの臨時供給の実施記録

熊本地震では、ガスの臨時供給は、病院23箇所、宿泊施設6箇所、老健施設4箇所、公衆浴場1箇所、小計34箇所に対して行われている。臨時供給期間としては、4月16日に開始され、4月29日まで実施された。施設により、設置・撤去期間は異なり、また、必要量に応じてボンベ交換等も行われている。

（資料）「平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策検討報告書（参考資料）」（平成29年3月：産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会）

第8章

ボランティアの受入れ に関する計画

目 次

第7章 ボランティアの受入れに関する計画	121
第1節 要旨	121
第1 目的	121
第2 計画に基づく活動期間	122
第3 概要	123
第2節 関係機関の役割	127
第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関	127
第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関	127
第3節 ボランティアの受入れ	128
第1 初動	128
第2 受入れ調整	128
第3 支援活動及び調整	129

第7章 ボランティアの受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、被災者は多くの困難に直面し様々な課題が発生する。

このため、行政では対応しきれない被災者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、多分野のボランティア¹⁷が、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要がある。

このような想定の下、みえ災害ボランティア支援センター¹⁸（以下「支援センター」という。）幹事団体は、協働で支援センターの設置・運営を行うとともに、災害支援活動を行う団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、行政等）と情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し対応する。

この「ボランティアの受入れに関する計画」は、被災地及び被災者の速やかな復旧・復興につなげることを目的とし、関係機関の連携体制や適切な情報発信についてあらかじめ整理するなど、ボランティアの受入れと支援活動等について定める。

¹⁷ ボランティア

- ・ 災害ボランティアセンターに駆けつける個人・グループだけでなく、経験や専門性を生かした組織的な活動を含む。
- ・ ボランティアは、指揮命令によってではなく、共感によって動く。（行政機関の業務（避難所運営や物資の仕分け等）であっても、共感が得られればボランティアに支援してもらえることもある。）

¹⁸ みえ災害ボランティア支援センター幹事団体

- ・ 特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- ・ 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
- ・ 三重県ボランティア連絡協議会
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
- ・ 日本赤十字社三重県支部
- ・ 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- ・ 三重県

第2 計画に基づく活動期間

本計画の対象期間は、災害発生直後から支援センターが閉鎖されるまでとする。

なお、南海トラフ等の大規模地震発生時には、東日本大震災と同程度の期間を要することが想定される。災害規模や現地の状況によって変動するが、東日本大震災で被災した岩手県、宮城県、福島県において、復興を支援する活動が現在も継続されていることから数年の活動期間となることが想定される。

【支援センターの設置基準】

- (1) 災害が発生し、県内に現地災害ボランティアセンター（以下「現地センター」という）が設置された場合又は常設の現地センターが災害時体制へ移行した場合
- (2) 県内に震度6弱以上¹⁹の地震が発生した場合
- (3) 幹事団体が開催する臨時会で設置決議があった場合

【支援センターの閉鎖基準】

幹事団体は、下記の基準に基づき、閉鎖の時期を検討する。

また、可能な限り、現地センターの責任者の意向を事前に確認することとする。

- (1) 県内の現地センターがすべて閉鎖し、常設のセンターが平常時体制へ移行するとき
- (2) 復旧活動において、支援センターの役割が概ね終了したと幹事団体が判断したとき
- (3) 復興活動を引き継ぐ組織が立ち上がったとき

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災後2日目)	支援センターの設置（自動設置）
	支援センター幹事団体間で情報共有
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	現地センター設置状況の情報収集
	支援センター臨時会の開催、体制整備
受入れ調整 (発災後3日目)	現地センター立ち上げにかかる支援 (必要に応じて被災地及び現地センターに支援要員を派遣)
	現地センターの運営にかかる後方支援（県内外への情報発信等）
支援活動及び調整 (発災後3日目以降)	高い専門性を持つプログラム提供型支援者への支援
	三重県域協働プラットフォームの構築
	現地協働プラットフォームの構築支援
	課題解決に必要な行政関係部署や関係機関との連携・調整
	災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援

¹⁹広域受援計画において、国のプッシュ型支援等が開始される判断基準は震度6強以上の地震の発生で適用となっているが、支援センターの設置は、震度6弱以上を基準としている。本計画では、南海トラフ地震などの大規模災害時を想定しているため、支援センターは災害発生とともに自動設置となる。

第3 概要

1 ボランティア受入れの活動内容

(1) 立ち上げ期

大規模災害発生時では、支援センターは県域の後方支援拠点として、ボランティアな「ひと（ボランティア人材）」・「もの（活動資機材）」・「金（活動支援金・助成金）」・「情報（知恵・ノウハウ・法令等制度支援）」の受け皿になる。

立ち上げ期においては、外部から駆けつける中間支援型支援者やプログラム提供型支援者、資金助成・資機材提供型支援者とともに三重県域協働プラットフォームを構築し、現地センターの立ち上げ支援やプログラム提供型支援者のマッチングを行う活動が中心となる。（図表7-1）

(2) 復旧・復興期

復旧・復興期になると、被災者の多様なニーズへのよりきめ細かな対応が可能となる。このため、この時期では、主に個人ボランティアの受け皿となる複数の現地センターや様々なプログラム提供型支援者、被災地地元の多様なNPO・ボランティア団体や、それらを繋ぐ市民活動センター等は、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、ボランティアのマッチングなどの活動を行う。

支援センターは、中間支援型支援者や資金助成・資機材提供型支援者とともに、現地協働プラットフォームを構築するための支援を行う。（図表7-2）

2 活動拠点

(1) 支援センター

原則として、以下の場所に設置する。

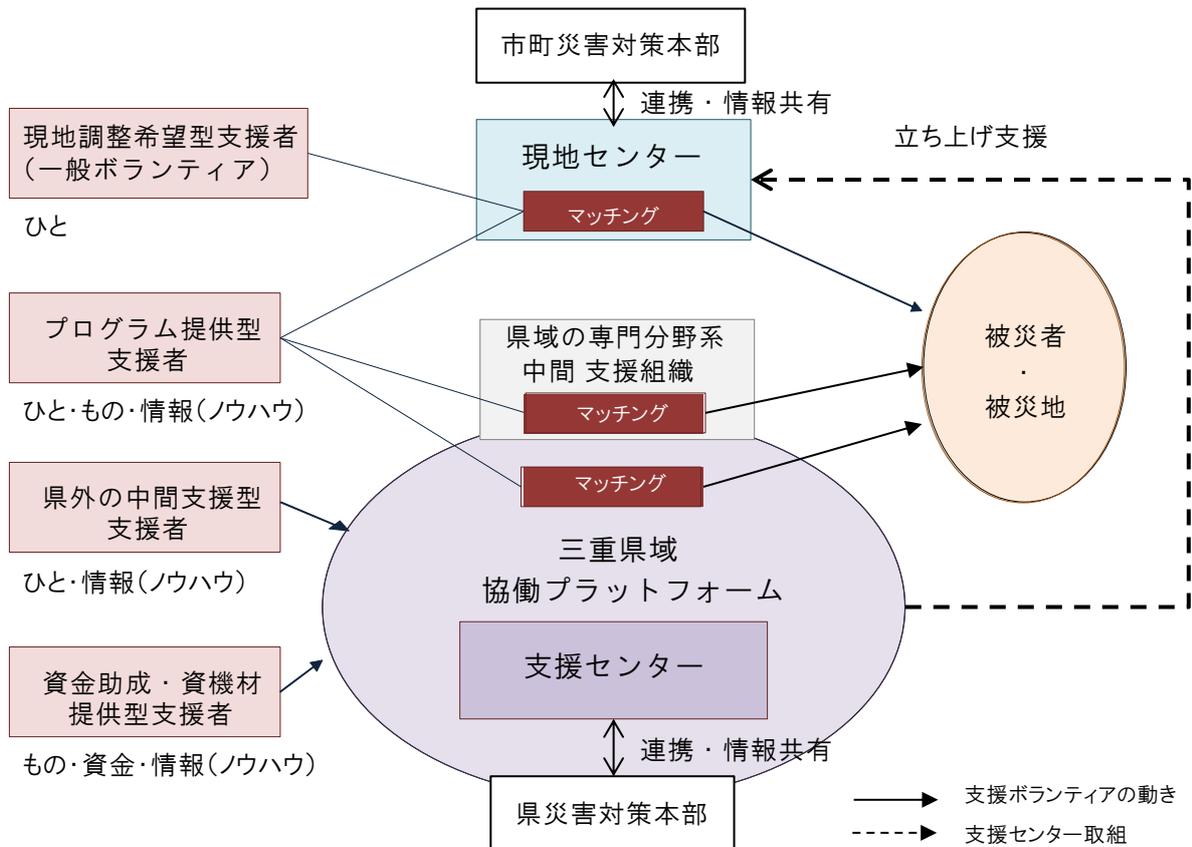
三重県津市羽所町700番地 アスト津3階 みえ県民交流センター内

(2) 現地センター

被災状況に応じて設置場所を決定する。

図表 7-1 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図

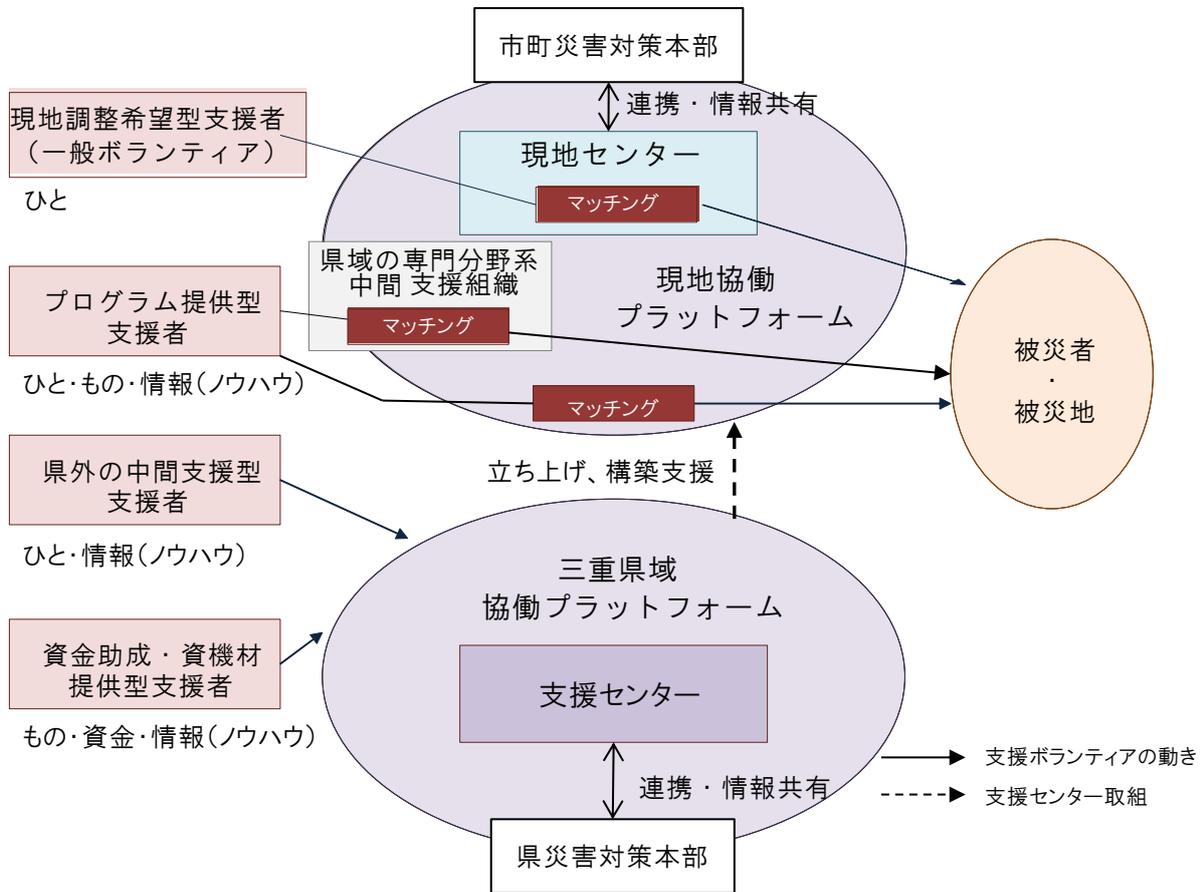
<立ち上げ期>



- ・ 現地調整希望型支援者（一般ボランティア）は、現地センターに駆けつけ、ニーズとのマッチングを受けて活動する。
- ・ プログラム提供型支援者は、直接、現地センターに駆けつけることが多いが、県域でニーズのマッチングを受けることもある。また、地域の専門分野系中間支援組織と連携して活動することもある。
- ・ 県外の中間支援型支援者のうち、全国組織は、協定によらず自らの判断で支援センターに入り情報収集を行う。
- ・ 現地センターは、大量のボランティアと被災者ニーズ・困りごとをマッチングする拠点である。
- ・ 三重県域協働プラットフォームには、支援センター幹事団体のほか、必要に応じて、地域の専門分野系中間支援組織、県外の中間支援型支援者、資金助成・資機材提供型支援者など様々な関係者が参加し、各団体の活動状況の共有や調整機能を果たす。

図表 7-2 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図

<復旧・復興期>



- ・ 多様なニーズが表面化してきた復旧・復興期には、被災地により近い場所に、現地協働プラットフォームを構築し、情報共有、連絡調整を行う。
- ・ 現地協働プラットフォームは、市町単位や複数市町にまたがって構築される。

3 ボランティアの種類と活動内容

被災地において、ボランティアが行う支援活動には、主に以下のようなものがある。被災者の個々のニーズに合わせ、必要とされる支援の内容は多岐にわたる。災害ボランティアによる活動は、被災者の個々のニーズに合わせ、その支援活動が実施される。

図表 7-1 ボランティアの種類と活動内容の例

	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
災害支援活動を行う者	【現地調整希望型支援者】 現地センターで活動コーディネートを希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ（いわゆる「一般ボランティア」）	〈立ち上げ期／復旧・復興期〉 被災地	・瓦礫撤去、家屋の清掃 ・物資の配布、輸送 など
	【プログラム提供型支援者】 提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等	〈立ち上げ期／復旧・復興期〉 被災地	・炊き出し、食事の提供 ・避難所（在宅避難者を含む）の生活環境の改善 ・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療 ・産業復興や祭り、まちづくり支援 ・職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 など
災害支援活動を支援する機関	【地域の専門分野系中間支援組織】 各分野で中間支援 ²⁰ を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体（1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。）	〈立ち上げ期〉 三重県域協働プラットフォーム 〈復旧・復興期〉 現地協働プラットフォーム	・外国人等の支援 ・高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・子どもや子育て世代への支援 ・医療分野の支援 ・ボランティアセンター運営 など
	【県外の中間支援型支援者】 現地センターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体	〈立ち上げ期／復旧・復興期〉 三重県域協働プラットフォーム	・ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・団体間のコーディネート など
	【資金助成・資機材提供型支援者】 資金助成団体や、個人からの寄付、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等	〈立ち上げ期／復旧・復興期〉 三重県域協働プラットフォーム	・資金助成 ・資機材の提供 など

²⁰ 中間支援：被災地等で直接ボランティア活動をするのではなく、個人や団体のネットワークづくりや課題解決の支援などの間接的な活動のこと

第2節 関係機関の役割

第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班	<ul style="list-style-type: none"> ・被災状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの県関係部署への情報提供や官民連携推進 ・「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した、災害支援団体への財政面での支援
みえ災害ボランティア支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地センターを県域で後方支援 ・災害支援活動を行う団体と情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築

2 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの関係部署への情報提供や官民連携推進
現地災害ボランティアセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携

第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関

関係機関	主な役割
県域の専門分野系中間支援組織	子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援を担う
県外の中間支援型支援者	現地センターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整を行う （例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P））
資金助成・資機材提供型の支援者	資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する

第3節 ボランティアの受入れ

第1 初動

1 支援センターの設置（自動設置）、支援センター幹事団体間で情報共有

大規模災害発生時、支援センターは、支援センターの設置基準に基づき自動設置される。

支援センターの幹事団体は、発災後速やかに被害状況等の情報収集と情報共有を行う。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県被災者支援部隊ボランティア班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、市町ボランティア担当課、関係団体等と共有する。

3 現地センター設置状況の情報収集

市町災害対策本部は、関係機関と連携・協働し、市町の広さや被災状況に応じて現地センターや「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、支援センターとの連携をはかりながら、地域内外からのボランティアを円滑に受入れる。

支援センターは、現地センターの設置状況にかかる情報を収集する。

4 支援センター臨時会の開催、体制整備

支援センターの幹事団体は、臨時会を開催し、支援センター長の選任、活動内容・活動期間の検討、事務局体制の決定等、支援センターの体制を整備し、活動を開始する。

第2 受入れ調整

1 現地センター立ち上げにかかる支援

支援センターは、現地センターの設置状況を把握し、必要に応じて、県外の間接支援型支援者と協働で、支援センターから、現地センターへ支援要員を派遣し、現地センターの立ち上げにかかる支援を行う。

第3 支援活動及び調整

1 現地センターの運営にかかる後方支援

現地センターは、被災地における多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供などの必要な支援を行う。

支援センターは、現地センターの活動状況や現地ニーズを把握し、県内外へ情報発信することで、ボランティア活動への参加促進や、ボランティア受入の過不足等の地域差・地域差の解消につなげる。

また、市町や市町社会福祉協議会、NPO等の関係機関との連絡・調整や、センター間の広域的なコーディネートを行うことにより、現地センターの活動を支援する。

2 高い専門性を持つプログラム提供型支援者への支援

支援センターは、現地センターでは対応しきれない様々な課題を持つ被災者と、子育てや障がい、外国人等、それぞれ高い専門性や支援のノウハウを持つボランティア・NPOとが速やかにマッチングできるよう、情報提供や連絡・調整を行う。

3 三重県域協働プラットフォームの構築

支援センターは、災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、行政機関等）と情報共有、連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築し、関係団体が相互に連携することで、より効果的・効率的な支援活動を実現する。

4 現地協働プラットフォームの構築支援

支援センターは、現地協働プラットフォームが構築できるよう支援する。

市町災害対策本部、現地センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらを繋ぐ市民活動センター等と協働で、支援センターの支援を受けながら、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、情報共有、連絡調整を行う。

5 課題解決に必要な行政関係部署や関係機関との連携・調整

県被災者支援部隊ボランティア班及び市町災害対策本部は、三重県域協働プラットフォームや現地協働プラットフォームなどを通じて得られた被災者の課題について、解決のために必要な行政関係部署や関係機関と連携、調整を行う。

6 災害支援団体が行う支援活動を財政面で支援

県被災者支援部隊ボランティア班は、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用し、災害支援団体が行う支援活動を、財政面で支援する。

【平成28年熊本地震における事例】

J V O A Dと地元N P O団体のマッチング（火の国会議）

①NPO間の連携会議

4月19日以降、毎日19時に熊本県庁にてNPO等の情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議」（火の国会議）が始まり、被災地域や避難所の情報共有だけでなく、NPO等が相互に補完するための調整を行うと同時に、新たに熊本入りしたボランティア活動を行う団体に対して情報入手の場としての機能を発揮した。

- 1.支援団体の活動を12の分野に区分し、各分野毎に活動団体同士の連携を図り、避難所間の格差を解消
- 2.NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りを決定
- 3.参加NPO等が熊本県内の避難所のアセスメントを実施し、行政機関への報告

②行政機関との連携会議

NPO間の連携体制は整ったものの、行政機関との連携の充実を図るため、熊本県、熊本県社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議を4月25日より2回／週の頻度で開催した。また、政令市である熊本市も同様な会議体が必要と捉え、5月13日より熊本市、熊本市社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議も県と同様に開催し、行政の対処方針をNPOへ提供し、NPOから得られた避難所での課題もスピーディに行政へ伝える機能が確立できた。

（資料）内閣府防災情報のページ「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」
http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h28/85/special_01.html

第8章

高齢者や障がい者等
を支援する職員
(介護職員等) の
受入れ
に関する計画

目 次

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の 受入れに関する計画.....	133
第1節 要旨.....	133
第1 目的.....	133
第2 計画に基づく活動期間.....	133
第3 概要.....	134
第2節 関係機関の役割.....	135
第1 指揮または調整を行う機関.....	136
第2 介護職員等を派遣する関係団体.....	137
第3節 初動.....	138
第1 応援要請.....	138
第2 被災状況の収集.....	138
第4節 受入れ調整.....	140
第1 介護職員等の活動方針の決定.....	140
第2 介護職員等の受入れ・活動調整.....	140
第5節 支援活動及び調整.....	141
第1 介護職員等の活動支援.....	141

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、社会福祉施設や在宅の福祉サービス事業者の被災に伴う機能低下により、災害時の弱者である高齢者や障がい者等の要配慮者の避難生活に支障を来たすことが想定される。

このような想定の下、国（厚生労働省）は、被災地の社会福祉施設等での高齢者や障がい者等の要配慮者の生活の確保、職員の負担軽減を図る観点から、被災県や全国の自治体及び福祉サービス事業者団体と連携し、被災地に対して、広域的な介護職員等の応援派遣の調整を行うこととしている。

この「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」は、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、全国から高齢者や障がい者等を支援する職員（以下「介護職員等」という。）の応援を円滑に受入れ、介護等の支援による心身のストレスの軽減を図るなど、災害時における要配慮者の避難生活の支援を実施することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画の対象期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

なお、介護職員の全国からの応援は、熊本地震において初めて実施され、介護職員等の派遣期間は5か月程度であったが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、それ以上の長期の活動期間となることが想定される。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災後1日目)	応援要請
	被災状況の収集と共有
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
受入れ調整 (発災後2日目)	介護職員等の活動方針の決定
	介護職員等の受入れ・活動調整
支援活動及び調整 (発災後3日目以降)	介護職員等の活動支援

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

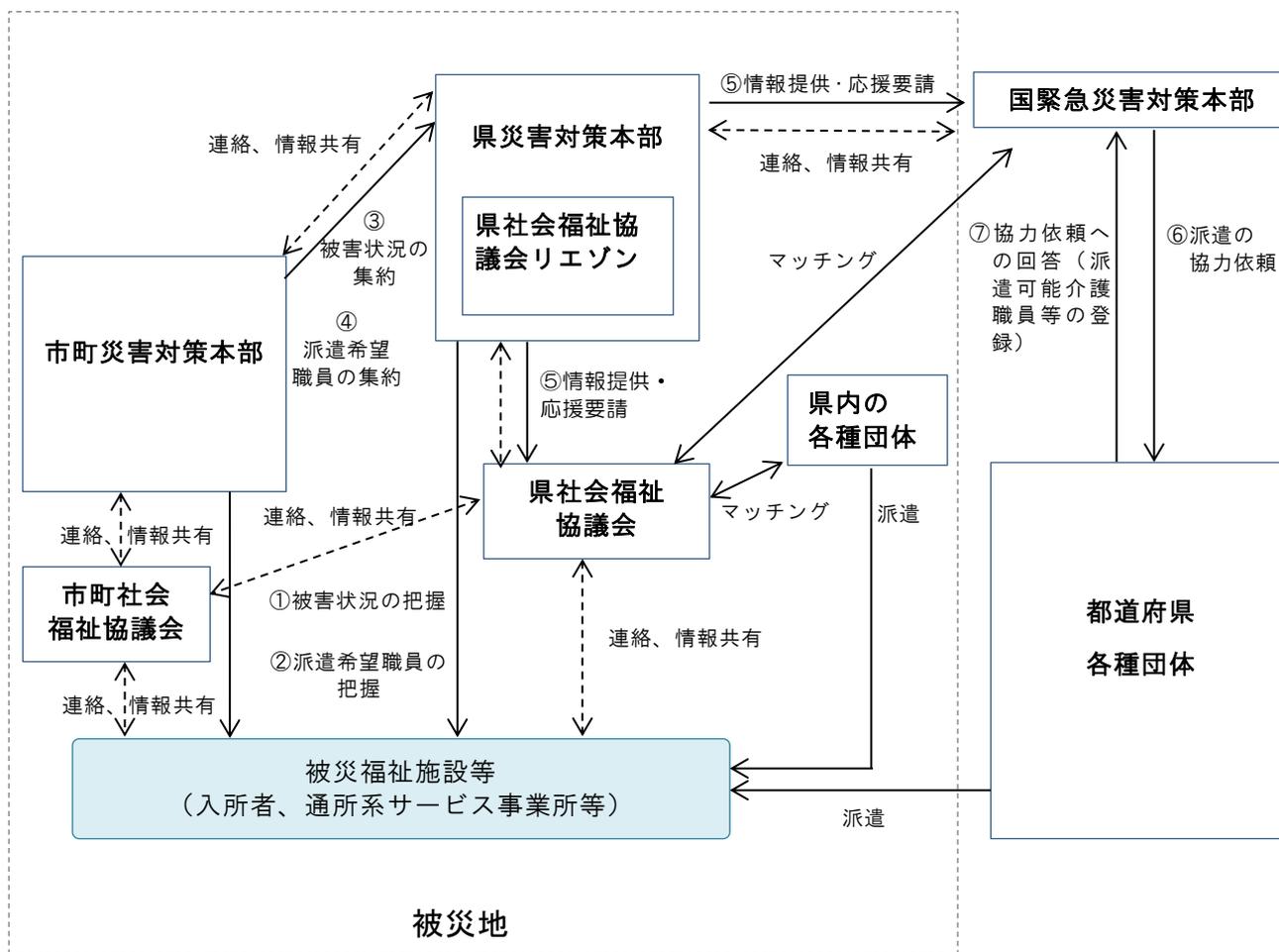
国は、各県からの応援派遣可能な介護職員等数の情報を集約するために、各県に協力依頼を行う。

県は、各施設からの派遣希望職員リストを収集して国と県社会福祉協議会に提供し、国と県社会福祉協議会が行うマッチングを支援する。

市町は、被災施設の被害状況を収集し、県に報告する。

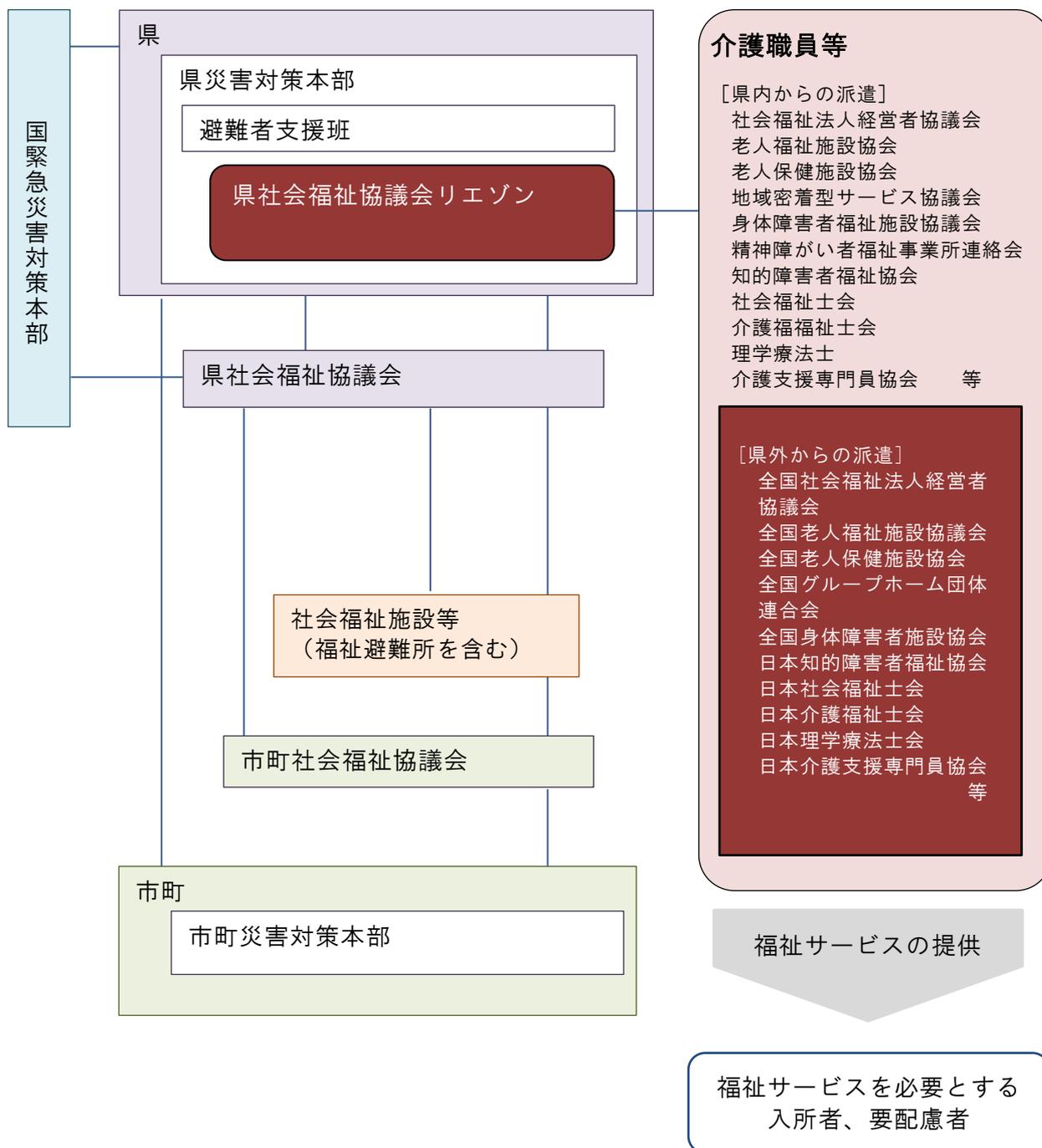
介護職員等の応援派遣についての流れは、下記のとおりである。

図表 8-1 介護職員等の受入れ活動の流れ



第2節 関係機関の役割

図表 8-2 介護職員等の受入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制



第1 指揮または調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会福祉協議会との連絡調整 ・ 被災施設からの派遣希望職員の情報集約 ・ 厚生労働省、県社会福祉協議会への派遣希望職員リストの情報提供 ・ 市町を通じた社会福祉施設（福祉避難所を含む）の情報集約 ・ 派遣された介護職員等の活動状況の把握
三重県社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県との連絡調整 ・ 関係団体間と情報共有 ・ 厚生労働省との派遣可能な介護職員等のマッチング ・ 市町社会福祉協議会との情報共有 ・ 県へのマッチング後の派遣職員リストの提供

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・ 被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町の社会福祉施設（福祉避難所を含む）の情報収集 ・ 県へ社会福祉施設の被害状況の報告 ・ 県との情報共有
市町社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会福祉協議会との情報共有 ・ 市町の社会福祉施設（福祉避難所を含む）の情報収集

第2 介護職員等を派遣する関係団体

全国の関係団体	県内の関係団体	主な役割	派遣する介護職員等の職種
全国社会福祉法人経営者協議会	三重県社会福祉法人経営者協議会	介護職員等の派遣による高齢者、障がい者等への支援	訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士等
公益社団法人 全国老人福祉施設協議会	三重県老人福祉施設協会		訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等
公益社団法人 全国老人保健施設協会	三重県老人保健施設協会		全国老人保健施設協会による（県単位では活動しない）
公益社団法人 日本社会福祉士会	三重県社会福祉士会		社会福祉士
公益社団法人 日本理学療法士協会	三重県理学療法士会		理学療法士
一般社団法人 日本介護支援専門員協会	三重県介護支援専門員協会		介護支援専門員
公益社団法人 日本介護福祉士会	一般社団法人 三重県介護福祉士会		介護福祉士
大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会（J R A T）	三重県リハビリテーション関連団体災害対策合同委員会（三重県リハビリテーション医連絡会・三重県理学療法士会・三重県作業療法士会・三重県言語聴覚士会）		理学療法士、作業療法士、言語聴覚士
全国身体障害者施設協議会	三重県身体障害者福祉施設協議会		連絡調整のみ
—	三重県精神障がい者福祉事業所連絡会		精神保健福祉士、訪問介護員（確認中）
—	三重県地域密着型サービス協議会		訪問介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	三重県知的障害者福祉協会		（確認中）
全日本ろうあ連盟	三重県聴覚障害者協会		言語聴覚士、手話通訳士

第3節 初動

第1 応援要請

被災者支援部隊避難者支援班は、被災施設等の派遣希望職員のニーズを把握し、国緊急災害対策本部と県社会福祉協議会に情報提供するとともに応援要請を行う。

第2 被災状況の収集

1 被災情報の収集・整理

被災者支援部隊避難者支援班は、県社会福祉協議会、市町、被災施設等から被災状況を収集・整理し、社会福祉施設、福祉避難所等の被災状況を随時把握する。

なお、社会福祉施設等については、入所系施設、通所系施設等を中心に状況把握を行う。

図表 8-3 被災情報を収集する施設等一覧

分類	施設等
要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・ 通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション） ・ 短期入所施設 ・ 地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護） ・ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設） ・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型） ・ 障害者グループホーム ・ 短期入所施設
子ども	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所・幼稚園、認定こども園、認可外保育所

2 被災情報の共有

被災者支援部隊避難者支援班は、以下の情報について県社会福祉協議会と共有する。

図表 8-4 共有する情報一覧

大項目	小項目
施設の倒壊、または倒壊の恐れ	・施設、サービス事業所（有or無）
ライフライン・サプライ状況	・電気の使用状況 ・水道の使用状況 ・食糧の使用状況 ・介護用品等の使用状況 ・不足している介護用品等（自由記載）
福祉施設等の機能	・現在、入所・受入をしている通所系サービスの継続可否（可or不可）
現在の入所者・通所系サービス利用者数状況	・現在の入所者数 ・発災時に利用している通所系サービス利用者数
今後、転送（他施設等）が必要な入所者・サービス利用者数	・現在の状況で継続的な対応が不可な入所者数 ・現在の状況で継続的な対応が不可なサービス利用者数
今後、受入れ可能な要援護者数等	・受入れ可能な要援護者数等（種別、人数）
職員数	・出勤職員数（職種別） ・入所施設以外の通所系事業所の今後出勤可能職員数（職種別） ・今後必要なその他出勤人数（総数、職種別） ・不足している職員数（職種別）

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況 of 情報収集と共有

被災者支援部隊避難者支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県社会福祉協議会、市町、関係団体、社会福祉施設等と共有する。

第4節 受入れ調整

第1 介護職員等の活動方針の決定

被災者支援部隊避難者支援班は、防災行政無線等を活用して、福祉施設や福祉関連事業所等の被災状況等を収集する。

被災者支援部隊避難者支援班は、これらの情報と被害状況をふまえ、介護職員等の活動方針を決定する。

第2 介護職員等の受入れ・活動調整

被災者支援部隊避難者支援班は、国と県社会福祉協議会が行う派遣可能な介護職員等のマッチングにより、実際に派遣された職員の情報を派遣先の社会福祉施設等から収集し、施設側の希望に合致していない場合は、再度のマッチングを県社会福祉協議会に依頼する。

図表 8-5 介護職員等の主な活動場所

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、看護師、言語聴覚士、介護振専門員、訪問介護員	・高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、看護師、言語聴覚士、介護振専門員、訪問介護員	・通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション）
社会福祉士、介護福祉士、介護振専門員、看護師、理学療法士、	・短期入所施設
社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士、看護師、理学療法士、言語聴覚士、	・地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護）
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、精神保健福祉士、看護師、言語聴覚士、介護振専門員、訪問介護員	・有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、看護師	・障害者入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設）
看護師、理学療法士、訪問介護員	・日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型）

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／支援活動及び調整

介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、看護師	・ 障害者グループホーム
保育士、看護師	・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム
保育士、看護師	・ 母子生活支援施設
保育士	・ 保育所・幼稚園、認定こども園、認可外保育所

第5節 支援活動及び調整

第1 介護職員等の活動支援

被災者支援部隊避難者支援班は、介護職員等が円滑に活動できるよう、緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報を、県社会福祉協議会、市町、関係団体、社会福祉施設等と共有し、介護職員等の活動を支援する。

第8章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画／支援活動及び調整

第9章

自治体応援職員の 受入れ に関する計画

目 次

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画	145
第1節 要旨	145
第1 目的	145
第2 計画に基づく活動期間	145
第3 概要	146
第2節 関係機関の役割	149
第1 自治体応援職員を受入れる機関	149
第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関	149
第3 自治体応援職員の派遣を行う機関	149
第3節 一般事務職員の受入れ	150
第1 初動	150
第2 受入れ調整	150
第3 支援活動及び調整	151
第4節 専門職種職員の受入れ	152
第1 初動	152
第2 受入れ調整	152
第3 支援活動及び調整	152
第4 主な専門職種職員の受入れ	153
第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理	155
第1 受援状況の進行管理	155
第6節 市町における自治体応援職員の受入れ	155
第1 平時の取組	155
第2 災害発生時の活動	155
第7節 自治体応援職員の業務内容	157
第1 県の業務	158
第2 市町の業務	164

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部活動のほか、物資支援体制の確立、被災証明業務、被災者の健康管理など膨大な災害対応業務が発生し、県及び市町の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。

このような想定の下、他の自治体は、要請に基づき数多くの自治体応援職員を派遣することとしている。

この「自治体応援職員の受入れに関する計画」は、県及び市町が、自治体応援職員を円滑に受け入れるとともに、最大限有効に活用し、被災者支援を実施することを目的として、自治体応援職員の受入れと支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画の対象期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

なお、南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、東日本大震災時と同程度の期間を要することが想定される。東日本大震災時において、短期派遣職員については自治体応援職員数のピークは災害発生から1～2ヵ月程度であり、中長期派遣職員については現在も派遣が継続されていることから数年の活動期間となることが想定される。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災後1日目)	応援要請
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集
受入れ調整 (発災後2日目)	対口支援団体等にかかる調整
	自治体応援職員の配置調整
支援活動び調整 (発災後3日目以降)	自治体応援職員の活動支援
	受援調整会議の開催等による自治体応援職員の受援状況の進行管理

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

全国知事会（事務局）、全国市長会及び全国町村会、総務省、指定都市市長会を構成団体とした被災市区町村応援職員確保調整本部は、自治体応援職員の派遣調整を行う。

県内には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：全国知事会（事務局）、全国市長会、全国町村会、総務省、被災地域ブロック幹事都道府県、指定都市市長会等）が設置され、発災した日の翌々日までに、被害の状況等を考慮しつつ、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。

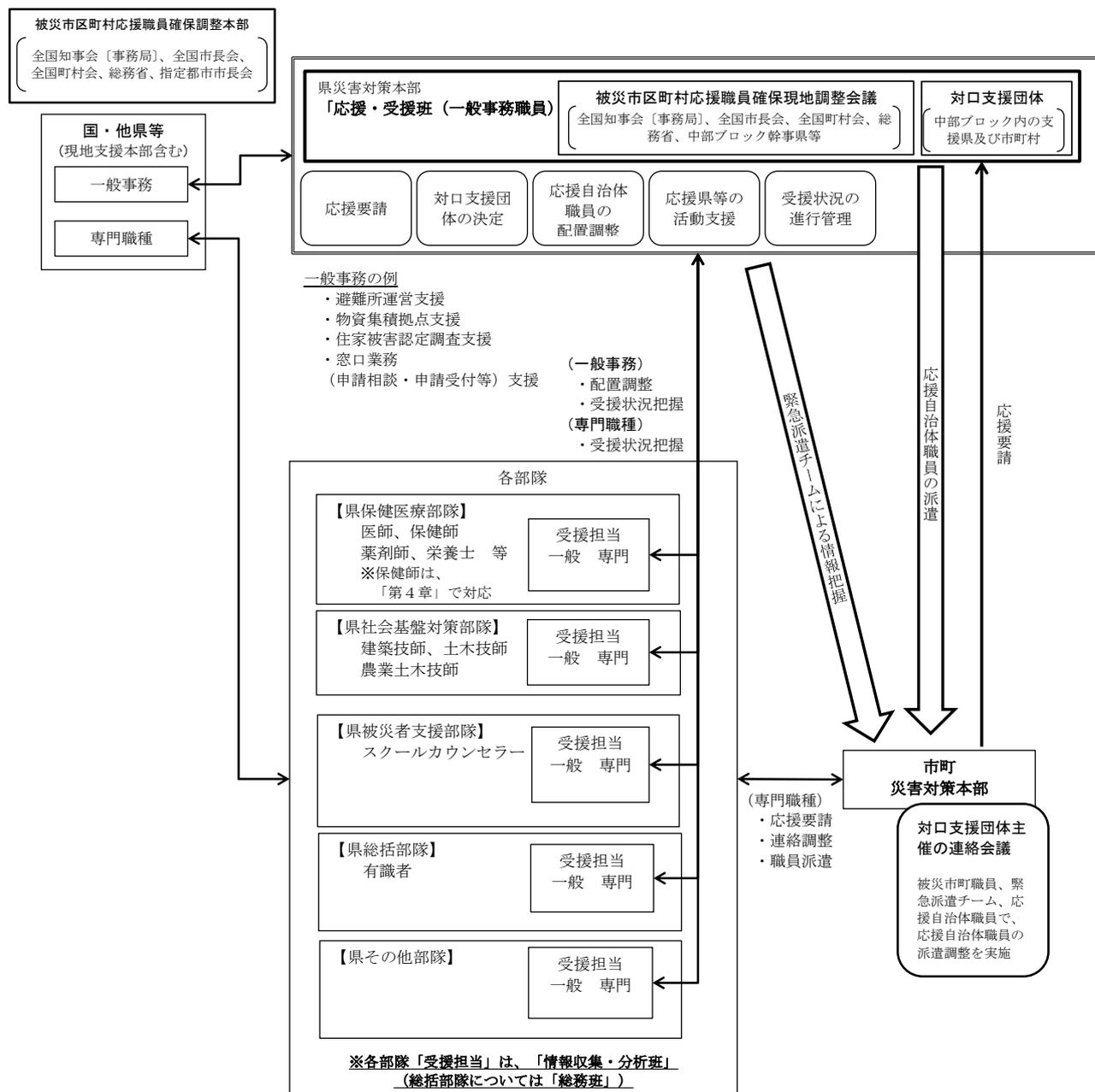
対口支援団体は、連絡要員を被災市町に派遣し、被災市町のニーズを詳細に把握しながら、自治体応援職員の派遣を実施する。

県及び市町は、これらの自治体応援職員を円滑に受入れるための体制を構築する。

なお、県災害対策本部においては、一般事務職員を「応援・受援班」を通じて、専門職種職員を各部隊情報収集・分析班（総括部隊については総務班）を通じて受入れる。

2 自治体応援職員の受入れ活動の流れ

図表 9-1 自治体応援職員の受入れ活動の流れ



「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」報告書（平成29年6月 総務省）について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、平成29年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。

【報告書の概要】

報告書では、大規模災害発生時に、被災市区町村を支援する仕組みとして、「被災市区町村応援職員確保システム」が提言されている。

当該システムが導入された場合、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：全国知事会（事務局）、全国市長会、全国町村会、総務省、被災地域ブロック幹事都道府県、指定都市市長会等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。

（ポイント）

- ・一般事務職の応援職員の派遣を対象とするシステムである。
- ・対口支援団体は、発災した翌々日までに決定。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロックの都道府県を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県からも選定し決定。
- ・被災市町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県が区域内の市町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市町村を一対一で支援する。
- ・対口支援団体には、被災市町村長の災害マネジメントを総括的に支援する役割も期待する。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国スキームにより補完的に対応する。

第2節 関係機関の役割

関係機関の主な役割は、以下のとおりである。

第1 自治体応援職員を受入れる機関

関係機関	主な役割
県災害対策本部 【一般事務職員関係】 「応援・受援班（一般事務職員）」 【専門職種職員関係】 各部隊情報収集・分析班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内や被災市町からの人的支援ニーズの収集 ・ 国や他県への応援要請 ・ 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 対口支援団体等にかかる調整 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の受援状況の進行管理
市町災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置 ・ 庁内からの人的支援ニーズの把握、県への要請 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の勤務管理 ・ 受援状況のとりまとめと報告

第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関

関係機関	主な役割
全国知事会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市町応援職員確保現地調整会議」への参画（事務局） ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
中部ブロック知事会 幹事県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市町応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整

第3 自治体応援職員の派遣を行う機関

関係機関	主な役割
対口支援団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ カウンターパートとなった被災県・市町の人的支援ニーズ把握・情報共有 ・ 被災県・市町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災市町における連絡会議の開催 ・ 対口支援団体による対応が困難な場合は、全国スキームによる派遣を要請

第3節 一般事務職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員について、被災市町及び庁内からの人的支援ニーズを把握する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、「応援・受援班（一般事務職員）」は、当該市町に緊急派遣チームを派遣し人的支援ニーズを把握する。

(2) 国や他県等への応援要請

「応援・受援班（一般事務職員）」は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき国や他県等に対し、一般事務職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集

「応援・受援班（一般事務職員）」は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 対口支援団体等にかかる調整

全国知事会の「被災市町応援職員確保現地調整会議」（構成員：全国知事会（事務局）、全国市長会、全国町村会、総務省、中部ブロック幹事県等）が設置された後、「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町の状況や要請情報を基に、対口支援団体の決定について、同会議の構成員とともに、中部ブロックにおける広域応援の協定である中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定」の「被災県市と主たる応援県市の一覧表」を基本に調整する。

図表 9-2 被災県市と主たる応援県市の一覧表から抜粋
(太平洋側の複数県が被災した場合)

被災県市	主たる応援県順位
三重県	1 福井県
	2 滋賀県

対口支援団体は、一対一で支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）に対し、連絡要員を派遣し人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。

また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。

なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国スキームによる派遣を求める。

2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整

「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、国や他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援

「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。

第4節 専門職種職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握と「応援・受援班（一般事務職員）」への報告

各部隊情報収集・分析班は、専門職種職員について、被災市町からの人的支援ニーズを把握し、応援・受援班（一般事務職員）へ報告する。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、各部隊情報収集・分析班からの報告内容を集約する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、各部隊情報収集・分析班は、緊急派遣チームを通じて人的支援ニーズを把握する。

(2) 国や他県等への応援要請

各部隊情報収集・分析班は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき国や他県等に対し、専門職種職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集

各部隊情報収集・分析班は、県社会基盤対策部隊または「応援・受援班（一般事務職員）」から緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整

各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、国や他県等からの人的支援の申し出を基に配置調整を行う。

調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。

2 応援・受援班（一般事務職員）への受援状況の報告

各部隊情報収集・分析班は、「応援・受援班（一般事務職員）」が開催する受援調整会議に出席し、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等の受援状況に関する情報を「応援・受援班（一般事務職員）」へ報告する。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援

各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受

援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルート被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。

第4 主な専門職種職員の受入れ

主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。

専門職種	業務	活動開始時期 (受援開始時期)	活動期間 (受援活動期間)	活動場所
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物の調査と判定	災害発生後おおむね3日後～	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
被災宅地危険度判定士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね3日後～	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね3日以内	おおむね2ヵ月	学校

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／専門職種職員の受入れ

専門職種	業務	活動開始時期 (受援開始時期)	活動期間 (受援活動期間)	活動場所
災害廃棄物処理関係 (環境系技師 (環境化学、 化学、 薬剤師等) 土木技師)	災害廃棄物処理 (広域処理調整、 仮置場分別指導、 補助金事務等)	災害発生後おお むね3日後～	おおむね2ヵ月	県廃棄物対策局 (市町廃棄物部 局)
	被災地の廃棄物 処理支援 (パッ カ一車の派遣 等)	災害発生後おお むね3日後～	おおむね3ヵ月	市町内各地 (災害 廃棄物のある所)

第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理

第1 受援状況の進行管理

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊情報収集・分析班を招集し、受援調整会議を開催する。

第6節 市町における自治体応援職員の受入れ

第1 平時の取組

1 自治体応援職員が従事する業務の事前整理

市町は、速やかな応援要請や適正な自治体応援職員の配置調整につなげるため、「第7節 自治体応援職員の業務内容」等を参考に、あらかじめ自治体応援職員が従事する業務内容を整理しておく。

2 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の明確化

市町は、円滑に自治体応援職員の受入れを行うため、市町災害対策本部において、県や自治体応援等との調整や受援状況のとりまとめ等を行う受援担当（受援班等）をあらかじめ明確にしておく。

第2 災害発生時の活動

1 人的支援ニーズの把握

受援担当（受援班等）は、あらかじめ整理した自治体応援職員が従事する業務内容をふまえ、庁内の人的支援ニーズを把握する。

2 応援要請

受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。

特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。

3 受入れ準備

市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。

4 自治体応援職員の配置調整等

受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から自治体応援（対口支援団体）の決定について情報提供を受ける。

市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、自治体応援（対口支援団体）と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。

市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、業務説明の実施や必要な資機材の提供を行う。

市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。

5 受援状況のとりまとめ等

受援担当（受援班等）は、自治体応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

受援担当（受援班等）は、とりまとめた受援状況を、県緊急派遣チームまたは県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し報告する。

受援担当（受援班等）は、対口支援団体が自治体応援職員の派遣調整にかかる連絡会議を開催した場合は出席し、受援状況を報告する。

第7節 自治体応援職員の業務内容

自治体応援職員が従事する県及び市町の業務について、熊本地震時の実績等を基に、短期派遣業務と中長期派遣業務とに分けて、次のとおり整理する。

なお、県の業務については、業務ごとの受援担当部隊や担当課を明記するとともに、市町の業務については、業務ごとの受援担当課の参考例を示す。

図表 9-3 自治体応援職員の業務内容

短期派遣業務	物資関係業務（物資仕分け）等が想定され、災害時特有の突発業務を“緊急支援”するもので、期間の目安は最長1か月程度。県では災害対策本部各部隊での受援を想定。
中長期派遣業務	社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧）等が想定され、被災自治体の事務処理のため特別の必要があるときに、他の自治体から職員を派遣するもので、期間の目安は年度単位で1～2年とされる例が多い。当該期間を勘案すると災害対策本部が廃止されている可能性があることから、県では復興本部又は各部局での対応を想定。

第1 県の業務

1 短期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当部隊等
一般	一般	災害対策本部関係業務	被害状況把握、関係機関との連絡調整	○	総括部隊応援・受援班（一般事務職員）
			災害対策本部員会議等の運営支援	○	
			行政機能回復に向けた課題解決の支援	○	
			災害記録（写真、動画、クロノロジー等）		
		物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	○	
			集積・配送拠点の運営助言	○	
			物資仕分け等集積・配送拠点の運営支援		
		災害ボランティア支援関係業務	受付事務、NPO活動支援事業補助金交付事務		
		応急給水関係業務	応急給水現場での給水活動		
		窓口業務	所在不明者相談ダイヤル対応		
被災者生活支援相談対応					

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当部隊等
専門	スクールカウンセラー	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア等		被災者支援部隊
	学芸員	文化財保全業務	文化財の被害状況調査等		被災者支援部隊
	獣医師	動物救護関係業務	避難所等における被災ペット対応等		被災者支援部隊
	建築	危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定		被災者支援部隊
	土木・農業	社会基盤施設復旧業務	道路、橋梁、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、農地、農業用施設、漁港、県営工業用水道施設の復旧		社会基盤対策部隊
			県営水道施設の復旧		被災者支援部隊
	医師	医療支援関係業務	被災地の病院・診療所の医療支援等		保健医療部隊
	保健師	健康管理関係業務	避難所等の公衆衛生対策・感染症対策		保健医療部隊
			被災者の健康状態の把握・支援		保健医療部隊
	薬剤師	医療支援関係業務	避難所等における一般用医薬品の保管・管理及び被災者への供給		保健医療部隊
			医薬品や健康に関する相談対応		保健医療部隊
			衛生管理及び防疫対策		保健医療部隊
	管理栄養士	栄養・食生活支援関係業務	避難所の食事提供支援・アセスメント		保健医療部隊
			特殊栄養食品のニーズへの対応		保健医療部隊
	環境	災害廃棄物関係業務	災害廃棄物処理の対応方針の検討	○	社会基盤対策部隊
			仮置場での分別指導		社会基盤対策部隊
処理委託事務				社会基盤対策部隊	

2 中長期派遣

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課
一般	一般	生活再建支援関係業務	災害救助法に係る国・市町との協議		健康福祉部 健康福祉総務課
			被災者生活再建支援金制度、家屋の応急修理補助金		防災対策部 災害対策課
		応急仮設住宅関係業務	内装、設備等に係る国との協議		健康福祉部 健康福祉総務課
			仮設住宅建設に係る各種契約・調整		健康福祉部 健康福祉総務課
		みなし仮設住宅関係業務	みなし仮設住宅に係る制度設計		健康福祉部 健康福祉総務課
			賃貸業者との協議・調整		健康福祉部 健康福祉総務課
		仮設住宅サポートセンター関係業務	仮設住宅サポートセンター設置・運営支援		健康福祉部 健康福祉総務課
		義援金関係業務	義援金対応事務		健康福祉部 地域福祉課
		災害ボランティア支援関係業務	みえ災害ボランティア支援センター運営にかかる業務		環境生活部 ダイバーシティ社会推進課
		生活保護ケースワーカー関係業務	生活困窮者対策、生活保護受給に関する相談対応		健康福祉部 地域福祉課
		災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務		環境生活部 廃棄物・リサイクル課
			市町が実施する公費解体に係る指導・助言	○	環境生活部 廃棄物・リサイクル課
		雇用維持・確保業務	雇用状況調査の実施、雇用維持にかかる支援制度の周知、離職者の再就職支援		雇用経済部 雇用対策課

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課
一般	一般	地震被害農林漁業者対策資金融資関係業務	被災農林漁業者への運転資金貸付け、利子補給等の金融支援の実施		農林水産部 担い手支援課 森林林業・経営課 水産資源・経営課
		用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得		県土整備部 公共用地課
		検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成		防災対策部 防災対策総務課
		復興体制整備業務	震災復興本部の設置、復興方針・復興計画の策定、計画の進行管理	○	防災対策部
専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 道路管理課、道路建設課
		橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 道路建設課
		河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 河川課
		砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム関係）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 防災砂防課
		港湾、海岸災害復旧関係業務	港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 港湾・海岸課
		下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部 下水道課
		水道災害復旧関係業務	県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		企業庁水道事業課
		公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		関係部局

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課
専門	土木	工業用水道災害復旧関係業務	県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		企業庁工業用水道事業課
		公共土木施設災害復旧関係業務	公共土木施設災害復旧（全般）に係る災害査定、再調査、成功認定		県土整備部施設災害対策課
		災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督		環境生活部廃棄物・リサイクル課
	建築	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物（県立学校、体育施設、医療施設、社会福祉施設等）の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理		関係部局、県土整備部営繕課
		県営住宅災害復旧関係業務	県営住宅の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		県土整備部住宅政策課
		災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		県土整備部住宅政策課
		市町災害復旧指導関係業務	被災市町に対する公営住宅の災害査定指導及び立会い		県土整備部住宅政策課
		応急仮設住宅建築関係業務	仮設住宅建築に係る設計・工事監理		県土整備部住宅政策課
		農業	被災農業者向け経営体育成支援事業対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施に係る国補事業事務	
	農林水産業共同利用施設災害復旧事業		農業協同利用施設の災害復旧に係る指導・支援		農林水産部担い手支援課
	被災者支援対策関連事業（共同利用施設）対応関係業務		強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務		農林水産部農産園芸課
	農業 林業 水産	融資先被災農林漁業者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策資金融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援		農林水産部担い手支援課 森林林業・経営課 水産資源・経営課

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課
専門	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務		農林水産部畜産課
	農業土木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等の取りまとめ、関係市町等との調整		農林水産部農業基盤整備課
		漁港施設等災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等の取りまとめ、関係市町等との調整		農林水産部水産基盤整備課
	林業	治山事業（復旧）関係業務	治山事業事務（事業計画の作成・国協議、工事実施設計、工事の土地使用承諾、工事発注・監督等）		農林水産部治山林道課
	電気	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の電気設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理		関係部局、県土整備部営繕課
		災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		県土整備部住宅政策課
	機械	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の機械設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理		関係部局、県土整備部営繕課
		災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		県土整備部住宅政策課

第2 市町の業務

1 短期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	災害対策本部関係業務	首長の補佐（災害マネジメントの支援）	○	防災所管課
			被害状況把握、関係機関との連絡調整	○	防災所管課
			災害対策本部会議等の運営支援	○	防災所管課
			行政機能回復に向けた課題解決の支援	○	防災所管課
			災害記録（写真、動画、クロナロジー等）		防災所管課
		避難所関係業務	運営体制の確立支援	○	福祉所管課 教育所管課等
			運営支援 車中泊避難者支援の指揮等	○	福祉所管課 教育所管課等
		仮設トイレの設置、し尿処理業務	避難所への仮設トイレの設置、し尿の収集・処理		環境所管課
		避難所外避難者調査業務	避難所外避難者の生活環境改善調査		福祉所管課
		物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	○	商工所管課等
			集積・配送拠点の運営助言	○	商工所管課等
			物資仕分け等集積・配送拠点の運営支援		商工所管課等
		給水業務	給水支援		上下水道局
		住家被害認定調査業務	調査体制の確立支援	○	税務所管課
			受付、現地調査		税務所管課
罹災証明業務	受付、発行、説明		税務所管課		

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	災害廃棄物関係業務	処理計画の立案支援	○	環境所管課 清掃所管課等
			仮置場での分別指導、処理委託事務		環境所管課 清掃所管課等
		生活ゴミ収集業務	生活ゴミの収集作業支援		環境所管課 清掃所管課等
		家屋の消毒業務	床下・床上浸水家屋の消毒支援		環境所管課
		総合窓口業務	総合窓口設立支援	○	戸籍所管課
		災害ボランティア関係	災害ボランティア対応、災害ボランティアセンターとの調整	○	福祉所管課、防災所管課
両方	一般／保健師	避難所関係業務	福祉避難所の確保、要配慮者振り分け		福祉所管課
専門	スクールカウンセラー	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア等		教育所管課
	学芸員	文化財保全業務	文化財の被害状況調査等		文化所管課
	獣医師	動物救護関係業務	避難所等における被災ペット対応等		環境所管課
	建築	応急危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定		建築所管課
	土木・建築・農業土木	社会基盤施設復旧業務	道路、橋梁、河川、砂防、農地、農業用施設の復旧		土木所管課 建築所管課 農林水産所管課等
	土木	下水道の復旧業務	下水道の復旧業務		下水道所管課
	医師	医療支援関係業務	被災地の病院・診療所の医療支援、救護所の設置		健康・福祉所管課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課【参考例】
専門	看護師	医療支援関係業務	救護所の設置、医療助産関係業務		健康・福祉所管課
	保健師	健康管理関係業務	避難所や車中泊の避難者等に対する公衆衛生対策・感染症対策、被災者の健康状態の把握・支援		健康・福祉所管課
	薬剤師	医療支援関係業務	避難所や車中泊の避難者等に対する一般用医薬品の保管・管理及び被災者への供給、医薬品や健康に関する相談対応、衛生管理及び防疫対策		健康・福祉所管課
	管理栄養士	栄養・食生活支援関係業務	避難所や車中泊の避難者等への食事提供支援・アセスメント、特殊栄養食品のニーズへの対応		健康・福祉所管課

2 中長期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	生活再建支援関係業務	災害救助法に係る国・県との協議		防災所管課
			生活再建支援金制度関係事務		福祉所管課
			災害見舞金支給関係事務		福祉所管課
			家屋の応急修理補助金関係事務		住宅所管課
			税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施		
			被災者生活再建の手引きの作成		
		みなし仮設住宅関係業務	みなし仮設住宅に係る制度設計	○	住宅所管課
			賃貸業者との協議・調整		住宅所管課
		仮設住宅サポートセンター関係業務	仮設住宅サポートセンターの設置・運営支援		住宅所管課
		住宅関係業務	被災公営住宅の改修事務		福祉所管課
		義援金関係業務	義援金対応事務		福祉所管課
		災害ボランティア関係業務	災害ボランティア対応、災害ボランティアセンターとの調整		福祉所管課
		生活保護ケースワーカー関係業務	生活困窮者対策、生活保護受給に関する相談対応		福祉所管課
		地域支え合いセンター関係業務	見守り、地域交流促進、社会福祉協議会との調整		福祉所管課
		災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務		環境所管課、清掃所管課等
		グループ補助金制度実施及び認定関係業務	被災した企業等への新たな補助金制度（グループ補助金）の創設、実施		商工所管課
中小企業支援関係業務	被災した中小企業への災害復旧資金融資、相談業務		商工所管課		

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が望ましい業務	受援担当課 【参考例】
一般	一般	地震被害農林漁業者対策資金融資関係業務	被災農林漁業者への運転資金貸付け、利子補給等の金融支援の実施		農林水産所管課
		用地関係業務	災害復旧に係る用地取得		用地所管課
			災害復旧に係る用地補償業務		用地所管課
		税務関係業務	固定資産税、個人住民税等の減免事務		税務所管課
		公費解体撤去関係業務	家屋解体に伴う事務処理及び現場対応		環境所管課、清掃所管課等
		農業関係業務	災害関係補助事業用務（園芸・畜産等）		農林水産所管課
			被災に伴う転用業務や農業委員会運営業務		農林水産所管課
		入札関係業務	入札・契約事務		関係課
		検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成		防災所管課
		応急仮設住宅関係業務	応急仮設住宅の用地選定		住宅所管課
			仮設住宅建設に係る各種契約・調整		住宅所管課
			応急仮設住宅入居手続き、運営管理		住宅所管課
			内装、設備等に係る国・県との協議		住宅所管課
両方	一般／ 建築	応急修理関係業務	被災住宅の応急修理に係る業務（受付～完了検査）		住宅所管課

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般 ／ 専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が望ましい業務	受援担当課 【参考例】
専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		砂防、地すべり、急傾斜災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		土木所管課
		宅地災害復旧関係業務	宅地復旧（擁壁設置（撤去）、土木の整形、法面整形及び保護等）に係る設計、査定、発注、監理		土木所管課
		下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理		下水道所管課
		災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督		環境所管課、清掃所管課等
	区画整理関係業務	区画整理監理業務		都市計画所管課	
	建築	災害公営住宅の整備関係業務	災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		住宅所管課
		市町立施設災害復旧関係業務	各種公共施設、文教・社会体育施設等の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理		関係課
	機械	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理		住宅所管課

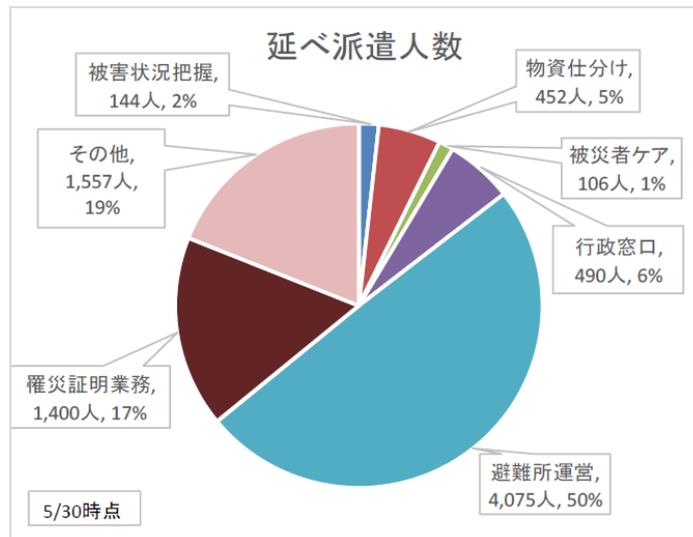
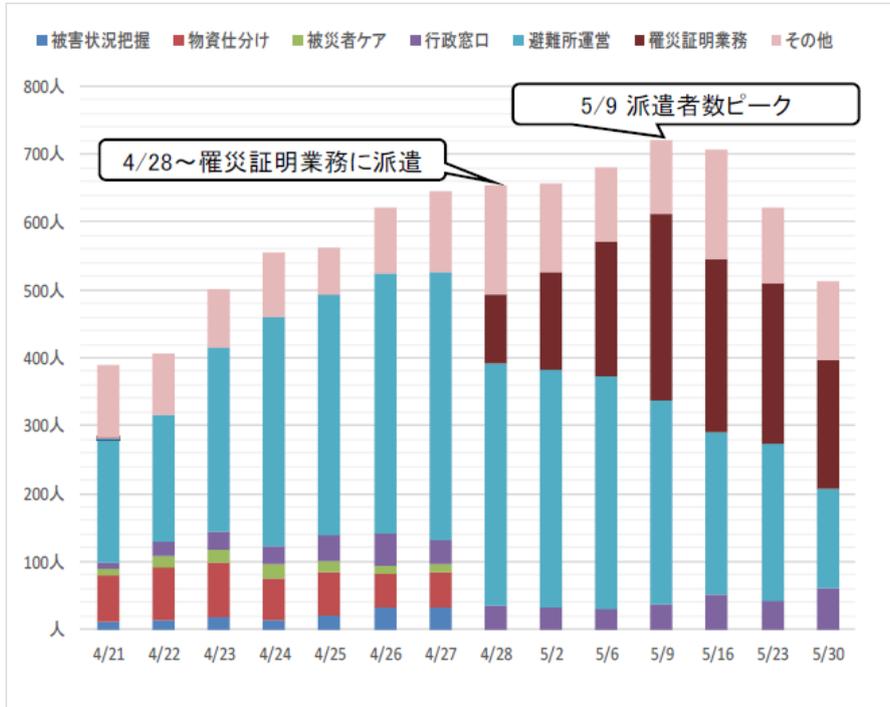
第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画／自治体応援職員の業務内容

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	被災経験自治体職員等が望ましい業務	受援担当課【参考例】
専門	農業	震災復旧緊急対策経営体育成支援事業対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施にかかる農家への指導・支援		農林水産所管課
		被災者支援対策関連事業（共同利用施設）対応関係業務	強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務		農林水産所管課
	農業／林業／水産	融資先被災農林漁業者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策資金融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援		農林水産所管課
	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務		農林水産所管課
	農業土木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	農地・農業用施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理		農林水産所管課
		漁港施設等災害復旧関係業務	漁港施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理		農林水産所管課
	林業	林道施設災害復旧関係業務	林道の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監督		農林水産所管課
	水道	水道災害復旧関係業務	水道施設、設備の本復旧業務等		上水道所管課

【平成28年熊本地震における事例】

【熊本県（熊本市除く）への応援】

九州・山口9県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。



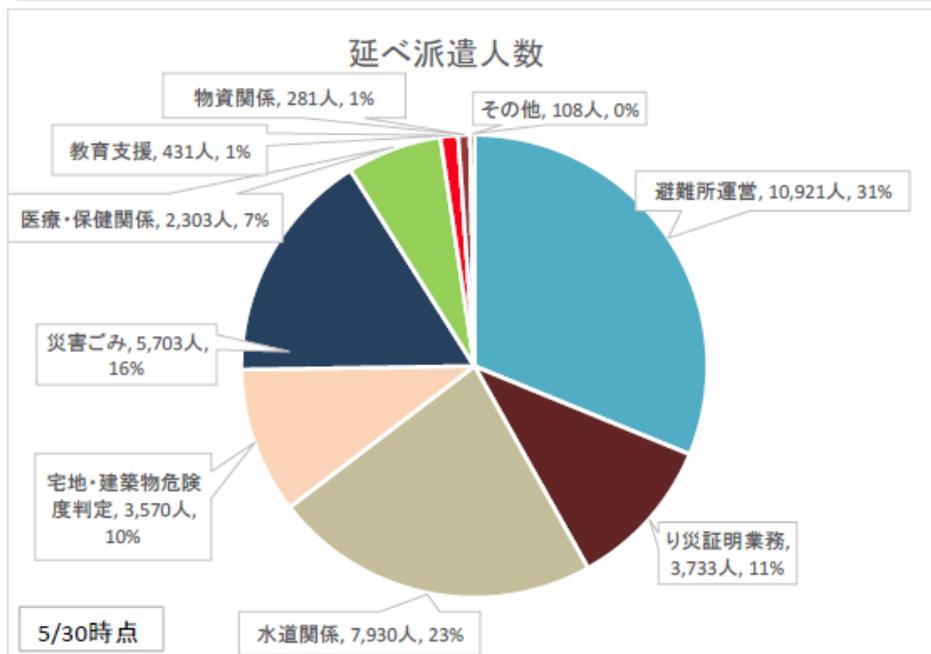
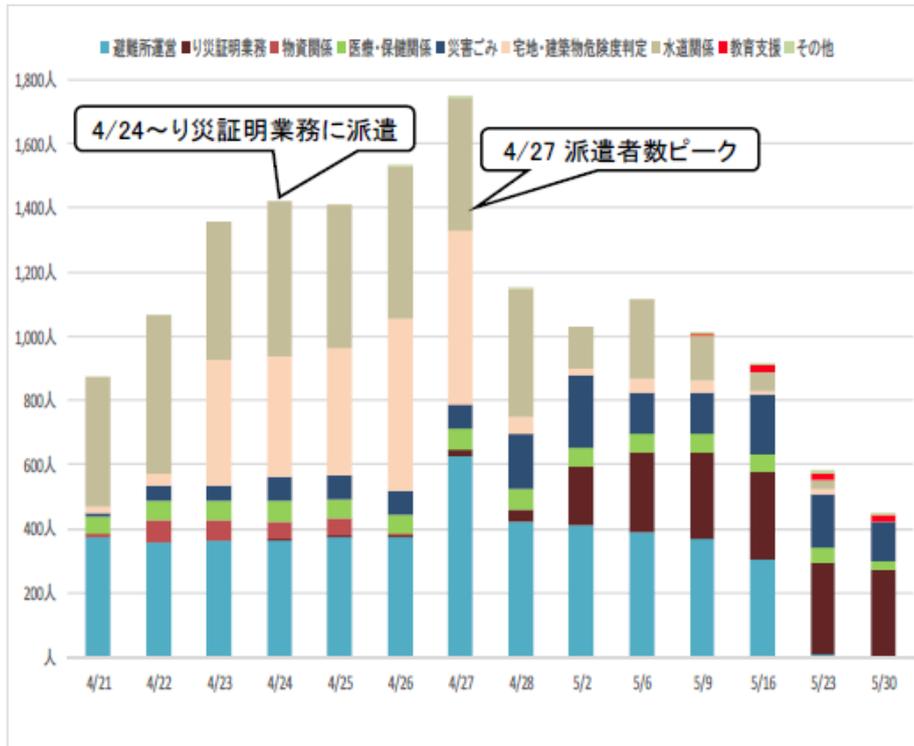
省庁等が調整して派遣した技術職等含まず。※その他は主にリエゾン

（資料）中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）「市町村への応援と受援に関する補足資料」

【平成28年熊本地震における事例】

熊本市への応援

21大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。



(資料) 中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ(第4回)「市町村への応援と受援に関する補足資料」

【平成28年熊本地震における事例】

熊本県で自治体応援職員をうまく受入れられなかった事例

- ・ 発災直後における他県への自治体応援職員の派遣要請について、緊急的対応したこともあり、要請担当部局における担当業務内容や量の精査が必ずしも十分でなく、過不足が生じた事例があった。【総務部】【教育委員会】
- ・ 100人規模の自治体派遣職員を受入れるための宿泊確保と派遣受入のための人件費等の予算確保などが課題。【総務部】【教育委員会】
- ・ 県外保健師チームの受入れにあたり、県、市町村側の受入体制が整わない中での派遣受入れとなった。【健康福祉部】

(資料) 熊本県「熊本地震の概ね3カ月間の対応に関する検証報告書」

- ・ 過去の大震災等で被災経験のある地方公共団体から派遣されている、災害対応を熟知している職員が避難所の駐車場の警備やトイレ掃除を行うなど、その知見や経験が活かされず、応援側と受援側双方が期待した機能が発揮できていない場合がある。
- ・ 派遣された自治体応援職員が、派遣先市町村での業務が不明なため事前に十分な準備ができない、被災地において未経験の業務を期待されるがマニュアル等が示されない、派遣後も実施すべき業務が受入れ側から明確に示されない等の状況により、適切に役割を果たせない場合がある。
- ・ 応援側と受援側の連携が不十分なため、避難所の運営が自治体応援職員に任せきりになっていて、避難所に関する必要な情報が被災市町村へ速やかに伝達されずに、適切な対応が講じられていない等、自治体応援職員や避難者に不満が蓄積している場合もある。
- ・ 自治体応援職員の配置に際し、宿泊場所や執務環境が十分に確保できず、応援機関が派遣を躊躇する場合や自治体応援職員の行動が制約される等の支障が生じている場合もある。
- ・ 被災市町村に長期間にわたって派遣された職員は、不慣れな環境の中で膨大な災害対応業務に従事しているが、十分なケアがなされていない場合もある。

(資料) 中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について(報告書)」

三重県広域受援計画

平成 年 月発行

三重県防災対策部災害対策課

〒514-8570 津市広明町13

電話 059-224-2189

E-mail staisaku@pref.mie.jp